

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)

令和 2(2020) 年度～令和 6(2024) 年度

令和 2 (2020)年3月
新宿区

すべての子どもたちが健やかに自分らしく
成長していくまちの実現を目指して



新宿区では、これまで三期にわたる「新宿区次世代育成支援計画」を策定して、妊娠期から世帯形成期までを対象に、未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するための施策を総合的に推進してきました。

区の出生数及び就学前児童数は、近年増加傾向にあることから、保育所等の待機児童解消を喫緊の課題と捉え、平成27年度からは「新宿区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児教育・保育の確保に積極的に取り組んでまいりました。今後は、新たに令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化によるニーズの変化等の動向を的確に見据えながら、必要なサービスを提供していくことが課題となってきます。

更に、虐待やいじめの未然防止と早期対応や子どもの貧困問題への対応等の新たな課題のほか、配慮を要する子どもと家庭への支援、地域で支える子育て支援体制の構築、子どもから社会的に自立した若者へと成長するまでの切れ目のない支援など、これまで区が推進してきた次世代育成支援のための総合的な取組みも、引き続き実施していく必要があります。

これらのこと踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に、これまでの「新宿区次世代育成支援計画」における取組みも含め、総合的に子どもと子育て家庭を支援するための施策を推進するものとして「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を策定しました。

この計画に基づき、すべての子育て家庭が、子どもを安心して産み、育てられるようきめ細かな支援を行うとともに、すべての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していくまちの実現を目指して取組みを推進してまいります。

計画策定の基礎資料としている「新宿区次世代育成支援に関する調査」では、子ども本人の意識を幅広く調査するため、新たに小学校5・6年生の児童本人に調査の協力をお願いするなど、多くのご意見を頂戴することができました。計画策定にあたり、「新宿区次世代育成協議会」や「新宿区子ども・子育て会議」の委員をはじめ、計画策定のための調査やパブリック・コメントなどにご協力いただきました皆様には感謝を申し上げるとともに、この計画を着実に推進していくため、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年3月

新宿区長 吉住 健一

〈 目 次 〉

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け及び計画期間等.....	1
2 新宿区の人口・世帯等の状況.....	3
3 計画策定のための調査の実施.....	8
4 計画策定体制と点検・評価等.....	9
5 計画全体の構成.....	11
6 施策と主な事業.....	15

第2章 目標別の取組みの方向

第2章の見方	23
目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	24
目標2 健やかな子育てを応援します	59
目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします	69
目標4 安心できる子育て環境をつくります	109

第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要	121
2 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況	126
3 新宿区の子育て支援施設等	130
4 教育・保育提供区域の設定	134
5 各年度における教育・保育の量の見込み	137
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	147
7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	160
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	161

資料編

1 事業一覧	163
2 検討・協議活動記録	190
3 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成	192
4 新宿区子ども・子育て会議の構成	194
5 新宿区次世代育成協議会条例	195
6 新宿区子ども・子育て会議条例	198
7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱	200

第1章 計画の基本的な考え方

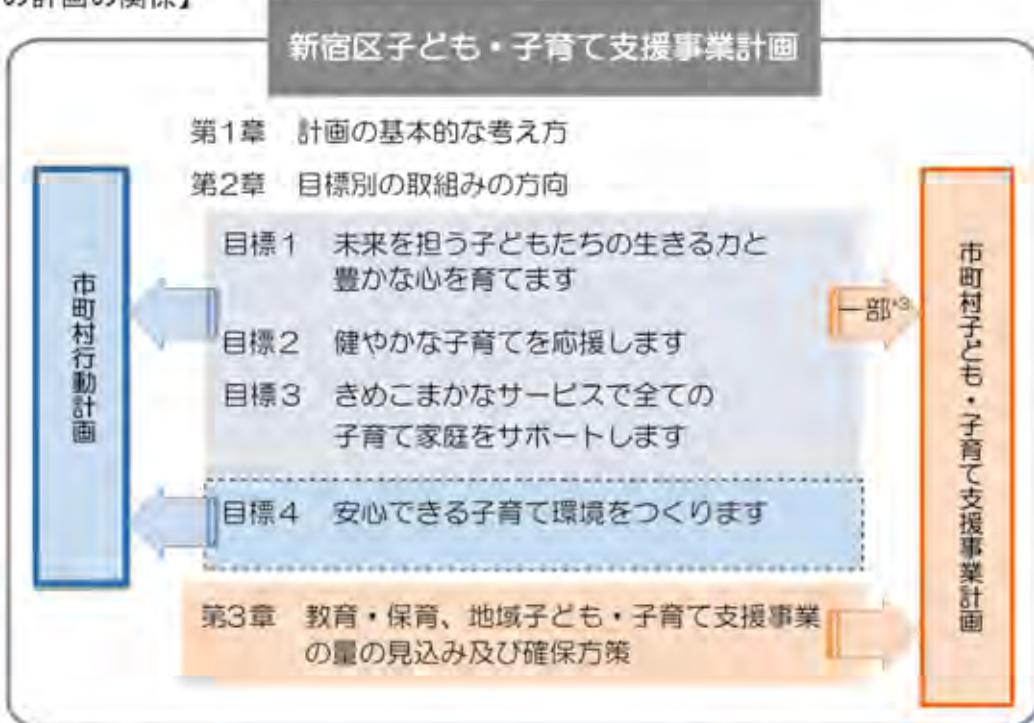
- 1 計画の位置付け及び計画期間等
- 2 新宿区の人口・世帯等の状況
- 3 計画策定のための調査の実施
- 4 計画策定体制と点検・評価等
- 5 計画全体の構成
- 6 施策と主な事業

1 計画の位置付け及び計画期間等

(1) 計画の位置付け

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（以下「本計画」という。）は、「子ども・子育て支援法」第2条^{*1}（基本理念）を踏まえ、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。あわせて、「次世代育成支援対策推進法^{*2}」第8条に基づく「市町村行動計画」として第三期までの「新宿区次世代育成支援計画」を継承し、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、妊娠期から世帯形成期を対象に、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組みについて、区が目指す方向性と施策を本計画に含めて示しています。また、「新宿区総合計画」の基本政策「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画でもあります。

【2つの計画の関係】



*1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

*2 平成17年度から平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」は、法の一部改正により令和6年度までの10年間の期間を延長されましたが、市町村行動計画の策定は任意化されました。

*3 市町村子ども・子育て支援事業計画の事業内容は、第3章のほか第2章の目標1から3においても記載しています。

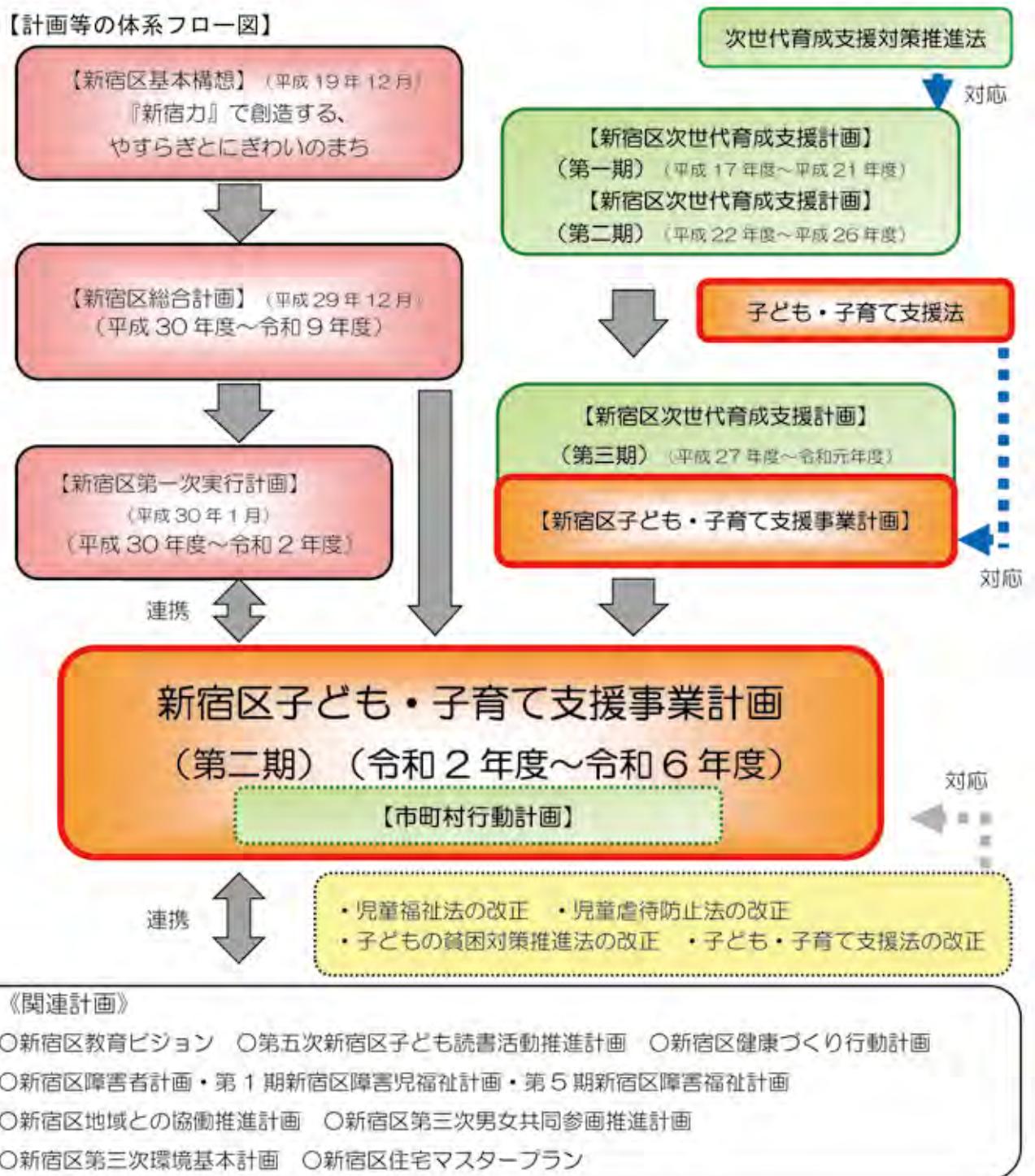
(2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 他の計画との関係

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の基本指針としての「新・放課後子ども総合プラン」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」、国が示した母子保健に関する「健やか親子21」が示すビジョンを踏まえた「母子保健計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含しています。また、関連する様々な計画とも密接な連携を図っています。

【計画等の体系フロー図】



2 新宿区の人口・世帯等の状況

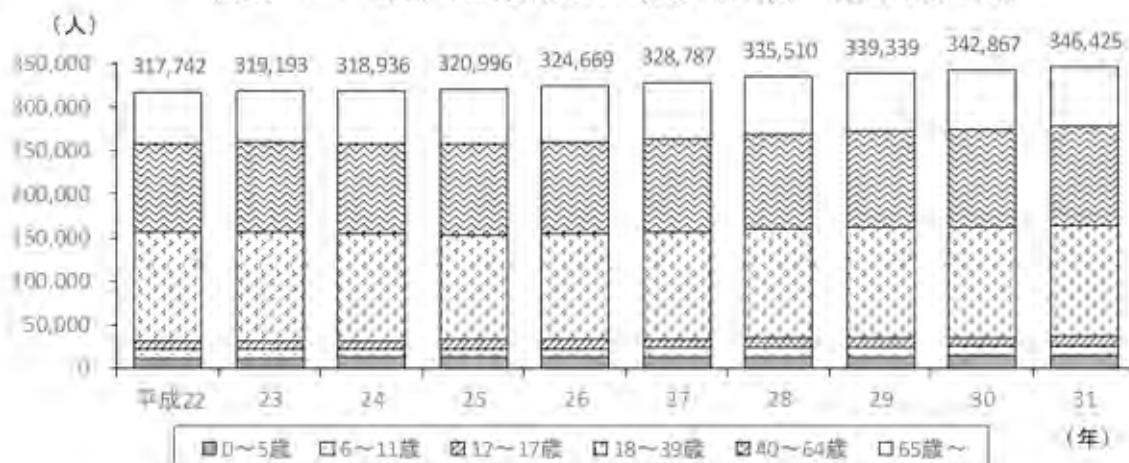
(1) 総人口及び6区分別人口の推移

区の総人口はおむね増加傾向にあり、平成31年4月1日現在で約34万6千人、そのうち外国人は約4万2千人となっています。

年齢別にみると、平成31年に0～5歳は14,155人、6～11歳は11,543人、12～17歳は10,359人となっています。0～5歳は増加傾向、6～11歳はおむね微増傾向にありますが、12～17歳はほぼ横ばいで推移しています。

外国人人口については、総人口の1割を超え、増加傾向にあります。このうち、18～39歳は2割を越えています。

図表 I-1 年齢6区分別人口の推移（総数）（各年4月1日）



図表 I-2 年齢6区分別人口の推移（内訳）（各年4月1日）

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
総数	317,742	319,193	318,936	320,996	324,669	328,787	335,510	339,339	342,867	346,425
65歳～	59,423	59,663	60,698	62,848	64,375	65,762	66,736	67,250	67,544	67,575
40～64歳	102,135	103,596	104,432	104,726	105,844	106,856	109,031	110,651	112,685	114,957
18～39歳	124,688	123,888	121,714	121,046	121,739	122,929	125,712	126,682	127,129	127,836
12～17歳	10,081	10,201	10,141	10,101	10,077	10,138	10,267	10,262	10,217	10,359
6～11歳	10,199	10,169	10,010	10,032	10,045	10,203	10,488	10,848	11,174	11,543
0～5歳	11,216	11,676	11,941	12,243	12,589	12,899	13,276	13,646	14,119	14,155

図表 I-3 総人口に占める外国人の割合（各年4月1日）

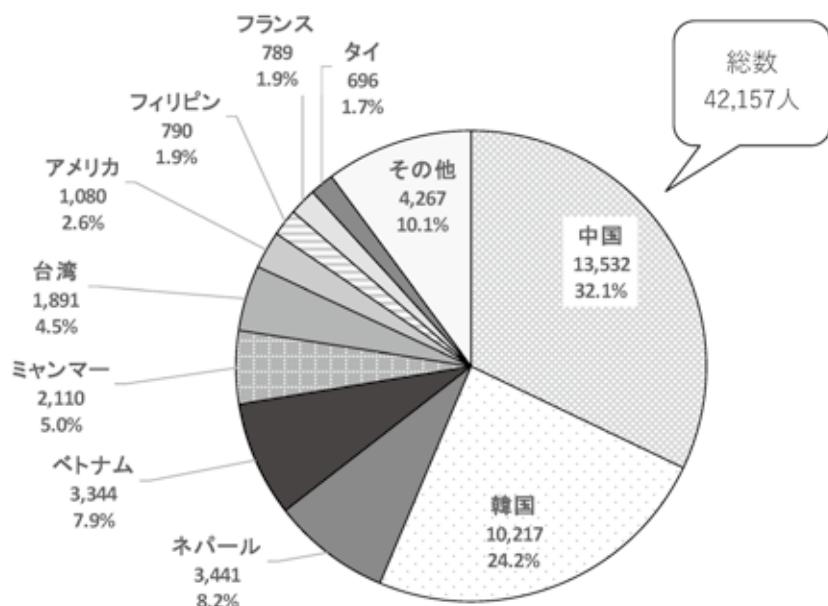
	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
総数	11.1%	11.0%	10.5%	10.1%	10.4%	11.0%	11.5%	12.1%	12.2%	12.2%
65歳～	1.4%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%
40～64歳	9.1%	8.6%	8.3%	8.1%	7.9%	8.1%	8.2%	8.4%	8.5%	8.6%
18～39歳	17.6%	17.8%	17.2%	17.7%	17.8%	19.2%	20.5%	21.8%	22.0%	21.8%
12～17歳	9.7%	10.1%	10.1%	10.0%	9.7%	9.8%	9.8%	10.4%	10.2%	10.2%
6～11歳	10.7%	11.1%	10.6%	9.7%	9.5%	9.1%	9.0%	9.2%	9.5%	9.7%
0～5歳	8.5%	8.7%	8.3%	8.5%	7.6%	7.5%	7.1%	7.4%	7.1%	7.1%

出典：住民基本台帳

(2) 国籍別外国人人口（実数、割合）

外国人人口は、平成31年4月1日現在で約4万2千人となっています。国籍別でみると、約3割を占める中国を筆頭に、韓国が約2割以上、ネパール、ベトナム、ミャンマー、台湾、フィリピンやタイといったアジア諸国が合計で約3割、そのほかアメリカやフランスなどの欧米諸国が占めています。

図表 I-4 国籍別外国人人口（実数、割合）（平成31年4月1日現在）



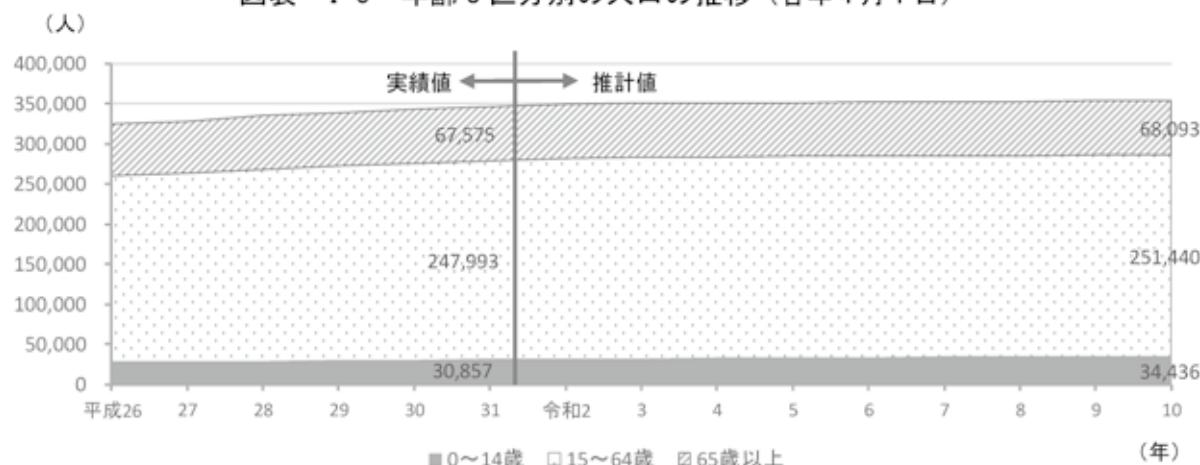
注)構成比の計については、小数点第二位で四捨五入をしているため100%にならない場合があります。

出典：新宿区の統計

(3) 3区分別人口の推移と見通し

令和元年から令和10年までの人口推計値をみると、総人口は微増傾向にあり、年少（0～14歳）人口が約1割、生産年齢（15～64歳）人口が約7割、高齢者（65歳以上）人口が約2割で推移する見込みです。

図表 I-5 年齢3区分別の人口の推移（各年4月1日）

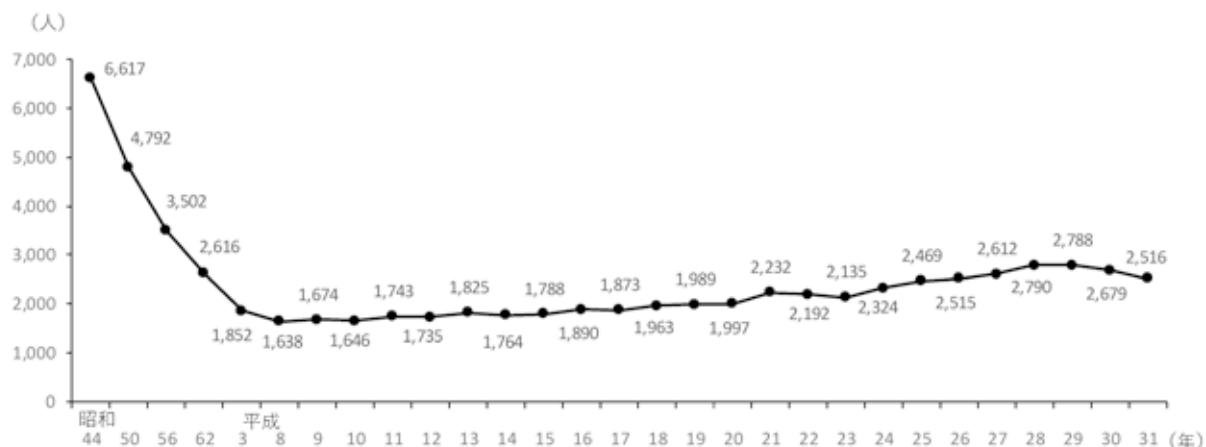


出典：【実績値】住民基本台帳、【推計値】新宿区資料

(4) 出生数の推移

昭和 44 年に 6,617 人だった区の出生数はその後減少が続き、平成 3 年には 2,000 人を割り、平成 8 年には最小の 1,638 人となりました。その後は微増減を繰り返し、平成 21 年には 2,000 人を超え、平成 31 年には 2,516 人となっています。

図表 I-6 出生数の推移

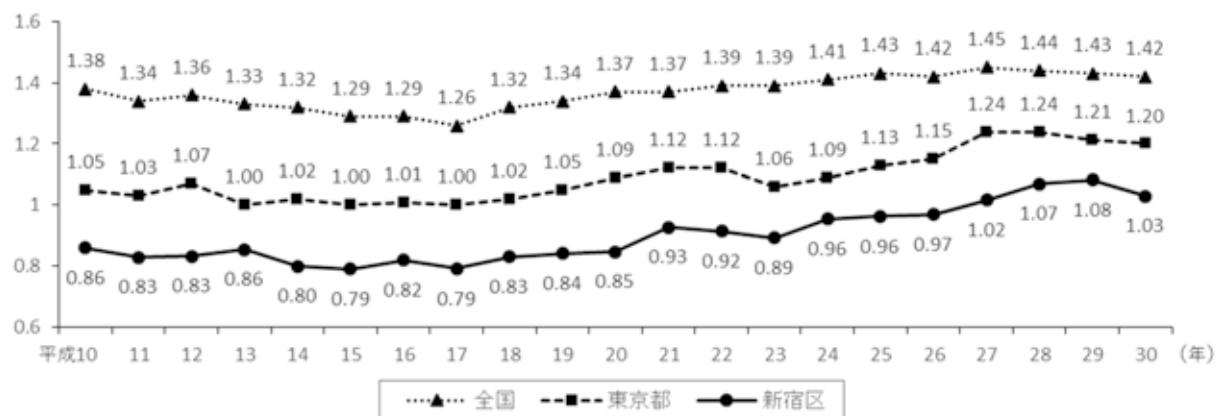


出典：「新宿区の概況」

(5) 合計特殊出生率の推移

区の合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均数）は、全国の都道府県の中で最も低い東京都の中でも、低い値で推移しています。平成 23 年以降は上昇傾向にありましたが、平成 30 年には 1.03 となっています。

図表 I-7 合計特殊出生率の推移



出典：東京都、新宿区の合計特殊出生率：東京都福祉保健局「人口動態統計」

全国の合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計 年報」

※全国の平成 30 年の数値（1.42）は概数

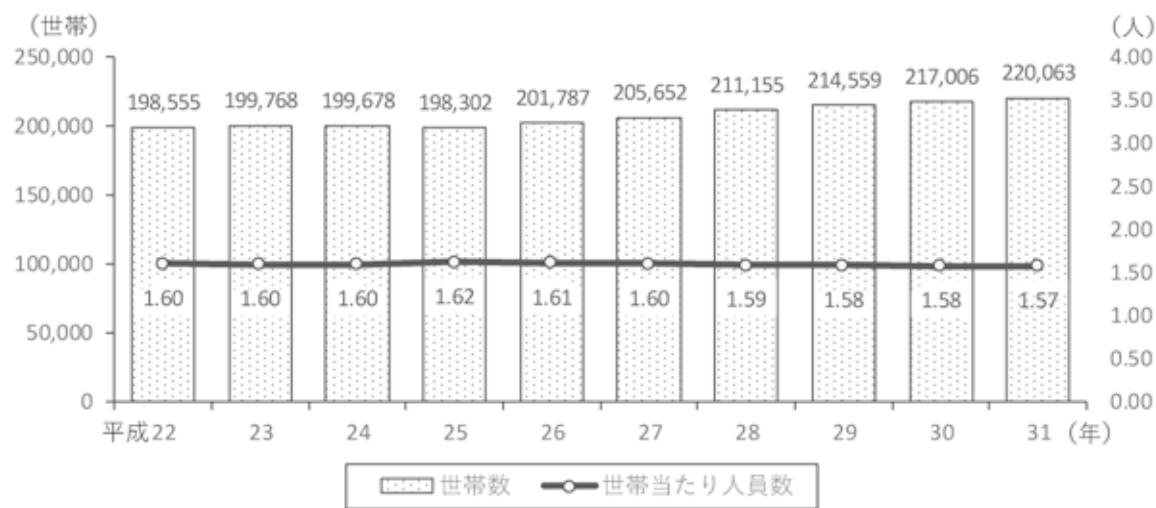
(6) 世帯数の推移

平成 31 年 4 月 1 日現在の世帯数は、220,063 世帯です。平成 22 年以降、おむね増加傾向にあり、平成 22 年から 31 年までの間に約 21,500 世帯の増となっています。

一方、世帯当たりの人員数は減少が続いている、平成 22 年の 1.60 人から平成 31 年には 1.57 人となっています。

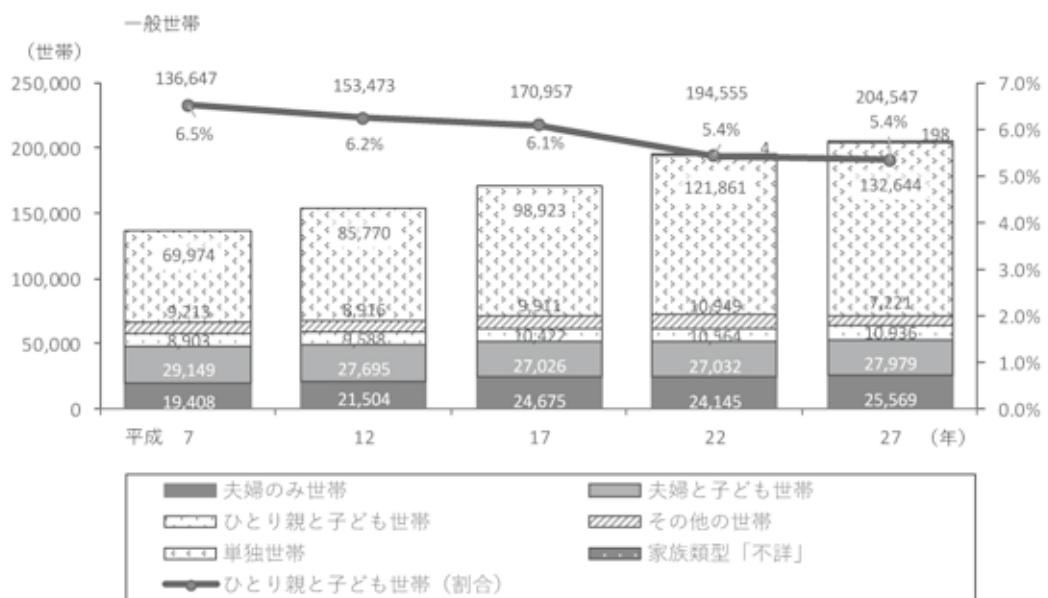
家族類型別世帯数の推移をみると、区では単独世帯の割合が大きく伸びています。ひとり親世帯については割合が減少していますが、実数はほぼ横ばいとなっています。

図表 I-8 世帯数及び世帯当たり世帯人員数の推移(各年 4 月 1 日)



出典：住民基本台帳（外国人住民を含む）

図表 I-9 家族類型別世帯数の推移

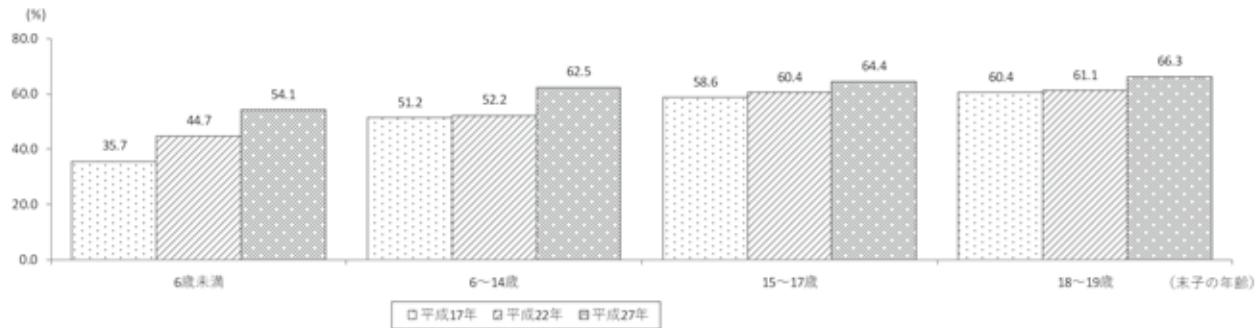


出典：総務省「国勢調査」

(7) 共働き世帯の割合

平成17年、22年、27年の調査結果を比較すると、20歳未満の子どもがいる夫婦の世帯に占める「夫婦とも就業」の世帯の割合は年々増加しています。特に、6歳未満の就学前児童の保護者については、平成17年の35.7%から平成27年の54.1%と大きく増加しています。

図表 I-10 末子の年齢別、子どもがいる夫婦の世帯に占める
「夫婦とも就業」の世帯の割合（新宿区）



出典：国勢調査 就業状態等基本集計結果

3 計画策定のための調査の実施

「新宿区次世代育成支援に関する調査」（以下「区の調査」という。）は、区民の子育て支援サービスの利用状況や子どもと子育て家庭等の意識、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するため、平成30年11月13日から30日の間に実施しました。

下表の1及び2は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するため、3から8までは、子育て支援サービスの利用状況や子どもと子育て家庭等の意識を把握するため実施しました。さらに、今回の調査からは、子どもの日常的な暮らしの状況や子ども自身の意識をより詳細に把握するため、3及び4を新たに加えています。

調査結果は、第2章の中で施策毎に「現状と課題」の中で引用しているほか、第3章の事業量の見込みの基礎数値として使用しています。

なお、調査対象・回収率等は、以下のとおりです。また、調査結果は区公式ホームページや図書館・特別出張所などで閲覧することができます。

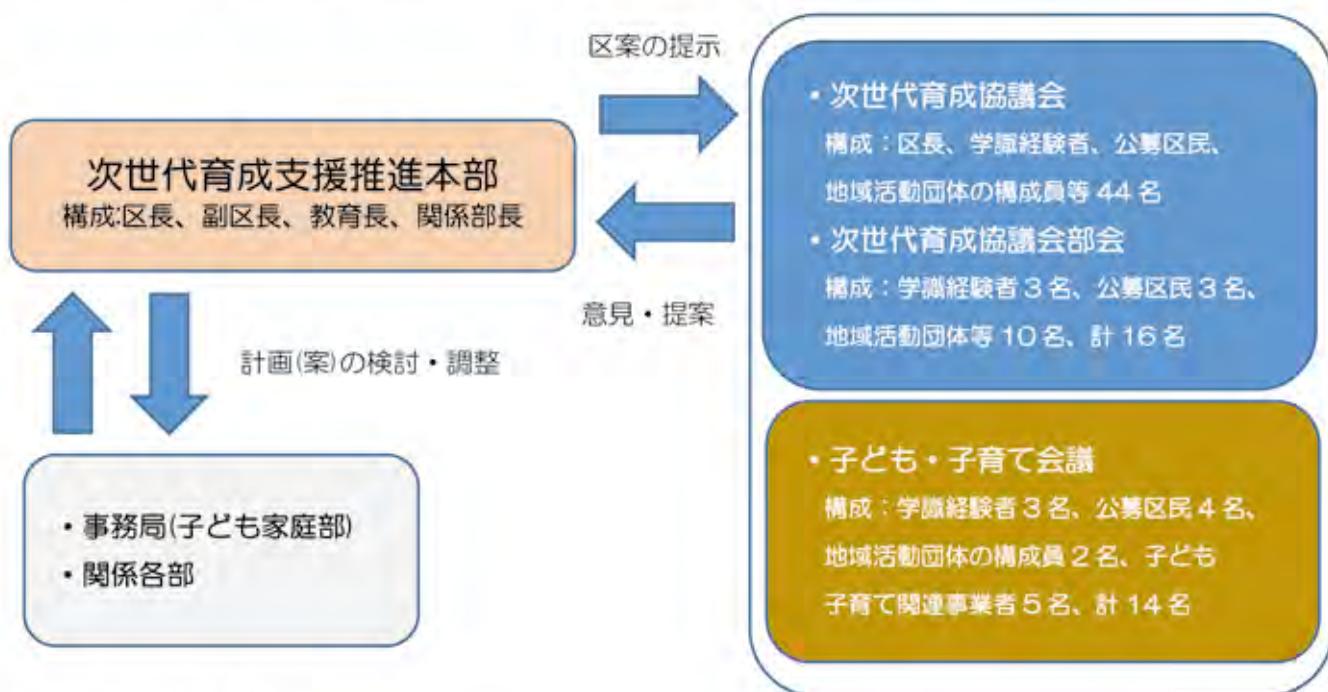
対象者	対象者数 (人)	有効回収数 (票)	有効回収率
1 就学前児童保護者	2,500	1,214	48.6%
2 小学生保護者	2,200	1,128	51.3%
3 小学校5・6年生	800	293	36.6%
4 小学校5・6年生保護者	800	342	42.8%
5 中学生	800	282	35.3%
6 中学生保護者	800	345	43.1%
7 青少年（15歳～17歳）	1,000	291	29.1%
8 若者（18歳～39歳）	1,200	256	21.3%
合 計	10,100	4,151	41.1%

*調査票の発送・回収とともに郵送（回答は無記名）とし、対象は住民基本台帳に基づく年齢別の無作為抽出としました。

4 計画策定体制と点検・評価等

(1) 計画策定体制

本計画は庁内検討組織である「新宿区次世代育成支援推進本部」、公募区民・学識経験者・地域活動団体の構成員等からなる「新宿区次世代育成協議会」及び「新宿区次世代育成協議会部会」において、前計画の進捗状況の把握・検証を行いつつ、計画案を検討・協議するとともに、公募区民・学識経験者・地域活動団体の構成員・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、策定を進めてきました。



(2) 地域説明会の実施

回	開催日	曜日	会場	参加者
第1回	令和元年11月15日	金	落合第一地域センター	5人
第2回	令和元年11月17日	日	戸塚地域センター	10人
第3回	令和元年11月18日	月	牛込篠町地域センター	4人
第4回	令和元年11月19日	火	四谷地域センター	7人
第5回	令和元年12月2日	月	柏木地域センター	6人
第6回	令和元年12月4日	水	角筈地域センター	8人
第7回	令和元年12月5日	木	大久保地域センター	6人
第8回	令和元年12月6日	金	落合第二地域センター	1人
第9回	令和元年12月7日	土	若松地域センター	5人
第10回	令和元年12月10日	火	榎町地域センター	16人
合計				68人

(3) パブリック・コメントの実施

実施期間	意見提出件数	意見の提出方法
令和元年11月15日（金）から 令和元年12月16日（月）まで	107件	窓口への直接提出、郵便、ファックス又は新宿区ホームページの「ご意見専用フォーム」等

(4) 点検・評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、行政評価制度等により各目標の主な事業についての評価を行い、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、計画の見直しを図ります。

また、「教育・保育の量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」等については、各年度の住民基本台帳人口を基に、新宿自治創造研究所が試算した人口推計を使用し、必要に応じて見直します。

さらに、施策をより効果的に推進するため、新宿区次世代育成支援推進本部、新宿区次世代育成協議会及び新宿区子ども・子育て会議において、計画の進行管理を行います。

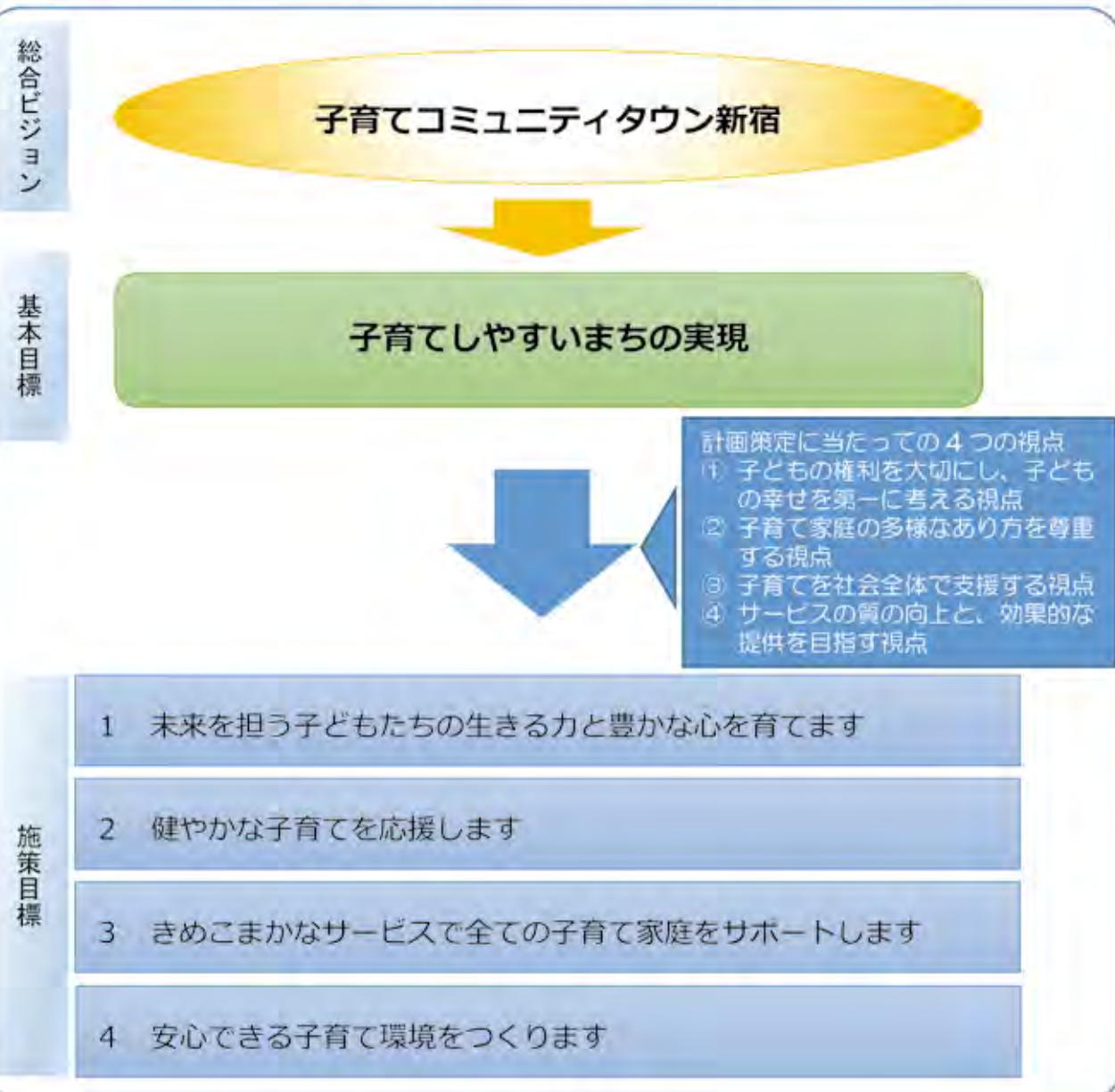
なお、各会議の資料や議事録は区公式ホームページに掲載しています。

5 計画全体の構成

新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、国際的な街など多彩な顔を持ち、住み、働き、学び、楽しみ、憩い、集うことのできる、都市機能がバランスよく集積した魅力にあふれたまちです。

新宿のまちで生活し活動する多様な人々が、自分の子育て経験を活かしながら他人の子育てを応援する中で、「子育て」をきっかけに出会いと交流が生まれ、コミュニティが育っていきます。また、自分に合った子育て支援サービスを豊富なメニューの中から選択できるとともに、ワーク・ライフ・バランスが一層推進されることで、誰もが子育てを楽しみながら生き生きと暮らすことができます。こうした目指すべきまちの姿への思いを、「子育てコミュニティタウン新宿」に込め、本計画の総合ビジョンに掲げました。

この「子育てコミュニティタウン新宿」を推進していくため、本計画では「子育てしやすいまちの実現」を基本目標として掲げるとともに、4つの施策目標を定め、子どもと子育て支援施策にかかる取組みの方向と具体的な事業を体系化しました。



(1) 総合ビジョン

本計画の総合ビジョンに掲げる「子育てコミュニティタウン新宿」とは、新宿のまちにおいて、以下に掲げる具体的な4つのまちの姿が実現されることと捉えています。

子育てコミュニティタウン新宿

- ①子育てを応援する人とサービスが豊富なまち
- ②支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまち
- ③都市の魅力が子育てに活きているまち
- ④ワーク・ライフ・バランスのとれた子育て環境を実現するまち

(2) 基本目標

「子育てコミュニティタウン新宿」の実現を目指し、本計画の基本目標及び数値目標を次のとおりとします。

《基本目標》

子育てしやすいまちの実現

《数値目標》

「子育てしやすいまちの実現」のため、「子育てしやすいまちだと思う人」の割合を増やすことを数値目標として定めます。

区分	現状 (平成 30 年度区の調査結果)	目標 (令和 6 年度)
就学前児童保護者	59.3%	65.0%
小学生保護者	61.9%	65.0%

■数値目標設定の考え方

- 平成 30 年度の区の調査では、新宿区が「子育てしやすいまちだと思う」人の割合が、就学前児童保護者で 59.3%、小学生保護者で 61.9% でした。この割合について、前計画の目標値と比較すると、就学前児童保護者の目標値は 55% で目標を達成しました。しかしながら、小学生保護者の目標値は 65% で未達成（達成率 95.2%）でした。
- 本計画では、平成 25 年度区の調査結果と平成 30 年度区の調査結果との伸び率の半分を平成 30 年度区の調査結果に加え、小数点以下を切り捨てた数値を目標としました。

就学前児童保護者

$$(59.3\% \text{ (平成 30 年度区の調査結果)} - 47.0\% \text{ (平成 25 年度区の調査結果)}) \div 2 + 59.3\% \approx 65\%$$

小学生保護者

$$(61.9\% \text{ (平成 30 年度区の調査結果)} - 54.9\% \text{ (平成 25 年度区の調査結果)}) \div 2 + 61.9\% \approx 65\%$$

〔参考〕実績値の比較（各年度の区の調査結果）

区分	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
就学前児童保護者	24.7%	35.9%	47.0%	59.3%
小学生保護者	16.6%	35.0%	54.9%	61.9%

(3) 施策目標

計画策定に当たっての4つの視点

- ① 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点
- ② 子育て家庭の多様なあり方を尊重する視点
- ③ 子育てを社会全体で支援する視点
- ④ サービスの質の向上と、効果的な提供を目指す視点

1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は、人として成長していく土台が築かれるかけがえのない時期です。次世代の親となり未来の担い手となる子どもたちの権利を尊重し、自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図っていきます。また、子どもが社会的に自立した若者として成長していくよう、切れ目がない支援を推進します。

2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを生み育てられるよう、妊娠・出産・子育て期における親と家庭を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長に合わせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

3 きめこまかなるサービスで全ての子育て家庭をサポートします

子育てしやすい社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。また、全ての子育て家庭が心にゆとりを持って子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図るとともに、子育て支援サービスを必要としている人が、気軽に利用できる環境づくりを進めています。さらに、保育園の待機児童解消対策を推進するとともに、学童クラブの充実を図ります。

4 安心できる子育て環境をつくります

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めています。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動を推進するとともに、環境問題への取組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現を目指します。

6 施策と主な事業

(1) 施策の体系

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて
 - ① 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利
 - ② 虐待から子どもを守るためにの取組み
 - ③ 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み
- 2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために
 - ① 質の高い学校教育の推進
 - ② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援
- 3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために
 - ① 心とからだの栄養素 「遊び」
 - ② 心とからだの栄養素 「文化・芸術」
 - ③ 心とからだの栄養素 「食」
- 4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて
- 5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

目標2 健やかな子育てを応援します

- 1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み
- 2 子どもの健やかな成長のために
 - ① 乳幼児の健やかな発達支援
 - ② 学童期から思春期までの健康づくり

目標3 きめこまかなくらいサービスで全ての子育て家庭をサポートします

- 1 子育て支援サービスの総合的な展開
 - ① 子育て支援サービスの充実
 - ② 経済的な支援
 - ③ 子どもの貧困問題に向けた取組み
- 2 就学前の教育・保育環境の充実
 - ① 保育所待機児童の解消
 - ② 保育サービスの充実と質の確保
 - ③ 幼児教育環境の充実
- 3 放課後の子どもの居場所の充実
 - ① 学童クラブの充実と質の確保
 - ② 放課後子どもひろば等の充実
- 4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために
- 5 ひとり親家庭への支援
- 6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 外国につながりのある家庭、子どものために

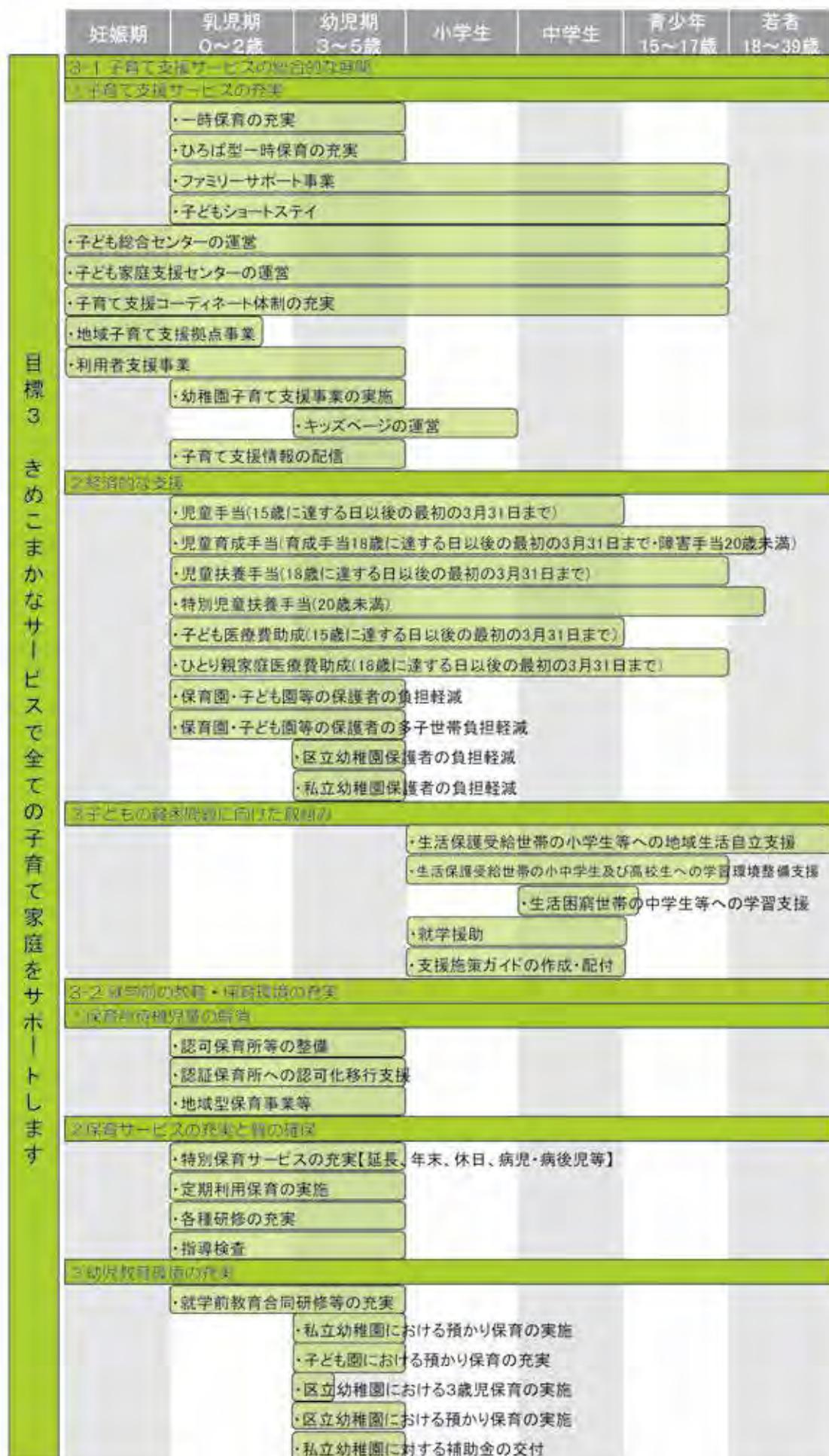
目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 3 もっと安全で安心なまちづくり
- 4 未来の子どもたちへの環境づくり

(2) ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援

	妊娠期	乳児期 0～2歳	幼児期 3～5歳	小学生	中学生	青少年 15～17歳	若者 18～39歳	
目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます	1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて	・全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利	・人権教育の推進 ・子どもの施策への参画促進					
	2虐待から子どもを守るためにの取組み	・子ども家庭・若者サポートネットワーク ・子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口) ・要保護児童対策地域協議会 ・育児支援家庭訪問事業(養育支援) ・要支援家庭を対象とした子どもショートステイ ・児童相談所の整備						
	3子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み		・新宿子どもほっとライン ・情報モラル教育の推進 ・学校問題支援室の運営 ・学校問題等調査委員会の運営 ・児童・生徒の不登校対策					
	1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために	・質の高い学校教育の推進	・学校サポート体制の充実 ・学校評価の充実 ・ICTを活用した教育の充実 ・創意工夫ある教育活動の推進 ・地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実 ・部活動を支える環境の整備					
	4一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援	・発達相談 ・児童福祉法に基づく児童発達支援 ・障害児等巡回保育相談	・特別支援教育の推進 ・学校における巡回指導・相談体制の充実 ・まなびの教室(特別支援教室) ・障害者理解教育の推進					
	1-3 未来を担う子どもたちが心地ともに豊かに育つために	・心とからだの栄養素「遊び」	・児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援 ・未来を担うジュニアリーダーの育成					
	5心とからだの栄養素「文化・芸術」	・プレイパーク活動の推進 ・みんなで考える身近な公園の整備 ・新宿中央公園の魅力向上						
		・文化体験プログラムの展開 ・子ども読書活動の推進 ・絵本でふれあう子育て支援	・学校における伝統文化理解教育の推進 ・学校図書館の充実					





妊娠期	乳児期 0~2歳	幼児期 3~5歳	小学生	中学生	青少年 15~17歳	若者 18~39歳
3-3 放課後の子どもの居場所の充実						
① 学童クラブの充実と他の種別						
			・学童クラブの充実			
			・各種研修の充実			
3-4 放課後子どもひろば等の充実						
② 放課後子どもひろばの拡充						
			・放課後子どもひろばの拡充			
			・学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営			
			・児童福祉法に基づく放課後等ティーサービス			
			・障害児等タイムケア事業			
3-4 持に配慮が必要な子どもと家族のために						
③ 保育園等における障害児保育						
			・学童クラブにおける障害児保育			
			・幼稚園における特別支援教育			
			・保育所等訪問支援事業			
			・補装具費の支給			
			・日常生活用具の支給			
			・住宅設備改善			
④ 中等度難聴児発達支援事業						
⑤ 障害児者のための居宅介護(ホームヘルプサービス)						
⑥ ベアレンタメントーの活用・養成						
⑦ 障害児者のための短期入所(ショートステイ)						
⑧ 重症心身障害児等在宅レスバイトサービス						
3-5 ひとり親家庭への支援						
① 生活向上支援事業(ひとり親家庭福祉)(20歳未満)						
② 母子家庭等自立支援給付事業						
③ ひとり親家庭家事援助者雇用賃助成事業						
3-6 子育て中のワーク・ライフ・バランスの推進						
① ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発						
② 育児ママの再就職準備講座						
③ 男性の育児・介護サポート企業応援事業						
④ 父親の育児参加の促進						
⑤ ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度						
3-7 外国につながりのある家庭、子どものために						
① 日本語学習への支援						
② 外国語版生活情報誌の発行						
③ 保育園児等へのサポート						
④ 日本語サポート指導						
⑤ 日本語学級の運営						

目標3 きめこまかなるサービスで全ての子育て家庭をサポートします

	妊娠期	乳児期 0~2歳	幼児期 3~5歳	小学生	中学生	青少年 15~17歳	若者 18~39歳
目標4 安心できる子育て環境をつくります	4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり ・家庭・地域の教育力との連携(子育てメッセ) ・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)				・青少年活動推進委員の活動		
		・新宿区子ども未来基金を活用した助成事業					
		・落合三世代交流事業 ・児童と高齢者の交流					
	4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり ・子育て応援ショップの登録促進 ・交通パリアフリーの整備促進 ・ユニバーサルデザインまちづくりの推進 ・清潔できれいなトイレづくり						
	4-3 もっと安全で安心なまちづくり ・みんなで進める交通安全 ・安全教育の推進 ・緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」						
	・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進						
	4-4 未来の子どもたちへの環境づくり ・環境学習情報センターの管理運営 ・地球温暖化対策の推進 ・環境学習・環境教育の推進 ・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)						
	・多世代・次世代育成居住支援						

★トピックス★

若者が考える 新宿の魅力

区では、若者世代の意見やアイデアを施策に反映させるためのきっかけづくり・場づくりのために「しんじゅく若者会議」を開催しています。

令和元年度の「しんじゅく若者会議」は、「新宿の魅力～新宿の魅力を『若者のつどい』でPRしよう」をテーマに開催し、参加者が5班に分かれ話し合った成果を、11月16日に新宿文化センターで開催した「若者のつどい」で発表しました。その内の2班が、学校教育や子育てしやすい環境など「子ども・子育て」に関する内容であったため紹介します。

【発表内容 抜粋】

A班



D班

新宿の魅力

イチ押し 新しい宿のマチ～魅力を住みやまい新宿へ

- ①出生数UP! 10年ぶりに約1.4倍に、子育てしやすい街ランク全国1位
- ②多様性：外国人の割合約1割、誰でも安心して暮らせる街へ
- ③施設充実：病院の数(人口あたり)が全国平均より7倍

坂の駅前 ロード	東京タワー 神社	竹の子山 アリスホール	有名企業 が二ヶ所に	おいしい名 店
-------------	-------------	----------------	---------------	------------

- 外国人が人口の10%以上を占め、小学校にも多くの外国人が通っており、新宿で子育てをするとグローバルな人材を育てることができる。

- 大都会なのに自然が多く、街中から歴史を感じられる。その上、街の利便性も高く子育てしやすい環境である。

- 20年前に比べて(平成6年と平成26年を比較)出生数が約1.4倍に増えている。

- 共働き子育てしやすい街ランキング全国1位(日経DUAL・日本経済新聞共同調査2018・2016年)を獲得している。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

目標2 健やかな子育てを応援します

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

目標4 安心できる子育て環境をつくります

第2章の見方

この章は、次のように構成しています。

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

①全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

当該施策の背景、国等の動向、区の調査結果等について記載しています。

【現状と課題】

(1) 未来を担う子どもが大切にされるということ

【取組みの方向】

①人権教育の推進と啓発事業の充実

目標の実現に向けて、区が取り組む施策の方向性について記載しています。

【主な事業】

取組みの方向に関する具体的な事業について記載しています。

事業名・事業の概要	現況	目標
①-1 ○○○○○		

※1 「現況」は表示がない限り平成30年度末の実績です。

※2 「目標」は、事業を取り巻く状況変化への対応や点検・評価により、必要に応じて見直します。記載内容は新宿区第一次実行計画期間である令和2年度又は本計画期間である令和6年度までの目標です。

※3 表中の網掛けは、市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業です。

※4 この計画に関わる全ての事業については、巻末の参考資料に掲載しています。

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

①全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

【現状と課題】

(1) 未来を担う子どもが大切にされるということ

子どもの人権の尊重・保護の促進を国際的に目指した「子どもの権利条約」について、日本は、平成6年（1994年）に批准しました。この条約では、大きくわけて次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

- ・ 生きる権利……防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- ・ 育つ権利……教育を受け、休んだり遊んだりできること。考え方や信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- ・ 守られる権利……あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。
- ・ 参加する権利……自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。

出典：「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会抄訳

「子どもの権利条約」は、大人と同様にひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、弱い立場にある子どもたちには、保護や配慮の権利も保障しています。

本計画では、こうした子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、未来を担う子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

(2) 子どもの権利や自己決定に関する意識

新宿区自治条例第22条では、「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。」と定めています。

区の調査でも、小学校5・6年生及び中学生に「一緒に住んでいる大人にしてほしい（してほしくない）と思うこと」を尋ねたところ、「大人の考えを押し付けないでほしい」「しつこくいろいろ聞いてこないでほしい」「自分が自由に使える時間をふやしてほしい」「自分のことは自分で決めさせてほしい」という回答が上位となりました。

子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。

【取組みの方向】

①人権教育の推進と啓発事業の充実

- ・学校・保育園・子ども園・幼稚園・児童館・保健センターなど、教育・福祉・保健の各分野において、子ども自身と保護者が人権についての理解を深めることにより、子どもが自分を大切にし、大切にされる意識や、他者への理解、思いやりの心が根付くよう、引き続き取組みを推進します。
- ・子どもの虐待や子どもの性の商品化、性犯罪等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

②子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進

- ・子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深め取組みを進めるとともに、子ども自らが意見を表明する機会を持ち、区政への参加意欲を高める取組みを行っていきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①人権教育の推進 人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組みについて研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進委員会を年3回実施 ・人権教育の理解・啓発を図るために人権尊重教育推進委員会より（リーフレット）の作成・配付 ・平成30年度全国中学校人権作文コンテスト東京都大会（中学校9校 1,220名参加）への参加や人権メッセージ発表校（小学校1校）、人権の花運動を小学校3校で実施 ・人権尊重教育推進校を指定し、平成30年度については人権課題「LGBT」をテーマに、幼稚園・小学校・中学校で実践を行い、取組みの成果についてリーフレットを通して共有 ・各学校では、人権教育プログラム（東京都教育委員会）を活用し、障害者、高齢者、外国人等様々な人権課題について、道徳の時間をはじめとする教育活動全体で人権教育を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進委員会を年3回実施 ・新宿区人権尊重教育推進校として、小・中学校を指定し、実践的な研究成果を共有 ・人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを作成し、教職員向けに配付 ・教育管理職の人権教育研修参加率100%

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>②子どもの施策への参画促進</p> <p>[小学生・中学生フォーラムの実施]：未来を担う小・中学生が、区政や身の回りのことなど自由なテーマで調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う体験を通して区政に対する参画意欲を高めていきます。</p> <p>[施策への参画]：児童館等における子ども会議への参加・公園の整備計画への参加等において、子どもの参画を促しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生フォーラム 小学校 3校/年 中学校 1校/年 ・児童館等における子ども会議の実施 ・公園を利用する子どもたちにヒヤリング調査等を実施し、公園整備計画に反映(令和元年度) 	子どもが区政に参加できる機会を引き続き確保していきます。

②虐待から子どもを守るためにの取組み

【現状と課題】

(1) 子どもの人権を守るためにの関係機関の連携

虐待やいじめ、子どもの性の商品化などにより子どもの人権が侵害される事例は後を絶ちません。平成30年度に全国の児童相談所で対応した虐待対応件数は約16万件となっており、虐待による子どもの悲惨な事件が相次いで報道されている状況もあります。区でも虐待相談の受付件数が年々増加しており、平成30年度は年間800件弱と平成25年度に比べて約5倍の新規相談を受理しています。

虐待等への介入や支援が必要な事例に迅速かつ適切に対応するため、中核としての役割を担う子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターが、きめ細かな相談・支援体制を構築しています。また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」のもとで、実際にケース対応の検討を行うサポートチーム会議では、要保護児童、養育支援が特に必要である児童やその保護者及び妊婦への適切な対応を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っています。

さらに、乳幼児健康診査の未受診者や就学予定の学校に一度も登校していない等、居住実態が確認できず虐待が疑われる子どもについては、各所管による訪問等の調査を経て子ども総合センターに情報を集約し、児童相談所や警察とも連携しながら安否確認をしてきました。

また、全庁的な検討会議において定期的に居所不明児童の対応マニュアルの点検を行い、子ども総合センターを中心に、関係部署が連携して居住実態の把握に努めています。

今後も虐待等の人権侵害から子どもを守るため、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援が円滑に行えるよう、関係機関が連携して対応する取組みが必要です。

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成しています。



【主な構成機関】 相互に協力・連携

東京都児童相談センター／警視庁新宿少年センター／警察署／子ども人権委員／家庭裁判所／医療機関／民生委員・児童委員、主任児童委員／婦人相談員、母子・父子自立支援員／幼稚園、保育園、子ども園／男女共同参画センター／児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば／保健センター／教育委員会／子ども総合センター、子ども家庭支援センター

データでみると…

図表 II-1 子ども家庭支援センター新規相談件数

相談内容	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
虐待相談	150	179	300	368	472	789
養護相談	446	730	648	585	647	548
保健相談	11	5	6	5	6	2
障害相談	56	50	30	30	39	17
非行相談	3	2	12	12	4	1
育成相談	1,151	1,056	1,241	1,210	1,383	1,426
その他の相談	92	202	198	304	305	195
計	1,909	2,224	2,435	2,514	2,856	2,978

(2) 虐待発生予防の取組み

子どもの虐待を防いでいくには、早期発見・早期対応だけでなく、問題が生じる前から、育児不安や育児困難感を軽減し、保護者が安定した心で子育てに臨めるような支援や体罰によらない子育て意識の啓発が重要です。

区では子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターを子ども家庭総合支援拠点に位置付け、保護者自身からの相談に対応することはもちろん、関係機関が把握した心配な家庭に対して、関係機関と連携しながら、家庭訪問などにより支援を行っています。

虐待のリスクがある場合には、養育支援ヘルパーの派遣や要支援家庭を対象とした子どもショートステイ等、ケースごとに必要な支援の利用に繋げることで、養育環境の改善を図り、虐待の発生を予防しています。

また、産前産後の育児不安の解消や家事負担の軽減のためのヘルパーの派遣、入院・介護・育児疲れ等の理由で一時的に養育できなくなったときの「子どもショートステイ」、理由を問わず子どもを短時間預かる「ひろば型一時保育」、母親支援のグループワークである「ペアレントトレーニング¹」や「ノーバティーズバーフェクト²」「ベビープログラム」等、幅広い事業を展開し、育児不安や育児困難感を軽減することにより、虐待の発生を予防しています。

子どもの虐待の4つの類型

①身体的虐待

暴力により傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

②ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為

③性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したりする行為

④心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為

¹ ペアレントトレーニング・・・親が子どもの行動を整理し、効果的な対応ができるようにすることによって、より良い親子関係を築くための認知行動療法です。

² ノーバティーズバーフェクト・・・同年代の子どもを持つ親が、子育ての悩みや关心事を出し合い、話し合いながら自分に合った子育て方法を学ぶ、カナダ生まれの親支援プログラムです。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

平成31年4月施行の「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」には、保護者が体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならないと明記されています。子どもが自分の力で人生を切り開いていくことができるよう、体罰によらない子育ての推進について国や都が作成したリーフレット等を活用し、啓発に取り組んでいきます。

今後も引き続き、多様な育児支援・養育支援事業を提供するとともに、子ども総合センターや子ども家庭支援センターの相談員が各ケースに相応しい支援をコーディネートしていくことで、虐待の予防に取り組んでいくことが必要です。

(3) 児童相談所の整備

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子どもと家庭に関する相談が増加している中、子どもへの虐待等が深刻な社会問題となっています。

区はこれまで、都の児童相談所や警察、病院等の関係機関と連携し、相談や虐待通告を受けた際には、迅速に対応してきました。また、国や自治体では、虐待防止に向けた様々な取組みが行われています。しかし、虐待はあとを絶たず、その中には死亡に至る重篤な事例もあります。

平成28年の児童福祉法の改正により、政令で定める特別区も児童相談所の設置が可能となりました。区が児童相談所を設置することで、保護や措置等の法的介入による子どもの安全確保や保護者への指導と、その後の地域の子育て支援サービスの活用により、区による妊娠期から児童の自立まで一貫した支援がこれまで以上に期待できると考えています。

今後、児童相談所を設置するに当たり、専門性のある職員の確保・育成や社会的養護における里親制度の普及啓発が課題です。また、児童相談所の運用に必要な一時保護所について、子どもの安全確保を第一に考え、子どもの人権にも配慮しながら運営ができる施設とする必要があります。

【取組みの方向】

①相談とネットワークの充実

- 虐待等の子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が安心して相談できる仕組みの強化を図るとともに、子ども総合センターを中心として保健センターや教育委員会のほか、児童相談所、医療機関、警察などの関係機関が効果的かつ有機的に連携して、問題の解決を図るための取組みを進めています。
- 平成29年度からは新たに配偶者暴力相談支援センターとも連携しており、今後もネットワークの充実に努めています。

②育児の負担感や困難感を軽減

- 育児の不安や虐待のリスクのある家庭に対して、様々な育児支援・養育支援事業を提供することで、育児の負担感や困難感を軽減し、虐待の発生を予防します。

③児童相談所の開設準備

- 専門性のある職員を育成するため、都や近隣県・市の児童相談所へ職員の派遣研修を実施するとともに、研修会や講演会などを通して、人材の育成・確保につなげていきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

- ・子どもの安全を確保し、人権にも配慮しながら一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助ができるよう、一時保護所の運営体制を検討するとともに、都や近隣県・市の一時保護所へ職員の派遣研修を実施し、人材の育成に取り組んでいきます。
- ・社会的養護における里親制度の普及に向けた啓発活動（広報紙での継続的な周知、広報物の配布、制度の説明会・相談会及び出前講座の開催など）に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 子ども家庭・若者サポートネットワーク 教育、福祉、保健、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るために、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。	・代表者会議 2回 ・虐待防止等部会 部会2回/研修会2回 ・子ども学校サポート部会 部会1回/研修会5回 ・発達支援部会 部会2回/研修会2回 ・若者自立支援部会 部会1回/研修会1回 ・事例検討部会 部会3回 ・サポートチーム会議 (5部会合計) 89回	継続して実施していきます。
①ー2 子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口） 子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。関係機関や児童相談所との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	・虐待相談受理件数 789件	虐待相談の最初の窓口としての周知をさらに広め、関係機関と連携しながら、困難な課題を抱えた家庭の課題が解決するよう、対応していきます。
①ー3 要保護児童対策地域協議会 保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を要保護児童対策地域協議会に位置付けています。	・サポートチーム会議（虐待防止等部会に限る） 67回開催	関係機関と連携しながら、要保護児童やその保護者及び妊婦の適切な支援に努めています。
②ー1 育児支援家庭訪問事業（養育支援） 特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	・年間延べ利用件数 401件	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>②ー2要支援家庭を対象とした子どもショートステイ</p> <p>保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育状態により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において養育が一時的に困難になった場合、施設において児童の養育を行い、養育状況の改善を目指した保護者への支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年間延べ利用人数 50人 	継続して実施していきます。
<p>③児童相談所の整備</p> <p>児童福祉の専門機関として、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、子どもと家庭を援助することで子どもの福祉の向上を図るとともに、その権利を擁護するため、児童相談所を整備します。</p> <p>また、虐待等から子どもを守る必要がある場合等に、一時的に子どもを保護する施設を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所への職員の派遣研修の実施 計5人 児童相談所の設置に向けた課題を解決するため、有識者等を招いた意見聴取の実施 計5回 里親の普及に向けた啓発活動（子どもショートステイ協力家庭への啓発講座 1回 及び研修 2回） 	児童相談所の整備

③子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み

【現状と課題】

(1) 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み

「いじめ防止対策推進法」には、国、地方公共団体、教育委員会、学校におけるいじめの早期発見、早期対応等についての責任と役割が示されています。これにより、教育委員会や学校には、いじめ防止等のための人権教育や情報モラル教育等による未然防止、早期発見等の取組みをより一層推進することが求められます。

文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果で、いじめの認知件数が増加傾向にあります。このことは、各校でいじめの認知に関する考え方を見直し、日頃から、いじめを積極的に認知することによって、早期発見と早期対応を図ったことで、軽微ないじめも見逃さない対応を行った結果といえます。引き続きいじめ防止に向けた取組みの充実が求められます。

また、不登校児童・生徒については、平成27年度から不登校出現率が増加傾向にあり、平成30年度の不登校出現率は、小学校は0.47%、中学校では4.41%であり、不登校対策の充実が求められています。

こうした現状を踏まえ、平成30年3月に改訂した「新宿区いじめ防止等のための基本方針」及び「新宿区における不登校対策の基本方針」に基づき、各校のいじめ、不登校、その他問題行動等の諸課題に関する未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを充実させるとともに、家庭、関係機関、地域が緊密に連携を図り、解決していく必要があります。

【取組みの方向】

①いじめ防止や不登校対策等の取組みの充実

- 「新宿区における不登校対策の基本方針」に基づき、不登校未然防止の取組みを推進します。また、不登校担当者連絡会の実施、不登校マニュアルの活用、専門家による研修会の実施等により、教職員の理解啓発を図ります。さらに、スクールソーシャルワーカー³や家庭と子供の支援員を活用し、不登校の未然防止や学校復帰のための家庭への支援を充実させていきます。教育委員会と学校、関係機関等との連携を図ることにより、不登校児童生徒の多様な状況に応じた支援を行っていきます。
- いじめや不登校に関わる各校や教育センターにおける取組みをより一層充実させます。教育センターの教育相談を活用するなど、教育相談室やつくし教室と学校の連携をさらに推進します。研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係機関や民生委員、児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った取組みを充実させていきます。

³ スクールソーシャルワーカー・・・各学校の定期的な訪問による対応相談や不登校の対応相談、サポートチーム会議等での関係機関との連絡調整などを指します。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 新宿子どもほっとライン いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」にて、専門のカウンセラーが、児童・生徒や保護者からの相談に対応します。	・相談件数 32件	継続して実施していきます。
①ー2 情報モラル教育の推進 学校情報ネットワークを児童・生徒が自由に活用する中で、情報化社会の利点や注意すべき点を体験的に学習できる環境が整備されています。児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面をしっかりと理解できるようにし、情報機器を適切に利活用する能力の育成を一層図ります。また、保護者に知ってほしい携帯電話・スマートフォンによるインターネット利用の注意点をまとめたリーフレットを作成・配布するなど、家庭への働きかけの側面からも情報モラル教育の理解促進を図ります。	・情報モラル授業支援の実施（全小・中学校） ・夏季集中研修における教員向け情報モラル教育研修の実施 ・「児童・生徒向け情報モラル指導資料」の配布（小・中・特別支援学校） ・情報モラル啓発資料の配布 ・小・中学生の携帯電話・スマートフォン利用に関するアンケートの実施・検証	継続して実施していきます。
①ー3 学校問題支援室の運営 いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	・スクールソーシャルワーカーの派遣（学校訪問年3回） 3人 ・学校問題サポート専門員の配置 1人 ・「長欠児童・生徒調査」の実施（毎月） ・ふれあい月間(6、11、2月)の取組みの周知及び状況把握のための調査の実施 ・より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)の実施 年2回	継続して実施していきます。
①ー4 学校問題等調査委員会の運営 いじめによる重大事態が発生した際に、第三者の専門家(法律・医療・学識経験)で構成する「学校問題等調査委員会」が事実関係の調査等を行います。平常時には定例会の中で、区におけるいじめの現状や課題について情報共有を行い、重大事態発生時に迅速かつ適切に調査できる体制を作ります。	・定例会を年2回開催	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>①ー5児童・生徒の不登校対策</p> <p>不登校対策については、平成30年度と令和元年度に指定した教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組みについて全区立学校に周知していきます。</p> <p>また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。</p> <p>適応指導教室（つくし教室）では、将来の社会的自立につながるよう、児童・生徒の気持ちを温かく受け止め、寄り添い、学校とも連携を図りながら今後も支援を進めています。</p> <p>さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」⁴を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っていきます。</p> <p>不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働き掛けを行うだけでなく、不登校の状況であっても、訪問型支援を含め、多様な教育機会を確保していくことが肝要です。</p> <p>今後も専門人材やつくし教室を活用するとともに、子どもの「居場所」づくりとして、図書館等を活用した支援の取組みやフリースクール等の民間施設との連携についても検討するなど、多様な教育機会を確保できるよう取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策委員会及び不登校担当者連絡会の実施 年3回 ・不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料の作成配布 ・スクールソーシャルワーカーによる学校訪問(年3回) 3人 ・家庭と子供の支援員の派遣5校（小学校2校、中学校3校）、各校2名程度 ・不登校対策モデル校指定2校（小・中学校各1校） ・不登校出現率(平成30年度) 小学校 0.47% 中学校 4.41% 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校出現率⁵ 小学校 0.23% 中学校 2.14% ・学校復帰率⁶ 小学校 60% 中学校 33% (令和2年度)

⁴ 家庭と子供の支援員・・・不登校等の問題行動の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行います。

⁵ 不登校出現率・・・不登校による長期欠席者数／全児童・生徒数(長期欠席者：年間30日以上欠席した者)

⁶ 校舎復帰率・・・復帰数／不登校による長期欠席者数(復帰数：各学校が個々の児童・生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者の数)

2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために

①質の高い学校教育の推進

【現状と課題】

(1) 子どもたちの主体的な学びを育む質の高い学校教育の推進

情報化やグローバル化のさらなる進展、人工知能の飛躍的な進歩等、社会の構造的な変化が今後も見込まれる中にあって、子どもたちは社会や世界との関わりの中で時代の変化を見きわめ、生涯を切り拓いていく力を身に付ける必要があります。そのためには、幼児期から義務教育の間に、子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をしっかりと育成しなければなりません。

区では、新宿区学力定着度調査の結果から、個々の学力の状況を経年で把握・分析し、学力向上に向けた具体策を各学校が作成・実践するなど、個に応じた指導を充実させることで一人ひとりの学力の向上につなげています。区立小・中学校全体の状況に目を向けると、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身に付いているものの、学んだことを活かして自ら考え、伝えていくこと等、知識を活用する力に課題が見られます。また、学力の分散化や二極化の傾向が見られることから、基礎学力の確実な定着を図っていく必要があります。

今後は、こうした調査の結果等を参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、基礎学力が十分に身に付いていない子どもに対して習熟の程度に応じたきめ細かな学習支援を行っていくことや、発展的な学習を支援し、一人ひとりの子どもの学力をさらに高めていくことが必要です。また、これからの時代に求められている資質・能力を育む質の高い学びの実現のために、教育現場でICTの有効な活用を進めることも重要です。

【取組みの方向】

①確かな学力を育む学校教育の充実

- ・国や都の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、指導の改善に役立てることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。
- ・学校支援アドバイザー⁷を各校に派遣し、学校内のOJTと関連を図った課題解決型の研修等を通して、若手やミドルリーダー層の教員の指導力の向上を図ります。

②子どもの豊かな人間性と社会性を育む教育の充実

- ・豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。
- ・体験的な活動や学校の教育活動全体を通したキャリア教育の充実を図り、子どもたちが社会における自己の役割について考え、社会の一員であることの認識を深めます。また、優

⁷ 学校支援アドバイザー・・・各学校へ派遣し、授業観察や個別指導を通して若手教員の指導・育成を図るとともに、管理職や主幹教諭等のミドルリーダーへの助言を行います。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育成します。

③地域との連携・協働による教育の推進

- 各校の地域協働学校運営協議会の取組みを支援し、活動内容のさらなる充実を図ります。また、小・中学校間や近隣の学校間の連携を展開することで、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取組みを一層推進していきます。さらに、地域との連絡会を実施し、地域協働学校の取組みを積極的に周知して地域の理解を促進するとともに、人材の確保等の課題の解決に向けて地域とともに検討していきます。
- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組み等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、地域の文化や歴史、芸術等の資源を学習教材として積極的に活用します。

④教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進

- 子どもたちの豊かな学び・育ちのためには、教員が心身ともに健康でやりがいをもち、授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整える必要があります。教員が健康でやりがいをもちらながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校の法律相談体制や部活動指導員の配置など学校現場の実情に応じた具体的な取組みを実施し、学校における働き方改革を推進していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>①－1 学校サポート体制の充実</p> <p>学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員^bを配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。</p> <p>また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。</p> <p>さらに、区の教育課程を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">学習指導支援員の配置 58 人学校支援アドバイザーの派遣 7 人教育課題研究会 発表会：平成 30 年 10 月 17 日参加者数：区内全小・中学校 教員 644 名テーマ：学校の情報化（四谷小学校・落合第四小学校・牛込第一中学校）	<ul style="list-style-type: none">児童・生徒・保護者アンケートに関する学校における授業の満足度 90% (令和 2 年度)

^b 学習指導支援員・・・学校運営の様々な課題への対応を支援するため、少人数指導、チームティーチングの実施や連携教育の推進など、各校の実情に応じた指導を行います。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー2学校評価の充実 区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。 また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。 さらに、平成30年度から小中連携型地域協働学校がモデル実施（1地区）されたことに伴い、関係する小・中学校の学校評価の在り方についても検討しています。	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの考え方を新たな仕組みとして取り入れた学校評価の実施準備 第三者評価を20校で実施 第三者評価委員による学校関係者ヒアリングの実施 学校評価報告書を全校で作成し、教育委員会へ報告 学校評価の自己評価、学校関係者評価の全校実施 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合90%（令和2年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合90%（令和2年度）
①ー3 ICTを活用した教育の充実 子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、平成29年度に導入したタブレットパソコンや電子黒板機能付きプロジェクタ及び最新の实物投影機等、教育活動におけるICTの効果的な活用を推進するとともに、各校の教材の共有の促進、新学習指導要領に対応したデジタル教材やプログラミング教育等の研究を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した授業を行っている教員の割合（1日1回以上） <ul style="list-style-type: none"> 小学校 96.3% 中学校 93.2% 区立小・中・特別支援学校40校の教室に整備している特別教室・少人数教室等のICT機器（プロジェクタ・实物投影機等）を更新（287台） 	<ul style="list-style-type: none"> プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動の実施（令和2年度）
②創意工夫ある教育活動の推進 各学校（園）が中・長期的な視点に立ち、各校ごとの特長を捉え、創意工夫ある教育活動を具体的に展開するため、「創意工夫ある学校づくり教育活動推進計画」や各学校（園）の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 「創意工夫ある教育活動推進事業計画書一覧」や各校の教育目標に沿った、計画的な学習活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> 小学校（29校） 中学校（10校） 特別支援学校（1校） 幼稚園（14園） 学校関係者評価のうち「創意工夫ある教育」に対する評価に対するA評価（最高評価）の割合 85.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者評価の「創意工夫ある教育」に対するA評価の割合85%（令和2年度）
③地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実 全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者評価報告書のうち「地域連携」に対する評価に対するA評価（最高評価）の割合 79.5% 小中連携型地域協働学校のモ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者評価の「地域連携」に対するA評価の割合92% 小中連携型地域協働学校の本格実施

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>づくりをさらに推進していきます。</p> <p>また、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。</p>	<p>テル実施 1 地区</p>	<p>1 地区 (令和2年度)</p>
<p>④ー1 学校の法律相談体制の整備</p> <p>学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応できる環境を整備します。</p> <p>また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の法律相談体制を整備し、平成30年7月から運用を開始 <p>平成30年度相談件数 12件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、専門的な見地からの助言による適切な対応を行います。
<p>④ー2 部活動を支える環境の整備</p> <p>平成30年6月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、令和元年度から部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支えるための環境を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動を支える環境の整備に関する検討、方針決定（令和元年度より部活動指導員を配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置 13人 (令和2年度)

②一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

【現状と課題】

子どもの発達は、連続的ではありますがなめらかに進行するものではありません。同じ状態が続いて停滞しているように見えたり、あるときには飛躍的に進んだりすることが見られます。また、子どもの発達は、個人差も大きく子ども一人ひとりの心身の成長は様々ですが、発達に関する相談は途切れることなく、乳幼児に関しては、保健センターなど子ども総合センター発達支援コーナー「あいあい」で対応しています。

発達障害や発達の遅れ、偏りのある子どもについては、早期にリスクに気づき、特有の「認知のスタイル」に合わせた教育・保育を行うことで、本人の自信や自尊感情を育み、生きていく上の基礎力を育てることが大切です。

早い時期から周囲の理解が得られ、個に合わせた支援や環境の調整が行われることが大切です。

(1) 早い段階からの発達支援

区では、教育・福祉・保健の各分野が連携しながら、発達に心配のある子どもを持つ家庭への支援を早い段階から行っています。

疾病の予防や障害等の早期発見、早期支援のため、保健センターの乳幼児健康診査のほか、子ども総合センター発達支援センター「あいあい」では、心身の発達や成長に遅れのある子どもが家庭や地域で健やかに育つよう、子どもの発達に関する総合的な支援を行っています。

また、発達に心配のある子どもたちの個々の成長、発達を促すためには、必要な支援を適切な時期に行うことが必要です。

子ども同士が育ち合える環境を整え、個々の姿に応じた乳幼児期の発達支援を行うため、発達心理士等の専門家による「巡回保育相談⁹」を実施しています。

幼稚園においても、専門家チームによる巡回相談等を実施するとともに、特別な配慮をする子どもには、必要に応じて介護員を配置し、安全の確保と教育的效果の向上を図っています。

今後もそれぞれの子どもの健やかな育ちのために、一人ひとりの成長や家庭環境に応じた、早い時期からの適切な対応が求められています。

(2) 特別支援教育をめぐる状況の変化

区立の就学前施設及び区立小・中・特別支援学校に在籍する、特別な支援を要する幼児・児童・生徒が学ぶことの意義を実感できるよう、豊かに学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるようにしていくことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、福祉、保健、医療機関等が連携し、長期的視点に立ち一貫性のある支援を行うことが重要です。

全ての子どもが個々の資質・能力を伸ばし、社会の中で活躍できるようにするために、子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすことのできる学び

⁹ 巡回保育相談・・・専門職（心理職等）が保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見た上で、専門的な知見を提供しつつ、保育者とともに障害児や配慮児の保育について考える相談活動です。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

の環境を整えることが大切です。

また、新学習指導要領においては、障害者理解・心のバリアフリーのための交流の重要性等、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むための教育の充実について示されました。多様性に富んだ社会にあって、子どもたちが他者との相違等も個性として尊重する態度を育む教育を実現していく必要があります。

【取組みの方向】

①子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実

- ・療育施設として、保護者との十分な話し合いにより確かな支援計画を策定し、より質の高い支援を実施するとともに、地域支援の拠点として社会資源の活用等を含めた支援体制の充実を図っていきます。

②子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

- ・乳幼児健康診査や保育園等での巡回相談により問題の早期発見・対応を行い、個々に応じたきめ細かなサービスを提供していきます。

③特別支援教育の推進

- ・障害のある児童・生徒の増加に伴い、「一人ひとりの状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図りながら、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保障する体制を整備していきます。

④障害者理解教育の推進

- ・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。
- ・大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>①ー1 発達相談</p> <p>子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。</p>	<p>・相談件数 1,206 件</p>	<p>引き続き、障害児や発達に心配のある児童の保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきます。</p>

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
①-2 儿童福祉法に基づく児童発達支援 発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	区内では令和元年6月時点で8か所（新宿区立子ども総合センター、TEENS 新宿、特定非営利活動法人 ADDS、ペアーズキッズ、フレミア・ケア・ジュニア四ツ谷店、児童発達支援・放課後等ティーサービス Smile Seed、コベルプラス若松河田、ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター）で実施しています。 •利用者 291人/月 •利用日数 5日/月	•利用者 313人/月 •利用日数 7日/月 (令和2年度)
②障害児等巡回保育相談く保育園・子ども園等 障害児及び個別配慮児を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。障害や発達に合わせて保育や対応への知識を深めることを目的として、発達心理士等の専門家が保育のアドバイスをするため、保育園・子ども園等を巡回します。	•年2～3回実施（対象：区立、私立保育園・子ども園等） 第1回（4月～7月） 43か所 第2回（9月～12月） 40か所 第3回（1月～3月） 22か所	繼続して実施していきます。 年2～3回を基本とし必要な状況に対応できる体制を整えていきます。
③-1 特別支援教育の推進 発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員 ¹⁰ を増員し、学級内指導体制を充実します。 あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「個別の教育支援計画」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。	•特別支援教育推進員の派遣 38人 •就学支援シートの活用	•特別支援教育推進員の派遣 小学校 36人 中学校 4人 (令和2年度)

¹⁰ 特別支援教育推進員・・・小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行います。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>③-2 学校における巡回指導・相談体制の充実</p> <p>学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員¹¹が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校における専門家（大学教授・心理士）による巡回相談の実施 ・区立幼稚園における特別支援教育相談員による巡回相談の実施 ・専門家（学識経験者）による特別支援教室拠点校への指導 	継続して実施していきます。
<p>③-3 まなびの教室（特別支援教室）</p> <p>通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在席学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まなびの教室の設置 小学校 29校 中学校 10校 	それぞれの障害特性に合わせた指導のさらなる充実を図ります。
<p>④障害者理解教育の推進</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、各学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ体験事業の実施（区立学校全40校） ・障害者理解教育推進教材の作成 ・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 85%（令和2年度） ・児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 96.3% 	児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合 85%（令和2年度）

¹¹ 特別支援教育相談員・・・特別支援教育に係る就学相談、巡回相談・指導を行います。

3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために

①心とからだの栄養素「遊び」

【現状と課題】

子どもにとって「遊び」は、生きる力の基礎を築く上で欠かせないものです。

「遊び」には、「時間」「空間」「仲間」の3つの「間」が必要だと言われています。しかし、現代の都市生活において、遊べる時間やスペース、ともに遊び仲間づくりなど、子どもたちが自発的に、のびのびと遊べる環境を確保することに、様々な制約を伴う現状があります。

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくために、「遊び」の意義を踏まえ、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会を充実させるための取組みが重要です。

(1) 「遊び」の充実に向けた取組み

区には、乳幼児から中高生まで利用できる児童館（15か所）と、児童館機能を併せ持つ子ども家庭支援センター（4か所）と、子ども総合センターがあります。

これらの施設では、国のガイドラインによる「18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする」児童の健全育成を行う場所として、引き続き事業を展開していきます。

また、特別支援学校を含め全区立小学校で、子どもたちが自由に集い、遊び、学び、交流できる場としての「放課後子どもひろば」を実施しています。

地域活動においては、子どもたちのリーダーとなる「ジュニアリーダー」の発掘と育成のため、「ジュニアリーダー育成講座」を行っています。さらに、区内の7か所の公園等において、プレイパーク活動とその普及を進める地域団体を支援し、「自分の責任で自由に遊び」ことを大切に、それぞれの地域特性を生かした子どもたちの遊びが繰り広げられています。コーディネート役である「フレイリーダー¹²」のノウハウの蓄積や、プレイパークで子どもを遊ばせていた保護者たちが、子どもの成長における「遊び」の重要性を実感し、運営スタッフとして活動を継続していることも取組みの成果です。

子どもたちの自主的な「遊び」を活発にし、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら、豊かに育ち合うことができる地域づくりにつながるよう、子どもの「遊び」の充実に向けた各種の取組みや居場所を含めた環境を整えていくことが大切です。

(2) 屋外の貴重な遊び場としての公園

区立遊び場¹³を含む区内の公園は、平成31年4月1日現在で188か所あり、区の総面積の6.38%、1人当たりの公園面積は3.39m²です。国民公園である新宿御苑や、都立戸山公園、区立新宿中央公園など大規模公園もありますが、区立公園の約3分の2は面積1,000m²未満の比較的小規模な公園です。

区では、区立公園の新設・改修に当たって、ワークショップなど、区民等関係者とともに

¹² フレイリーダー・・・プレイパークでの自主的な遊びを見守ると同時に、遊び方を引き出すなど、子どもたちが生き生きと遊べる環境を整える存在です。

¹³ 区立遊び場・・・東京都等の所有する用地で、当該用地が本来の用途として利活用されるまでの間、一時開放地としての使用許可を得て、公園に準ずる空間として利用に供している土地です。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

作り上げる手法をとりながら、利用ニーズを反映した魅力ある公園づくりを目指しています。

また、公園サポーター¹⁴、プレイパーク活動など、区民による公園を守る活動や子どもの育成を目指す活動も展開されるなど、子どもの貴重な遊び場としての公園の活性化が進んでいます。

【取組みの方向】

①「遊び」への支援と未来の担い手の育成

- ・子どもたちが、区内の多様なスペースや機会を活用しながら、いきいきと遊び、成長できるよう、引き続き、遊びの充実に向けた取組みを進めています。
- ・各事業における人材育成だけでなく、未来の地域活動の担い手を育成する取組みも進めています。

②魅力ある公園の整備

- ・「新宿区みどりの基本計画」（平成30年3月改定）において示した公園の整備や管理の方針に基づき、公園の適地があれば用地確保を検討するとともに、公園ごとに担う機能や役割を明確にしたうえで区民等関係者の意見を聞きながら公園の整備を行い、魅力ある公園づくりを進めています。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①-1児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援 子どもたちへの健全な遊び場の提供や乳幼児親子の居場所づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none">・児童館及び児童館機能を持つ子ども家庭支援センター等施設数 20所・放課後子どもひろば実施小学校数 29校	各施設、学校において、遊びを中心とした児童の健全育成を継続して行っています。
①-2未来を担うジュニアリーダーの育成 地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。	<ul style="list-style-type: none">・研修参加者 25名 自然体験（キャンプ）22名 表現活動（舞台発表）17名・地域ボランティア参加者 6回 28名	受託事業者と協力し、子どもたちの行動意識の向上を図りながら事業を進めています。
①-3プレイパーク活動の推進 区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・プレイパーク活動支援 4団体 6か所・啓発活動支援 1団体 1か所	子どもが屋外で安心して遊べる環境を確保するため、プレイパーク活動を行う団体と連携し、プレイパーク活動を支援していきます。
②-1みんなで考える身近な公園の整備 地域の公園の整備に当たって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成す	<ul style="list-style-type: none">・整備済公園 14園	<ul style="list-style-type: none">・整備公園 1園(計15園) (令和2年度)

¹⁴ 公園サポーター・・・公園の清掃、除草、植栽の手入れ、児童保護施設等の管理のボランティア活動に従事します。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

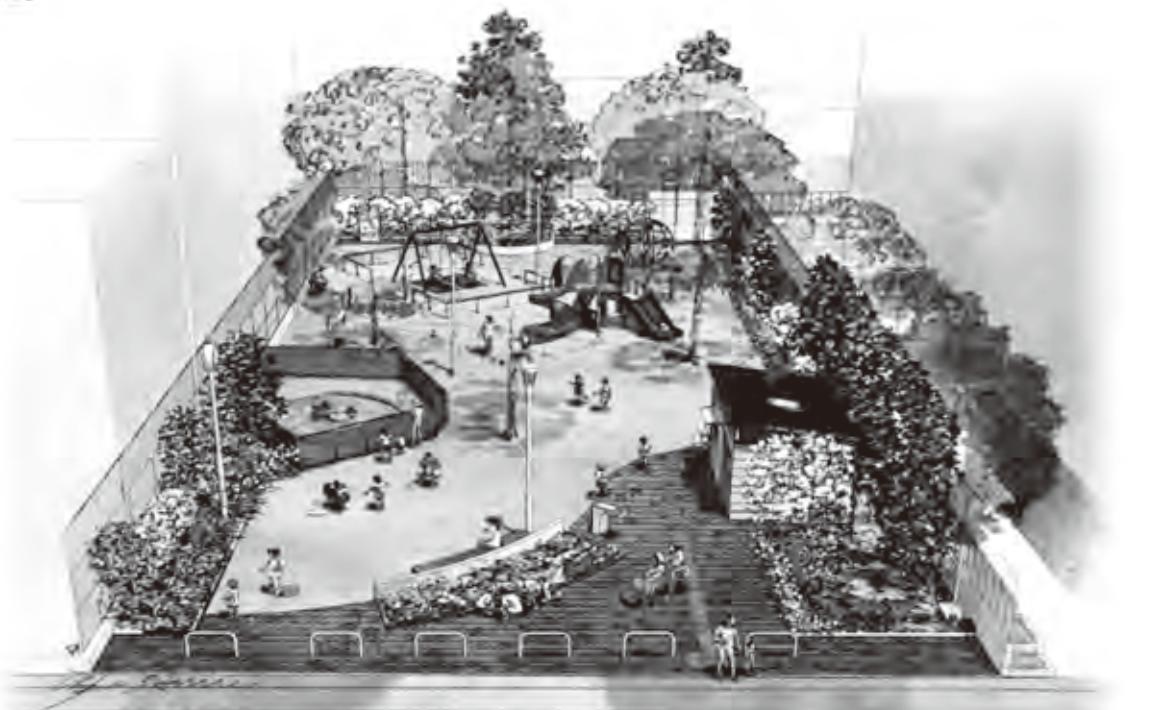
事業名・事業の概要	現況	目標
るなど、住民参加による公園の整備を行います。		
②ー2 新宿中央公園の魅力向上 新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・基本計画 北エリア・西エリア・設計 ポケットパーク 芝生広場・民間活力を活用した交流拠点施設の事業者選定等・公園施設におけるネーミングライツの導入	<ul style="list-style-type: none">・整備工事 眺望のもり 新宿白糸の滝・民間活力を活用した交流拠点施設の開業(令和2年度)

★トピックス★

児童遊園をリニューアルしました

区では、平成10年度から住民の方々のご意見やアイデアをもとに公園を再整備する事業(みんなで考える身近な公園の整備)を始めました。

平成31年3月に開園したなど児童遊園では、地域アンケート調査、利用実態調査、4回にわたる意見交換会やヒアリングの結果などから大変素敵な公園をオープンすることができました。



1 所在地

新宿区納戸町19

2 面 積

652.97 m²

3 再整備の特徴

- (1) 遊具の充実を図り、幼児から児童まで、様々な年齢の子どもたちがより楽しめる公園にしました。
- (2) 公園入口の見通しを改善し、開放的で明るい空間を実現しました。
- (3) 車いすの方も利用できる、多機能トイレを設置しました。
- (4) 多機能トイレにトイレ袋を備蓄したり、かまどスツールを設置する等、公園の災害対応機能を強化しました。



※イメージ図は、設計段階のものであり、現実とは少し異なります。

②心とからだの栄養素「文化・芸術」

【現状と課題】

(1) 子どもの文化芸術活動の推進

区は、新宿区文化芸術振興基本条例の前文において、「文化芸術創造のまち新宿」の実現を定めています。また同条例の第10条では、「子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保」を規定しています。

文化芸術とのふれあいは、子どもの創造性や感受性・共感する力を育む上で、とても重要です。区では、乳幼児文化体験事業や文化体験プログラムの実施をはじめとして、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館、図書館等で、様々な文化芸術の鑑賞や体験の機会を提供して参りました。このほか、公益財団法人新宿未来創造財団が様々な文化芸術にふれられるプログラムを開催するほか、芸能花伝舎¹⁵でも、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」に基づき、多彩な文化体験イベント等を実施しています。さらに、民間の美術館や博物館、NPO団体等でも、多様な文化芸術にふれることができると取組みが盛んに行われています。

これからも文化芸術を通して、子どもの生きる力と豊かな心を育み、未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術にふれ、文化芸術活動に参加する機会をさらに提供して参ります。そしてこれらの体験をきっかけにして、子どもたちが自主的・持続的に文化芸術活動を行えるよう、取組みを進めていくことが必要です。

(2) 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高める上で大変重要なものです。子どもの読書環境を計画的に整備していくことが必要です。

区は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもたちがあらゆる機会と場所で自主的に読書を楽しむことができるよう、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」(平成28年度～令和元年度)において、乳幼児期から本への関心を高める事業、区立図書館の団体貸出を活用し子どもたちの身近なところで読書に親しめる環境づくり、区立学校における朝読書の定着や学校図書館の蔵書などの充実、といった取組みを推進してきました。

その結果、以下の課題が見られました。

- (1) 子どもの読書習慣を育むための家庭や身近な読書環境の整備
- (2) 子どもの発達段階等に応じた支援の充実
- (3) 子ども読書活動推進の基盤の整備

こうした課題を踏まえて策定した「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」(令和2年度～令和5年度)により、引き続き子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

【取組みの方向】

①文化芸術振興基本条例に基づく取組みの推進

- ・文化芸術振興基本条例に基づき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことを、文化芸術振興の取組みの方向性の柱の1つにおいて、様々な文化芸術を体験できる環境の下で、子どもが成長できるよう、取組みを進めています。

¹⁵ 芸能花伝舎・・・区と芸団協（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）は、区のまちづくりと文化芸術振興を目的として、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」を結び、旧新宿区立淀橋第三小学校を芸団協が改修して、平成17年4月に芸団協の芸能文化拠点「芸能花伝舎」をオープンしました。

②新宿区子ども読書活動推進計画の着実な推進

- ・区立図書館と学校や幼稚園、子ども園、保育園、子育て関係施設等との連携を図りながら、第五次新宿区子ども読書活動推進計画(令和2年度～5年度)を着実に推進していきます。
- ・下落合図書館の開設（平成29年3月）及び各館の読み聞かせや調べ学習支援等の取組みにより、区立図書館の子どもの利用数や貸出冊数は大幅に増加しています。今後は、発達段階等に応じた読書支援に取り組み、家庭読書の推進や中・高校生への読書支援の充実を図ります。
- ・これまで利用のなかった施設等への団体貸出を拡充し、学校や幼稚園、子ども園、保育園、子育て関係施設等との連携を推進していきます。
- ・区立学校では、引き続き、朝読書の定着や学校図書館の蔵書の充実を図り、学校図書館の放課後等開放の取組みを推進していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①－1 文化体験プログラムの展開 気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけづくりを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等の連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・多彩なプログラムの提供 17種類 ・プログラム参加者の満足度参加者アンケートにより「とても楽しかった」「まあまあ楽しかった」と答えた人の割合 98.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム参加者の満足度各期 90%以上 (令和2年度)
①－2 学校における伝統文化理解教育の推進 学校における伝統文化理解教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である区に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。 また、中学校においては、区に伝わる伝統や文化を学ぶきっかけとするため、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化体験教室の実施（小学校29校） 日本舞踊・落語・和菓子¹⁶・能楽（狂言）から1つを実施 ・新宿ものづくりマイスター体験講座の実施（中学校10校） ・和楽器体験（箏・三味線等）の実施（中学校10校） ・児童・生徒のアンケートで、日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 79.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90% (令和2年度)

¹⁶ 和菓子（わづま）・・・日本に古くから主に口伝で受け継がれてきた伝統的な奇術です。手菓子（てづま）、品玉（しなだま）と呼ばれることもあり、和紙を卵やひよこに変化させたり、漆塗りの空箱から紅白の布や唐傘を出したりと、様々な演目があります。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
②ー1学校図書館の充実 子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、司書等を全校に配置し、学校図書の計画的な購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス ¹⁷ 、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。 また、放課後等に自学自習や調べ学習が可能となる環境を充実させるため、令和元年度から学校図書館の放課後等開放を小学校全29校で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館支援員の全校配置 ・学校図書の計画的な更新（対図書標準数7%以上） ・学校図書館放課後等開放（小学校29校）（令和元年度現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の活用度 62.1% ・学校図書館等で薦められた図書の読書率 47.5% ・学校図書館放課後等開放（小学校全29校）（令和2年度）
②ー2子ども読書活動の推進 子どもが、自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動に関する普及啓発 ・学校との連携強化 ・団体貸出の充実 ・区立図書館における子どもの年間貸出冊数 523,897冊 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 537,000冊（令和2年度）
②ー3絵本で心れあう子育て支援 乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が心れあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児健診での読み聞かせと絵本2冊の配付 ・3歳児健診での読み聞かせと、図書館での絵本1冊の配付 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 97% ・3歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 85%（令和2年度）

¹⁷ レファレンス・・・必要な資料や情報を必要な人に的確に案内するサービスです。

③心とからだの栄養素「食」

【現状と課題】

(1) 健やかな食習慣の確立

乳幼児期に楽しく食事をする経験を重ねることは、将来的に食べる楽しみ・意欲、そして生きる力を育むことに発展していくと考えられています。しかし近年、核家族化や親のライフスタイルの多様化などにより、子どもの食に対する時間的・精神的な余裕や栄養バランスなどに自信がないという保護者が増加している現状があります。

平成30年度の「乳幼児健康診査時のアンケート調査」では、子どもの食事で気になること（好き嫌い、小食等）がある保護者の割合は、7割以上にのぼることが分かりました。

乳幼児一人ひとりの発育・発達状況、歯の本数や噛む力の状況、保護者のライフスタイルに応じ、各種専門家が適切な支援を行うことにより、保護者のゆとりや自信を生み出すことが必要です。

また、近年、離乳食を作ることを負担に感じていたり、丸のみを心配したり等、離乳食について何らかの困りごとを抱えている保護者が増えています。子どもの食事に関する相談の多くが離乳食開始時期のものであるため、離乳食開始時期の支援をより充実させていく必要があります。

(2) 食を大切にする心・豊かな心を目指す

「食」は心身ともに豊かな生活を送る上で重要です。しかし、世帯構成や生活状況、社会環境の変化により、食を取り巻く環境も変化しており、健全な食生活を実践することが難しい人も増えています。

「平成30年新宿区立学校における食育アンケート」でも、「毎日朝食を食べる子どもの割合」は89.9%、「食べる量や食べ物の組み合わせについてよく考える子どもの割合」は24.9%となっており、毎日朝食を食べる子どもの割合は低下傾向にあります。

そのため、望ましい食事の内容や量など、食に関する正しい知識を身に付け、個人の生活状況に応じて適切な食の選択ができるよう支援します。

食育については、平成23年度に区立学校及び幼稚園における学校食育計画を策定し、各校・園に配置した食育推進リーダーを中心として、食に関する指導の6つの内容である「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」に基づく実践を進めてきました。今後は、各校・園での実践を広めることで、取組みの充実を図る必要があります。

また、子どもたちが、家庭、保育園、子ども園、幼稚園、学校、地域などにおいて、調理体験や野菜の栽培、食文化に触れる体験などを通して、食文化や食のマナーについて理解し、感謝の心を持てるような取組みも必要です。

【取組みの方向】

①心とからだをつくる食生活のスタート支援

・生後5～6か月児の保護者を対象とした離乳食講習会において、はじめて食事を開始する頃（5～6か月頃）の内容を充実させ、離乳食のスタート時期の不安を軽減させます。

また、もぐもぐごっくん支援事業、1歳児食事講習会などにより、子どもの発達に応じた適切な支援を行います。

②食育の推進

- ・主に小・中学生を対象としたメニュークンクールにおいて、応募テーマに関連させて、望ましい食事の内容や量など、食に関する正しい知識の普及に努めるとともに食への関心や理解を図ります。また、食育講演会などを開催することで保護者に向けた知識の普及も図っていきます。
- ・日々子どもと接する児童館や学童クラブ等の職員を対象に、食育事業の充実を図れるよう、子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修を行います。
- ・食育ボランティアや地域団体等との協働により、共に調理、会食する機会となるような食育活動を充実させていきます。
- ・区内の幼稚園・子ども園、小・特別支援学校に通う子どもたちの食育の目標を発達段階に応じて示した「学校食育計画」に基づき、各学校・園で「食育全体計画」を作成し、食育を推進します。
- ・学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 もぐもぐごっくん支援事業 口腔機能に不安のある乳幼児の保護者に対し、適切な助言を行うことにより育児不安を取り除くとともに、健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、講習会と個別相談を行っています。	・講習会 18回（延べ248人） ・個別相談 24回（延べ84人）	継続して実施し、乳幼児の健全な口腔機能の育成を図ります。
①ー2 1歳児食事講習会 1歳児の保護者を対象に、口腔機能の発達を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。	・48回実施 参加者数 1,308人	継続して実施しています。
①ー3 離乳食講習会 5~6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	・46回実施 参加者数 1,164人	はじめて食事を開始する頃（5~6か月頃）の内容をより充実させ、離乳食のスタート時期の不安を軽減させます。
①ー4 栄養相談 一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	・妊娠婦相談件数 298件 ・乳幼児相談件数 4,223件	継続して実施し、妊娠婦や乳幼児の保護者の食に関する悩みを軽減させ、乳幼児の心と体の健康、養育環境の向上を図ります。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
②ー1 メニューコンクール 小学生以下の子どもとその家族や中学生を対象に、オリジナルメニューを公募し、優秀作品を表彰します。	・1回実施 応募数 896作品	食への関心や理解を深められるよう、継続して実施します。 ・年1回実施
②ー2 食育講演会 健全な食生活が実践できるよう、また、食に関する活動に役立ててもらうことを目的として講演会を行います。	・1回実施 参加者 43人	継続して実施し、食に関する正しい知識の普及を図ります。 ・年1回実施
②ー3 児童館等の職員への食育研修 日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育事業の充実を図れるよう、子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修を行います。	・1回実施 参加者数 25人	児童館等での食育の取組みが充実できるよう、継続して実施していきます。
②ー4 食育講座 児童館寺からの要望に応じて、親子 クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。	・26回実施 参加者数 321人	食材に触れたり、調理体験ができる場の拡大を図るため、継続して実施していきます。
②ー5 保育園・子ども園での食育の推進 子どもたちに栄養バランスや食事のマナー、調理器具など11のテーマを用意し、各園のオーダーで栄養士が保育士、看護師、調理員とともに実施します。	区立保育園・子ども園の20園の幼児を対象に、手作りの食育教材を使用し、各年齢に応じたお話やクイズ、調理実演等わかりやすく、楽しく食育指導を実施。また、その内容を保護者にお便り等で周知し家庭での会話を促し関心を深めている。 子ども園では、保護者や近隣住民を対象に離乳食や幼児食の講習会を実施	子どもたちの成長に合わせ、食べ物に対する興味や関心を育てられるよう、教材や内容を充実させていきます。
②ー6 学校(園)における食育の推進 各学校(園)では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	・食育推進リーダー連絡会 年2回開催 ・「学校食育計画」を見直すとともに、「学校食育計画実践事例集」を作成・配布	継続して実施していきます。

4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて

【現状と課題】

(1) 若者と地域をつなげるための支援

区は、総世帯数に占める単身世帯の割合が、平成27年で64.8%と全国平均34.6%の約1.8倍で、23区では1番高くなっています。また、単身世帯の年齢別の割合は、男性が20代後半(70.2%)、女性が20代前半(61.3%)で最も高くなっています。

単身者は、一人での生活や友だちとのつながりに満足している一方で、同居者がいる場合に比べて、相談できる相手や地域とのつながりが薄い傾向があります。こうしたことから、若者が地域から孤立しないよう、行政や地域との関わりを持つ機会を増やしていく必要があります。

そこで区は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援として、「子ども・若者総合相談」窓口を設けています。これは、それまで区内の既存の組織で実施していた相談事業を「子ども・若者総合相談」として整備したもので、関係窓口が連携することにより、総合的な相談に応じられる仕組みを作るとともに、子ども・若者が相談しやすい体制を整備しました。

しかしながら、関係窓口の連携だけでは支援に限界があるのも事実であり、特に若者に対する支援では、関係機関の紹介やその他の必要な情報の提供及び助言を行うためには、今まで以上のより密接な連携が必要です。

(2) 若者の自立支援、就労支援の実施

区は、平成23年4月、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター¹⁸内に若年者就労支援室「あんだんて」を設置しました。働くことや自立に不安や悩みを抱えた若者が、社会に出て働くことができるよう支援に取り組んでいます。

しかし、国の調査によるひきこもりの推定値を勘案すると、「あんだんて」に相談に訪れる若者の数は真に支援を必要としている人の一部に過ぎず、就労等の自立には至らない若者も多く存在すると考えられます。このような社会とのつながりに困難を抱える若者に対する周知が課題となっています。さらに就労等の自立につないでいく支援メニューを充実させていくことが、今後は必要です。

また、区は子ども・若者育成支援推進法の施行を受け、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するために、平成24年4月より「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」に「若者自立支援部会¹⁹」を設置し、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」として発展改組しました。「若者自立支援部会」では、関係機関の連携のあり方や事例についての意見交換を行い、若者の自立支援に関する勉強会を開催するなど、若者支援に取り組んでいます。若者が抱える課題は、家庭環境、学校生活、職場のトラブル、人間関係等、様々な要因が複雑に絡んでいるとともに、幼少期からの長期的な課題を抱えたまま大人になるケー

¹⁸ 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター・・・障害者、高齢者、若年者等、就労に関する支援を必要としている方を対象に総合的な支援等を実施しています。

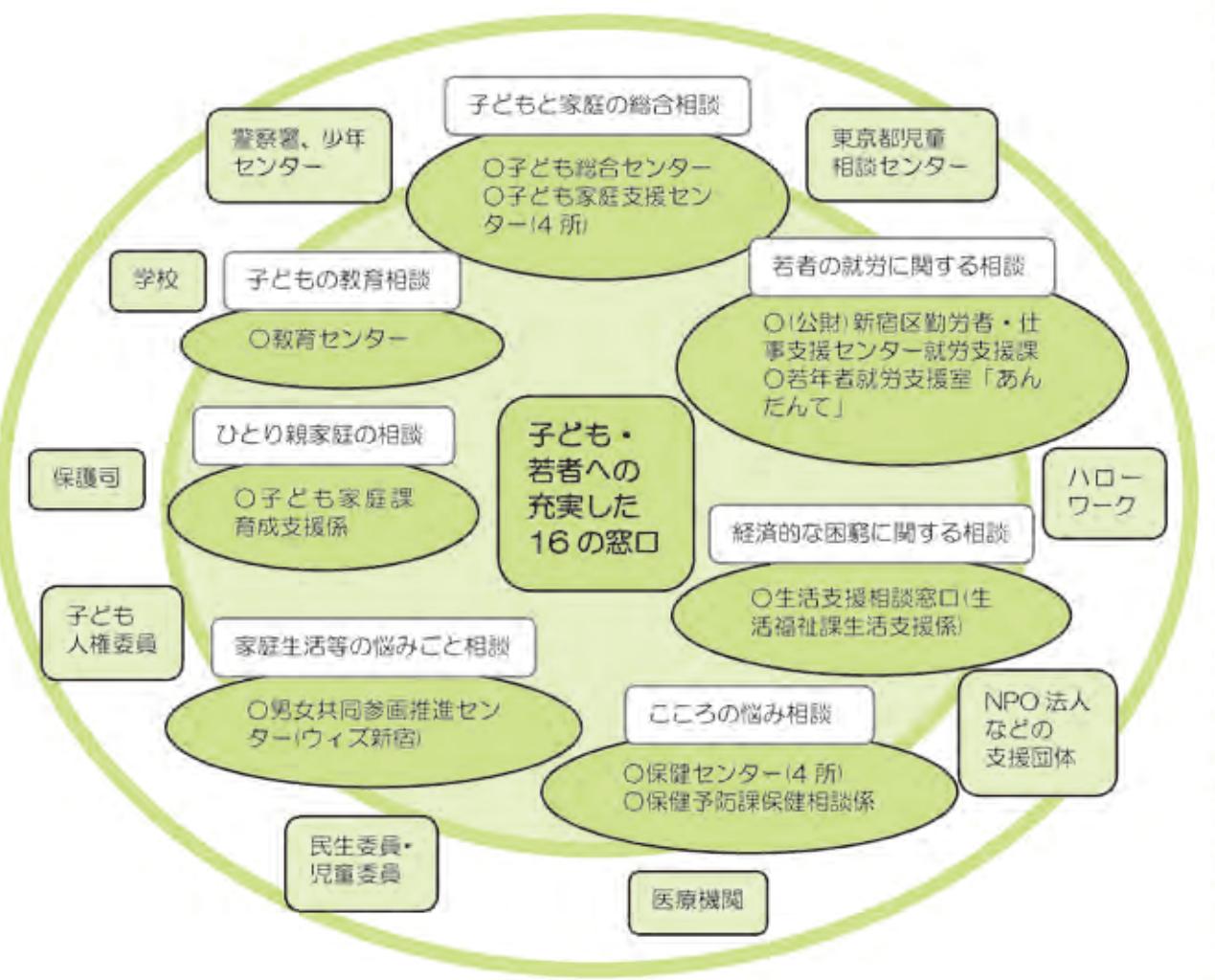
¹⁹ 若者自立支援部会・・・新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの部会で、若者（18歳以上）の自立支援に関することを協議します。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

スが多いのが現状です。大人になり就労という課題に直面したときに、前述のような複雑な課題が解決されないままでは、すぐに就労に結びつけることは難しくなっています。困難を有する若者の増加を防ぐという視点から、幼少期からの一貫した支援の実施が必要であり、子どもから若者への切れ目のない支援を行うための府内体制の構築や若者支援における関係機関の連携についての体制づくりが重要です。

困難を有する子ども・若者への総合支援



(3) 若者の自殺対策

全国の自殺者数は、近年減少傾向にありますが、依然として年間2万人を超えており、いまだ深刻な状況です。特に、若年層の自殺については、10歳から39歳までの死因順位の1位が「自殺」となっています。

区では、平成28(2016)年～30(2018)年の自殺者数(217人)のうち、20歳代が49人と最も多く、39歳以下が全体の約4割を占めています。年齢階級別構成割合でも、男性・女性ともに39歳以下が約4割を占め、全国、東京都と比較して高い傾向にあります。

引き続き、若者が何に悩み自殺へと追い込まれるのか、自殺を防ぐためにどのような情報や支援が必要なのかを検討していく必要があります。

【取組みの方向】

①若者が社会の中で自分らしく生きるために支援

- ・若者が社会の中で孤立することなく、自分らしく生きられるように、イベントや講座の実施を通して支援していきます。

②若者の自立に向けた包括的な支援体制の構築

- ・区は、勤労者・仕事支援センターに対して、社会とのつながりに困難を抱える若者に向けた支援をより就労や進学等に結びつけていく支援メニューの展開を働きかけていきます。また、引き続き若者の自立支援に取り組む関係機関と連携しながら、利用者一人ひとりの状態に合わせたきめ細かな支援を展開し、支援を必要とする若者への事業周知に努めています。
- ・若者自立支援体制については、現在実施している教育、福祉、保健、雇用など関係機関による連携だけでは十分に対応することは難しく、区として、区民にとってわかりやすく利用しやすい窓口や若者支援体制のあり方について、再構築を含め今後検討していく必要があります。

③若者の自殺対策の推進

- ・平成31年3月に策定した新宿区自殺対策計画(平成31年度～令和4年度)において、重点施策のひとつに若年層への支援の強化を掲げ、令和元年度より新たに「相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業²⁰」及び「若者自身が身近な相談者になる『ユースゲートキーパー』の育成事業²¹」の2事業を開始しました。

²⁰ インターネットゲートキーパー事業・・・インターネットで自殺に関する情報を検索した人に広告を掲載し、特設サイト上でその人に最適な社会資源を紹介し、生活課題の解決を支援します。また、自殺リスクの高い人に対してメールによる相談を実施することで、自殺を未然に防止します。

²¹ ユースゲートキーパーの育成事業・・・日常生活やSNSでSOSの情報を受けることが多い若者(主に大学生)を対象に、「自分をセルフケアする力」「同世代の悩み相談に応える力」を育成し、若者同士が支え合う環境をつくり、若者の自殺予防を推進します。

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 若者のつどい 20代から30代までの若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催し、若い人たちの元気と活力を発信するとともに、区の施策や事業への関心と理解を深めていきます。	・当日参加者 1,300 名	継続して開催していきます。
①ー2 若者対象講座 若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワーメントのための講座を開催します。	・若者対象講座 3回 ・講座の理解度 85% ・定員充足率 90%	・講座の理解度 80% ・定員充足率 80% (令和2年度)
②ー1 だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢性別を問わず働きたいのに働きにくい全ての人に対して総合的な就労支援を行っています。	・就職者数 6人	・就職者数 6人 (令和2年度)
②ー2 子ども・若者総合相談 子ども・若者に関する既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども・若者の支援に関わる区内 16か所の窓口が、それぞれの専門性を活かして相談に対応するとともに必要に応じて適切な窓口を案内	子ども・若者に関する様々な相談について、専門性の高いそれぞれの窓口で対応するとともに必要に応じて適切な窓口につなげていきます。
③自殺総合対策 平成31年3月に策定した新宿区自殺対策計画(平成31年度～令和4年度)の重点施策である「若年層への支援の強化」の新規事業等の実施や、ゲートキーパー養成講座、「困りごと・悩み事相談窓口一覧」などの冊子や「こころの悩み相談」啓発用ポケットティッシュの配布などを通じた普及啓発に取り組んでいます。	平成28年～30年の自殺者数(217人)のうち20歳代が一番多く(49人)、39歳以下が全体の約4割を占め、区は、男性・女性ともに全国、東京都と比べ多くなっています。	新宿区自殺対策計画で掲げている平成27年の年間の自殺死亡率25.3%を、令和8年までにおおむね30%以上減少させることを目指していきます。

5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

【現状と課題】

(1) 国際化社会で生きる次世代の育成

区の外国人人口は、平成31年4月1日現在42,157人で、区全体の人口の約12%であり、23区で最も多くなっています。また、6歳から14歳までの学齢期の子どもの人口は16,702人で、そのうち外国籍の子どもは1,620人、約10%と、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同様です。

第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月まで）の答申では、外国にルーツを持つ子ども（両親、あるいは両親のどちらかが外国籍の子ども）は、グローバルに活躍できる可能性を秘め、将来、区の重要な担い手となることから、こうした子どもたちの教育環境の向上とともに、子どもの母語や母文化の尊重の必要性についても指摘されました。

多様な国籍の人々が共に暮らす環境は、子どもたちにとって、様々な文化や習慣、価値観を経験できる豊かな環境です。国際化が進む中では、国籍に関わらず、互いの違いを認め合い、異なる文化をあたたかく受け入れ、自らの文化を発信する力をもった次世代の育成が望まれます。

また、これからの中学校教育では、国際的視野を持ち、進んで国際友好親善に貢献できる児童・生徒の育成に努めることが重要です。

【取組みの方向】

①国際化社会で生きる力を育む

- ・「多文化共生のまち新宿」の特性を活かし、国際理解の促進と日本と外国を結ぶ架け橋となる人材を育成していきます。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催後のレガシーを活かして、国際的な視野を持つ次世代の育成に努めています。
- ・日本と諸外国の伝統・文化の理解を深め、国際協力の在り方を学ぶことができるよう、外国人等との交流の機会を設定し、国際理解教育の推進を図っていきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①-1 国際理解につながる情報発信 しんじゅく多文化共生プラザを中心 に、外国人と日本人の相互理解につなが る情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・しんじゅく多文化共生プラザの設置 ・多文化共生社会の担い手を育む情報発信 	継続して実施していきます。
①-2 英語キャンプの実施 英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施し、英語を用いた簡単なゲームやクイズを通して、楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養います。プログラムに新	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数 小学生の部：93名（12月） 中学生の部：31名（8月） ・小学生の部、中学生の部とも「英語キャンプ」の実施にとどまらず、事後セミナーを通 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 100% (令和2年度)

第2章 目標別の取組みの方向

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

事業名・事業の概要	現況	目標
宿のまちの紹介や外国人観光客に対する道案内の仕方等を盛り込んだり、キャンプ終了後にボランティア体験等の機会を提供することで、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成を図るとともに、語学習得に対する意欲を高めます。	<p>じて、新宿御苑周辺の外国人観光客等に新宿のまちの紹介や案内体験を行うとともに、中学生には新宿シティハーフマラソン大会の運営ボランティアの体験機会を提供しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験参加人数 小学生の部：67名 中学生の部：26名 	
①－3 創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進 オリンピアン・パラリンピアンなどのアスリートを招へいして、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツを通して、心身の調和的発達を遂げられるようします。	<ul style="list-style-type: none"> ・全区立学校・幼稚園においてオリンピック・パラリンピック教育を推進 	— <small>※東京都事業であり、東京2020オリンピック・パラリンピック後の実施は未定のため</small>

目標2 健やかな子育てを応援します

1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み

【現状と課題】

(1) 妊娠期からの支援の大切さ

少子化、核家族化の進行により、妊婦や乳幼児に触れる機会が少ないまま、母親・父親になる人が増えています。また、働きながら妊娠期を過ごし、出産後も育児と仕事を両立する女性は少なくありません。予期せぬ妊娠で、社会的に孤立したまま妊娠期を過ごしたり、望まれた妊娠であっても、様々な理由によって不安を抱えている人が見受けられます。

妊娠期は、胎児の成長とともに妊婦の全身状態を大きく変化させ、心身に大きな負担がかかった状態となります。健やかな赤ちゃんの誕生と、その後の子育てにおける育児不安・困難感に伴うトラブル等に対処していくためには、出産や育児に関する知識の提供だけにとどまらず、親になる当事者同士が交流し、顔見知りになったり情報交換をしたりすることが大切です。

保健センターでは、安全な出産と育児不安の解消を目指し、妊婦対象の母親学級（平日及び働く妊婦に配慮した土曜日開催）、夫やパートナーと参加できる両親学級、妊婦が乳児にふれながら子育て中の母親と情報交換できるグループ活動などを開催しています。

育児においては、夫やパートナーの役割もさらに重要になっています。夫やパートナーが妊婦の心身の状況を理解し、子どもが生まれる前から父親という新しい役割の準備をしていくことが、妊婦に「夫やパートナーから支えられている」という安心感をもたらすことにつながります。

一方、10代の妊娠や高齢出産、妊娠届が22週以降と遅い場合などは、安全な出産を迎える上でリスクが高い傾向があります。また、外国人の妊産婦や子育て家庭では、言語や文化、保健・医療システムの違いにより必要な情報が得られにくい、公的サービスを利用しない・しにくい等の課題があります。

安全な出産や健やかな育児が行えるよう、その方の状況に応じた支援をより充実させるため、妊娠期からの切れ目のない支援ができる体制整備が必要です。

シンボル

マタニティマーク

妊産婦が身に付けることにより、周囲が妊産婦への配慮をしやすくなるものです。



【取組みの方向】

① 安心して出産を迎える支援の充実

- ・母親学級・両親学級等で、子育て家庭が孤立しないように、地域での仲間づくりや、父親が育児に参加・協力することの重要性を伝えています。

第2章 目標別の取組みの方向
目標2 健やかな子育てを応援します

- ・働く妊婦の方へ参加しやすい学級を開催します。
- ・困ったときに、身近に相談できる支援機関の周知に努めます。

②妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

- ・妊娠・出産・子育ての期間を通じ、妊娠婦や子育て家庭の多様なニーズや不安、困りごと等を早期に把握し、予防的な関わりも含めて早期に対応するため、母子保健部門と子育て支援部門が情報共有しながら切れ目のない支援ができる仕組みを整えていきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 母親・両親学級等の開催 母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	<ul style="list-style-type: none">・母親学級（2日制） 延べ313人・母親学級（3日制） 延べ743人・両親学級 1,154人・マタニティセミナー 44人	継続して実施していきます。
①ー2 妊婦健康診査 委託医療機関において、妊娠中の健康診査を行うことで、妊娠婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。	<ul style="list-style-type: none">受診延べ人数 30,579人	継続して実施していきます。
①ー3 妊婦歯科健康診査 妊娠期に歯科健康診査を実施し、むし歯や歯周病等の早期発見及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">健診受診者数 979人	継続して実施していきます。
②ー1 出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく） 全ての妊娠が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、支援が必要な妊娠は継続的に支援していきます。	<ul style="list-style-type: none">妊娠との面接率 91.8%	<ul style="list-style-type: none">妊娠との面接率 100%
②ー2はじめまして赤ちゃん応援事業 妊娠とおおむね3~4か月児までの子を持つ母親を対象に、母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none">妊娠 延べ 164人産婦 延べ 819人	継続して実施していきます。

2 子どもの健やかな成長のために

①乳幼児の健やかな発達支援

【現状と課題】

(1) 産後の母親のこころの健康

産後はホルモンバランスの変化などから、マタニティーブルー²²や産後うつ病を発症することもあり、心の健康支援が一層必要になる時期です。また、これらは育児不安や虐待につながることもあり、子どもの健やかな成長を妨げる原因にもなります。

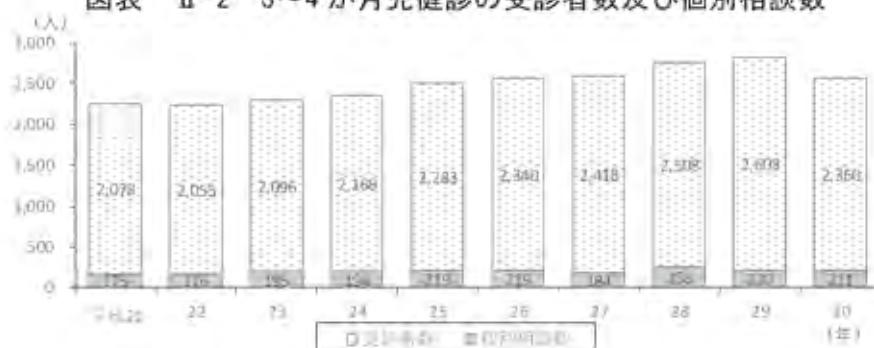
3~4か月児健診時に実施している「産後うつの傾向」を判定する質問紙（EPDS²³）の結果、来所する母親の約1割に「産後うつ傾向」が認められます。妊娠期に引き続き、出産後早い時期から育児環境を整え、母親が精神的に安定した状態で育児に取り組めるような支援が必要です。

データでみると…

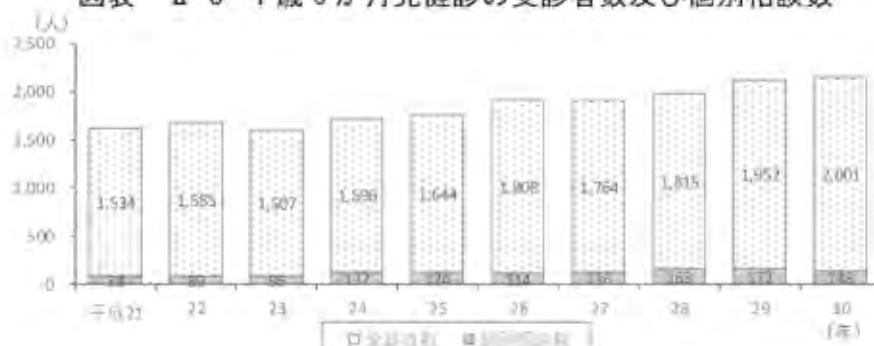
母親のこころの健康支援

3~4か月児健診、1歳6か月児歯科健診時に、母親を対象に「産後うつの傾向」を判定する質問紙（EPDS）を用いて、スクリーニングを実施しています。「産後うつ傾向」が見られる母親には保健師が個別相談を行います。3~4か月児健診に来所する母親の約1割に「産後うつ傾向」が認められます。

図表 II-2 3~4か月児健診の受診者数及び個別相談数



図表 II-3 1歳6か月児健診の受診者数及び個別相談数



注) 受診者数は、各健診受診者の母親の人数です。

出典：新宿区の保健衛生 各年

²² マタニティーブルーズ・・・分娩後3~10日頃に発症し、一過性で短期間に改善する気分の低下、不安、涙もろさ、不眠、情緒及び認知の障害のことです。一般的に「マタニティブルー」ともいいます。

²³ EPDS・・・正式名は「エジンバラ産後うつ病自己評価量（Edinburgh Postnatal Depression Scale）」で、1987年に英国で開発され、国際的に広く普及・定着しているスクリーニング・テストを示します。

(2) 子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の充実

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健診は、健やかな成長・発達を確認するとともに、子どもの疾病や障害の早期発見・早期治療につながります。また、保護者が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもあります。

成長・発達に応じた情報提供や、育児不安を軽減するための育児相談等の実施により、全ての子育て家庭が安心して子育てできるように引き続き支援していくことが必要です。

(3) 病気や事故防止及び医療に関する情報提供と体制の充実

乳幼児期は、急な発熱や感染症などにかかる頻度が高く、健やかな成長発達には、この時期の適切な健康管理や健康習慣の獲得が不可欠です。また、全国的にみた幼児の死亡の主な原因は「不慮の事故死」となっており、不慮の事故を防止するための取組みも重要です。

乳幼児期にかかりやすい疾病や事故とその予防や対処方法、保護者が必要としている医療機関情報、適切な小児医療機関の利用の仕方などについて、情報や知識を普及することが必要です。

また、平日夜間や休日は診療していない診療所が多いことから、救急病院への軽症患者の受診が集中することによって、本来の救急機能が妨げられないよう、平日夜間と同様に救急病院以外の小児科を受診できる仕組みが必要です。

データでみると…

子どもの年齢に見た死亡原因別死亡数（全国）

全国の子どもの死亡原因を年齢階級別にみると、0歳、1～4歳では「先天奇形等」が最も多くなっています。また、いずれの年齢でも「不慮の事故」が上位3位以内に入っているほか、「悪性新生物」が年齢が高くなるにつれ、上位となっています。

図表 II-4 子どもの年齢別死亡原因別死亡数（全国）

年齢	1位		2位		3位	
	死亡原因	死亡数 (割合)	死亡原因	死亡数 (割合)	死亡原因	死亡数 (割合)
0歳	先天奇形等	617人 (67.2%)	呼吸障害等	263人 (28.6%)	不慮の事故	65人 (7.1%)
1～4歳	先天奇形等	151人 (3.9%)	不慮の事故	81人 (2.1%)	悪性新生物	73人 (1.9%)
5～9歳	悪性新生物	81人 (1.6%)	不慮の事故	75人 (1.5%)	先天奇形等	38人 (0.7%)
10～14歳	悪性新生物	114人 (2.1%)	自殺	99人 (1.9%)	不慮の事故	64人 (1.2%)

出典：平成30年人口動態調査

【取組みの方向】

①母親のこころの健康支援

- ・妊娠期に引き続き、出産後早期から支援が必要な母親に対して、適切なサービスを提供していきます。

②子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の充実

- ・乳幼児健康診査や保護者への相談事業を実施し、疾病や障害を早期発見するとともに、個々に応じたきめ細かなサービスを提供していきます。

③病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

- ・子どもの病気や起こりやすい事故の防止及び子どもの医療に関する情報について、講演会の開催などにより、情報提供の充実を図ります。

④休日や夜間における子どもの急患診療

- ・多くの診療所が診療していない平日夜間や休日に子どもが急病になった場合でも、平日夜間と同様に小児科を受診できるよう、引き続き、「小児平日・土曜日夜間診療」など初期救急医療体制を確保します。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 親と子の相談室 3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 12回 ・相談人数 延べ56人 	継続して実施していきます。
①ー2はじめて赤ちゃん応援事業（子育て世代のストレスマネジメントの講話） 子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめて赤ちゃん応援事業（妊娠とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親を対象とした事業）において、ストレス対処法についてミニ講話をを行い、同内容のリーフレットを配布します。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠 延べ164人 ・産婦 延べ819人 	継続して実施していきます。
①ー3オリーブの会（MCG） MCG: Mother and Child Group 育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 12回 ・相談人数 延べ42人 	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向
目標2 健やかな子育てを応援します

事業名・事業の概要	現況	目標
②ー1 すくすく赤ちゃん訪問 0か月～生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問件数 2,395件 	全ての家庭に訪問できるよう、継続して実施していきます。
②ー2 乳幼児健康診査 乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行います。	受診率 <ul style="list-style-type: none"> 3～4か月児健診 92.4% 6か月児健診 92.2% 9か月児健診 90.4% 1歳6か月児健診(内科) 86.5% 3歳児健診 90.5% 	受診率の維持を図ります。
②ー3 新生児聴覚検査 聴覚障害の早期発見・早期療育のため、出産後早期に新生児聴覚検査を実施します。また受診状況を把握し、支援が必要な児と保護者を、継続的に支援していきます。	平成31年4月事業開始	継続して実施していきます。
②ー4 乳幼児から始める歯と口の健康づくり 保育園等での出張歯科健康教育、デンタルソポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 歯と口の健康チェックとフッ化物塗布 3,720人 デンタルソポーター研修会 3回 263名 保育園等での歯科健康教育(園児・保護者) 71回 	継続して実施していきます。
②ー5 育児相談・育児グループ・育児講演会 乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談 85回(延べ1,714人) (うち所外相談 37回 233人) 育児グループ 34回(延べ544人) 	継続して実施していきます。

事業名・事業の概要	現況	目標
者同士の交流及び情報交換の場として実施します。さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	・育児講演会 8回(延べ125人)	
②ー6すこやか子ども発達相談 多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	・6回 延べ19人	継続して実施していきます。
③ー1家庭における乳幼児事故防止対策 乳幼児の不慮の事故を防ぐため、事故防止に関する講演会の開催及び母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	・乳幼児事故防止講演会 4回開催(延べ72人) ・離乳食講習時啓発 46回開催(延べ1,164人) ・事故予防のリーフレット配布 延べ2,362人	継続して実施していきます。
③ー2子どもに関する医療情報の提供 家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設けます。	・子どもの医療情報ハンドブックの作成、配布 3,400人	継続して実施していきます。
④ー1小児平日・土曜日夜間診療 平日・土曜日の夜間に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	実施場所:「しんじゅく平日・土曜日夜間こども診療室」(国立国際医療研究センター病院内(戸山1-21-1)) ・実施時間:月～金曜日 19:00～22:00 土曜日 18:00～22:00 ・診療科:小児科 ・平成30年度実績:1,545人	継続して実施していきます。
④ー2休日診療 日曜・祝日・年末年始に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	実施場所:新宿区医師会区民健康センター(新宿7-26-4) ・実施時間:日曜・祝日・年末年始 9:00～17:00 ・診療科:小児科 ・平成30年度実績:1,611人	継続して実施していきます。

②学童期から思春期までの健康づくり

【現状と課題】

(1) こころの健康

学童期はもちろんのこと、特に思春期（概ね中学生～18歳までの時期）は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、様々なこころの問題が生じやすい時期といえます。身体と同様に、学童期や思春期のこころの健康が、本人自身の問題にとどまらず、将来、次世代を生み育てる親になった時の子育て観にも影響を及ぼすといわれています。

また、依然として心身症や不登校、ひきこもりをはじめとしたこころの問題が深刻となっています。さらに、近年ではスマートフォン等の普及に伴いその使用頻度が高まり、世界保健機関（WHO）によりゲーム障害が精神疾患として認定される等、インターネットやゲームへのめりこみが、身近な問題として取り上げられることが多くなってきています。

区の調査によると、「悩んだり困ったりしたときに誰（どこ）かに相談するか」は、中学生では親や先生、友だちなどが57.1%、青少年では親や先生、同僚や上司、友だちなどが76.7%で、いずれも身近な人や家族であることがわかりました。

のことから、子ども自身はもちろん、家族や周囲がこころや体に起こる急激な変化を十分理解する必要があります。子どもが発するSOSのサインに早い段階で気づき対処できるよう、正しい知識、適切な対応や相談先についての普及啓発を広く行うとともに、相談対応や支援する取組みが重要です。

(2) 健やかな体づくりの推進

幼少期からの健やかな体づくりは、生涯を通じた健康につながるものであることから、基礎体力や運動能力を学校教育で身に付ける必要があります。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していること等が、子どもたちの体力の低下を招いていると考えられています。さらに、運動不足や食生活の乱れ等により、日本の子どもの5人に1人は生活習慣病予備軍であるとの指摘もあることから、子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食生活や健康的な生活習慣を啓発することも重要です。このため、生活習慣病の予備軍及び罹患者を早期に発見し、予防及び治療に取り組む必要があります。平成30年度に東京都が実施した体力調査では、区の小学5年生男子は全8種目のうち、20mシャトルラン以外は全国平均を上回り、体力の上昇が見られます。一方、中学2年生は、男女ともにほとんどの種目で全国平均を下回るなど、依然として体力に課題が見られます。体力向上推進委員会を組織し、就学前から中学校まで、系統立てた体力向上システムを構築する必要があります。

また、近年ではスマートフォン等の普及に伴いその使用頻度が高まり、児童・生徒の視力低下や姿勢の悪化、「ネット・ゲーム依存」なども懸念されていることから、こうした現代的な課題についても児童・生徒に啓発していくことが重要です。

我が国の死亡原因は、死因の上位をがん、心疾患、脳血管疾患が多くを占めており、これらは、いずれも食事、運動、休養、喫煙や飲酒などの生活習慣と深い関わりがあると言われています。

生涯にわたって健康に生活していくためには、児童・生徒が生活習慣を整えるだけでなく、児童・生徒の発達段階に応じて喫煙や飲酒、薬物の危険性、妊娠・避妊等の性に関する正し

い知識とともに性感染症を含む感染症について理解していくことが重要です。なかでも、エイズを含む性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにするとともに、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付けることが必要です。

今後も、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取組みを充実させ、子どもの心と体の健やかな成長を図る必要があります。

【取組みの方向】

① こころの健康支援

- ・学童期・思春期を対象に、こころと体に起こる急激な変化や、それに伴う不安や悩みへの対処方法について、情報提供するとともに相談に応じていきます。

② 体力づくりと生活習慣病予防推進

- ・児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります（中学校では授業やその合間に実施できるダブルタッチを中学校版「スポーツギネス新宿²⁴」に位置付けています）。
- ・就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。
- ・健康教育の充実を図り、小学校では体育科の保健の授業、中学校では保健体育科の授業を中心として、児童・生徒の発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用や性感染症を含む感染症と、健康との関連について具体的に指導し、自らの健康を適切に管理し、改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成していきます。
- ・小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、区立小学校は4年生以上、区立中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①-1 出張健康教育 学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・依存症予防・命の大切さなどについて、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	・小学校及び中学校に対する出張健康教育の実施（小学生：命の大切さ、中学3年生：性感染症予防 等）	継続して実施していきます。
①-2 10代のこころの健康に関する普及啓発	・10代向け普及啓発パンフ	継続して実施していきます。

²⁴ スポーツギネス新宿・・・様々な運動の経験と記録向上への挑戦を通して、運動の楽しさを味い、運動の日常化と体力の向上を図るための取組みです。

第2章 目標別の取組みの方向
目標2 健やかな子育てを応援します

事業名・事業の概要	現況	目標
思春期にこころの不調が長引くと、不登校やひきこもり、こころの病気につながることがあります。周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐために、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、普及啓発の強化を図っています。	レット「気づいて！こころのSOS」の配布 3,500部 ・保護者向けリーフレットの配布 2,500部 ・教職員向けリーフレットの配布 700部	
①ー3 健康相談 保健センターでは、思春期からのこころと体の相談を「精神保健相談」などで受けています。女性の健康支援センター（四谷保健センター内）では、思春期からの女性のこころと体の健康に関して電話、面接で随時相談を受けています。	・精神保健相談開催回数（4保健センター合計） 70回 ・女性の健康支援センター（随時相談） 電話50件、面接46件	継続して実施していきます。
②ー1 スポーツへの関心と体力の向上 児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています）。 記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	・全小・中学校において「スポーツギネス新宿」を実施。 ・全小・中学校において体力テストを実施。（全学年） ・全幼稚園において区独自の体力テストを実施。 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 65% (令和2年度)	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、中学校卒業後、自主的に運動したいと回答した割合 66.3%
②ー2 セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施 警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。	・警察や薬剤師等の専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施（全小中学校）	継続して実施していきます。
②ー3 小児生活習慣病予防健診 生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に予防健診を実施し、専門医療機関での治療や保健センターでの健康・栄養相談の利用等を勧奨します。	・受診者数 小学4~6年生 117人 中学1~3年生 36人	継続して実施していきます。

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

①子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

(1) 多様なニーズへの対応

子育てを社会全体で支援していく視点から、主に在宅で子育てをしている家庭を対象にした事業として乳幼児親子の居場所づくり（地域子育て支援拠点事業）や子育て相談、一時保育のほか、多様なニーズに対応し、子どもショートステイ、ファミリーサポート事業、育児支援家庭訪問事業（産前産後支援）などの施策を充実してきました。

また、支援が必要な家庭ほど情報やサービスへのアクセスが十分でなく、支援に結び付いていないという現状を踏まえ、スマートフォン専用アプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」で子育てに役立つ情報を発信するほか、子育て訪問相談やすく赤ちゃん訪問、ホームスタートなどアウトリーチ（訪問相談）型のサービスも実施しています。

しかし、区の調査で、「子育てがつらいと思うことがあるか」の設問に対し、約6%の人が「いつも思う」と回答している状況の中で、回答者の半数以上が、「子どもの遊ばせ方やしつけについて悩んでいる」「仕事や自分のことが充分にできない」「子育てが精神的負担になっている」と回答しており、子育ての孤立化を防ぐ取組みの徹底が引き続き求められています。

○保育サービスの充実

「子どもを育てやすい社会に必要だと考えられること」の設問に対し、42.1%の人が「保育サービスの充実（待機児童解消、一時保育、延長保育、病児・病後児保育など）」を挙げています。こうした区民の現状や要望を踏まえ、保育サービスの充実を図ることで、さらに多様な子育て家庭のニーズに応えていく必要があります。

○多様なニーズに応じたファミリーサポート事業の充実

核家族化の進行や、就労家庭が増加し勤務形態も多様化する中で、保育ニーズも多様化しています。地域における相互援助活動として、利用者の要望に合わせてコーディネートができる、ファミリーサポート事業の重要性はさらに高くなっています。平成30年度末には、提供会員387人、利用会員3,429人、両方会員12人となり、会員総数は増加しています。

また、ファミリーサポート事業の病児・病後児預かりにおいても、年々会員数が増えてきています。

今後も提供会員へのフォローアップや、ファミリーサポート事業の積極的な周知などにより提供会員の拡大を図り、より安全・安心で利用しやすい事業運営を行っていくことが課題です。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

○子どもショートステイ

子どもショートステイは、保護者の病気や出産・介護・冠婚葬祭・出張、育児疲れなどで必要なときに、区内の乳児院や協力家庭で宿泊を伴い一時的に預かる事業です。仕事等で夜間の養育が必要なときに、協力家庭で預かるトワイライトステイも実施しています。

育児疲れでの利用が増えており、子育て不安や養育困難ケースも含めた多様なニーズに対応できるよう、協力家庭のさらなるスキルアップを図ることが課題です。

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。子育ての孤立化を防ぎ、子育ての悩み等を解消するため、気軽に足を運んでいただくことや相談できる場所として認識してもらうことが課題です。

(2) 相談しやすい環境等の充実

子育てに関する相談については、子ども総合センター・子ども家庭支援センターをはじめ、地域子育て支援センター（二葉・原町みゆき）、ゆったりーの、保健センター、児童館、保育園、子ども園、幼稚園、学校、教育センター等、様々な窓口があります。区民にとって相談のハードルを低くするために、身近な相談窓口があり気軽に相談できるよう環境を整えてきました。

区では、子育てに関する相談の中心的な役割を果たしている子ども総合センター（1か所）・子ども家庭支援センター（4か所）を、区内にバランスよく配置し、子どもと家庭の総合相談を実施するとともに、地域において親同士が、それぞれの子育ての経験を活かして気軽に相談し合える環境を整え、子育て支援に関するサービスメニューも年々充実してきました。これらのメニューについては、区公式ホームページや子育て情報誌などにより最新の情報を発信していますが、多様なサービスの中から、自らの力で最適なサービスを選択することが難しい状況も見られます。

そのため、子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターニ葉、ゆったりーのでは、子育て家庭が必要なサービスを円滑に利用できるようコーディネートする利用者支援事業を実施しています。

それぞれの相談場所においては、多様化する子育て家庭の個別の状況を踏まえて相談に応じるとともに、より専門的な相談についても対応できるよう、職員のコーディネート能力や専門性の向上を図ることが課題となっています。

(3) 子育て支援情報をより確実にわかりやすく

区の調査による就学前保護者の「子育ての悩み」の内訳は、「子どもの遊ばせ方や、しつけ

シンボル

あつまるくん

子ども総合センターに対して興味や親しみを持ってもらい、より多くの方が施設に集まってもらえることを目的としたキャラクターです。



第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

について」が48.1%、「仕事や自分が十分にできること」が28.3%、「緊急時に子どもを見てくれる人がいないこと」が27.4%、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が25.9%などでした。

区では、育児相談や一時保育をはじめとした様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育ての負担感や孤立感を軽減し、子育てを楽しいと感じてもらうためには、様々な子育ての悩みに適切に対応する情報が子育て家庭に確実に届く仕組みが重要です。

区は、子育てに関する情報を区の広報紙や区公式ホームページ、地域ポータルサイト等で提供しているほか、妊娠期から学齢期までの子育て情報を「新宿はっぴー子育てガイド」という冊子にまとめ、母子健康手帳交付時や関連施設の窓口で配布しています。また、乳幼児を連れての外出時に便利な「子育て応援ショップ&マップ」と、予防接種や健康診断などのプッシュ通知を1つのアプリにまとめた「しんじゅく子育て応援ナビ」も提供しています。

区の調査で、「子育てに関する情報で役立った情報の出所」について尋ねたところ、「同年代の子どもを持つ子育て仲間」が61.6%、「親や子育て経験のある人」が59.9%に対して、広報しんじゅくや区公式ホームページは20%前後、子育てガイドは12.4%でした。

保護者にとって、スマートフォンなどの情報通信機器は、情報サイトの閲覧だけでなく保護者同士の情報交換や相談のツールとしても大変有効な手段となっています。

こうした状況を踏まえ、今後、より一層、区の子育て支援情報を積極的に発信していくとともに、様々なツールを活用して子育て家庭の個別のニーズにも的確に対応する情報提供の工夫も必要です。

【取組みの方向】

①一時保育・ファミリーサポート事業等の拡充

- ・一時保育等の事業は、在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担を軽減するための事業として、引き続き、保育園・子ども園での事業の拡充を検討していきます。
- ・ファミリーサポート事業は、子どもの就学以降においても利用でき、施設型保育を補完する役割も担う相互援助活動です。提供会員確保のための事業周知と提供会員向けの研修を実施し、より安全・安心で利用しやすい事業運営をしていきます。
- ・子どもショートステイ事業は、必要な時に利用できるよう協力家庭の拡大を進めるとともに、子育て不安や養育困難ケースも含めた多様なニーズに対応できるよう、協力家庭のスキルアップを図る取り組みを行うことで、環境整備を図ります。
- ・地域子育て支援拠点事業は、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター(二葉・原町みゆき)、ゆったりーの、区立保育園、子ども園、幼稚園など、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施し、子育ての孤立化を防ぎ、子育ての悩み等の軽減を図ります。

②相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上

- ・多様化、複雑化する子育て家庭の相談に対応できるよう、職員の専門性を向上させるため、また、既存の社会資源や新たなサービス等をコーディネートし、適切な支援に繋げられる人材を育成するため、職員研修の充実を図ります。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

③子どもにもわかりやすいホームページづくり

- ・子育てに関する情報を様々なツールにより発信していくとともに、区に関する情報を子どもにもわかりやすく提供し、区政への関心と参画意識を育てていきます。

④子育て支援情報を誰にも簡単にわかりやすく提供する仕組みづくり

- ・誰でも簡単に区の子育て支援情報を入手できるよう、区公式ホームページや子育て情報ガイド「はっぴー子育てガイド」、スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」などを活用し、個人のニーズに沿って、より一層必要な情報が確実に手元に届く仕組みづくりを進めます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①－1一時保育の充実 緊急の事情（出産・病気・裁判員として従事等）や育児疲れの解消・会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。 保育園・子ども園の開設の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	・年間延べ利用人数 18,984人	保育園・子ども園の開設の際、専用室型の整備が可能な場合は、地域のバランスを考慮し、専用室型一時保育を充実させていきます。
①－2ひろば型一時保育の充実 身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。	・年間延べ利用人数 5,163人	継続して実施していきます。
①－3ファミリーサポート事業 子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。	総会員数 3,828人 ・利用会員 3,429人 ・提供会員 387人 ・両方会員 12人	継続して実施していきます。
①－4子どもショートステイ 病気、出産、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります（利用対象は0歳から18歳未満の子ども）。	・子育て短期支援事業（ショートステイ） 年間延べ利用人数 690人 ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 年間延べ利用人数 45人	利用しやすい環境整備を図ります。
②－1子ども総合センターの運営 区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応する	子ども家庭支援センター、学童クラブ、子ども発達コーナー、障害児タイムケア、地域開放施	総合的な子育て支援施設としての運営を継続していきます。

事業名・事業の概要	現況	目標
とともに、各種のサービスを提供します。	設を有する、総合的な子育て支援施設として運営しています。	
②ー2子ども家庭支援センターの運営 子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所
②ー3子育て支援コーディネート体制の充実 利用者支援事業及び子どもと家庭の総合相談に従事する区職員のコーディネート能力や専門性を向上させる研修等を通じて、子育て支援コーディネート体制の充実を図ります。	<p>子ども総合センター、子ども家庭支援センター職員の研修への参加 73名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業に関する研修 6名 ・子どもと家庭の総合相談に関する研修 67名 	子ども総合センター、子ども家庭支援センター職員の研修への参加を継続して実施していきます。
②ー4地域子育て支援拠点事業 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立保育園、子ども園など、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 23所 ・区立保育園 12か所(分園含む) ・子ども園 17か所 (平成31年4月1日現在) 	継続して実施していきます。
②ー5利用者支援事業 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉・ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・個所数 7か所(平成31年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個所数 7か所
②ー6幼稚園子育て支援事業の実施 区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業(地域子育て支援拠点事業)を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・西戸山幼稚園で「つどいのへや」を週4回開設し、子育て支援事業を実施 利用登録者数 1,467人 延べ利用者数 965人 ・保護者の利用満足度 98.6% ・各区立幼稚園で、教育・育児相談を月1回以上、講座・講習を年2回以上、施設開放を月1回以上、それぞれ実施 ・私立幼稚園園長会等の機会を通じた各園で実施している子育て支援事業の把握 	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>③キッズページの運営 区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。 子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズページの年間アクセス数 13,474 件 	<p>引き続き、子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供していきます。</p>
<p>④子育て支援情報の配信 スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、妊娠期から未就学児を対象に、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報（健康診断、予防接種、各種イベント等）を配信します。また、乳幼児を連れての外出時に便利な店舗や施設を紹介する「子育て応援ショップ＆マップ」機能も、アプリから利用することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間アプリダウンロード数 843 件 ・通知等閲覧件数 61,847 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知等閲覧件数 80,000 件

★トピックス★

スマートフォン
専用アプリ

しんじゅく子育て応援ナビ

子育て応援
ショップ&マップ+プッシュ通知

便利な機能が一つのアプリに！！

妊娠期から就学前のお子さんを持つ方を対象に、出産や子育てに役立つ情報を手持ちのスマートフォンにお届けする「プッシュ通知」と、小さなお子さんと一緒に外出する時に便利な設備やサービスを提供するショップや区の施設を紹介する「子育て応援ショップ&マップ」、便利な2つの機能をひとつのアプリにまとめた「しんじゅく子育て応援ナビ」をぜひご利用ください。

アプリをダウンロードしてください



iPhoneをご利用の方
はこちら

スマートフォン用のアプリは無料です。iPhone用アプリ配信サービス「App Store (アップストア)」またはAndroid搭載端末用アプリ配信サービス「Google play (グーグルプレイ)」からダウンロードすることができます。

「しんじゅく子育て応援ナビ」の名称で検索していただき、指示された手順に従ってダウンロードしてください。



Androidをご利用の方
はこちら

※ 対応するOSのバージョンについては、区の公式ホームページをご確認ください。

※ 通信にかかる経費はご本人の負担になります。

■子育て応援ショップ&マップ

小さなお子さんと一緒にでも、安心して利用できる設備、サービスを提供している店舗や区の施設を紹介しています。GPSを使った経路検索も可能です。

子育て関連のイベント情報をお知らせします。



■子育て情報のプッシュ通知

子育てに関する情報をお届けするサービスです。お住まいの郵便番号とお子さんの誕生日（出産予定日）を入力するだけで、乳幼児健診や予防接種、講座・イベントの案内など、子育てに役立つ情報を届けします。

郵便番号、誕生日または出産予定日をここから登録します。

②経済的な支援

【現状と課題】

(1) 経済的負担感の緩和への取組み

区の調査で、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、就学前児童・小学生・中学生の保護者、18歳から39歳の区民いずれも、「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が第1位となっています。この傾向は、平成25年度の区の調査でも同様の状況です。

また、子育て世代の経済的負担感の緩和については、国においてもその重要性が認識され、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、幼児教育・保育の無償化、就学援助、奨学金の充実などが図られています。

区でも、それらを踏まえて多子世帯や低所得世帯などの保育料の負担軽減などを実施してきました。

一方で、財源が限られる中で様々な子育て支援施策を着実に実行していくためには、施策の優先度や緊急性に目配りしながら、的確に財源配分を進めていく必要があります。

【取組みの方向】

①子育てに対する経済的負担軽減のための施策

- ・経済的負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら、経済的支援施策の確実な推進を図っていきます。また、国や東京都で実施するべきと考えるものについては、それぞれに要望し、特に国には、地方の財源負担が生じることのないよう要望していきます。
- ・国の幼児教育・保育の無償化の方針を受けて、幼稚園や保育園等の多子世帯に対して、平成26年度から対象を拡大し、第二子の保育料を半額、第三子からは無料としました。さらに、平成28年度には、国は年齢制限を設けずにきょうだいの数を数える対象を年収約360万円未満の世帯としましたが、区は年収約600万円以下の世帯まで拡大し、多子世帯の負担軽減を実施してきました。令和元年度には東京都の補助を活用し、世帯の所得に関わらず、きょうだいの数を数えています。
- ・幼稚園や保育園等の基本保育料の無償化に併せ、令和元年度からは認可外保育施設等の利用料についても、上限額の範囲内で無償化しています。
- ・保育園等に通っている3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費については保育料に含まれていたところですが、令和元年度の幼児教育・保育の無償化において、副食費は対象外とされました。しかし区では、国が負担しない年収360万円以上の世帯についても、区単独で負担することにより、保護者の経済的負担を軽減しています。
- ・平成21年度より、保育園等に通っている子どもが3人以上いる家庭に対し、保育料の負担軽減としてその中で一番高い保育園を無料にしています。今後も引き続き、保育料の負担軽減を図っていきます。また、幼稚園や子ども園では、国の幼児教育・保育の無償化の方針を受けて、区は平成26年度から対象を拡大して第二子の保育料を半額とし、第三子からは無料化を開始しています。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1児童手当 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	・受給者数 23,435人	継続して実施していきます。
①ー2児童育成手当(育成手当・障害手当) [育成手当] : 「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当] : 「20歳未満で愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数 育成手当 1,881人 障害手当 128人 (平成31年4月1日現在)	継続して実施していきます。
①ー3児童扶養手当 「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人（平成22年8月から父子家庭の父も対象）に支給します。	・受給者数 1,433人	継続して実施していきます。
①ー4特別児童扶養手当 「20歳未満で、愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1~3級・4級（一部）程度、日常生活に著しく制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数 166人	継続して実施していきます。
①ー5子ども医療費助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	・受給者数 31,979人	継続して実施していきます。
①ー6ひとり親家庭医療費助成 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	・受給者数 1,714人	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー7 保育園・子ども園等の保護者の負担軽減 子育て世帯の負担軽減の観点から、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの非課税世帯の子どもに係る保育園・子ども園等の保育料を無償化します。また、認証保育所等の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。	対象者数見込み(令和2年度延べ人数) ・保育園・子ども園等 38,459人 ・認証保育所等 1,477人	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。
①ー8 保育園・子ども園等の保護者の多子世帯負担軽減 多子世帯の負担を軽減するため、保育園・子ども園等の保育料について、一定の要件のもとで、第2子半額、第3子以降無償とします。また、認証保育所については、第3子以降のほか、第2子についても多子世帯に係る助成を実施します。	対象者数見込み(令和2年度延べ人数) ・保育園・子ども園等 4,644人 ・認証保育所等 1,663人	周知を徹底し、対象児童について適正に実施していきます。
①ー9 区立幼稚園保護者の負担軽減 所得の多寡に関わらず、区立幼稚園の入園料と保育料を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。	・入園料及び保育料免除者数 134人 (幼児教育・保育の無償化前の実績数)	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。
①ー10 私立幼稚園保護者の負担軽減 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、私立幼稚園保護者の負担軽減を図ります。	・受給者数 1,272人 (幼児教育・保育の無償化前の補助金制度の実績数)	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。

③子どもの貧困問題に向けた取組み

【現状と課題】

(1) 国の状況

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査（平成28年）」によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもは13.9%となり、前回調査の16.3%から改善しましたが、子どもの7人に1人が貧困の状態にあります。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になります。こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月に「子供の貧困対策に関する大綱*」が閣議決定されました。

大綱には当面の重点施策として、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれに対する生活の支援、保護者に対する就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等が掲げられ、25項目の子供の貧困に関する指標が設定されました。

また、令和元年6月、対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、目的や基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、地方公共団体による取組の充実等について明記されました。

さらに、法改正を踏まえ、令和元年11月に新たな大綱が策定されました。新大綱では、「高等学校等における修学継続のための支援」「親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援」「ひとり親に対する就労支援」「児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施」等を重点施策とし、39項目の指標を設定して、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。

子供の貧困対策に関する新大綱（概要）

【目的・理念】

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実

など

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

重点施策

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 経済的支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子供の貧困に関する調査研究等

施策の推進体制等

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

新大綱に定める「子供の貧困対策に関する指標項目」(39項目)

・生活保護世帯に属する子供	・電気、ガス、水道料金の未払い経験
①高等学校等進学率	⑨ひとり親世帯 ※
②高等学校等中退率	⑩子供がある全世帯 ※
③大学等進学率	・食料又は衣服が買えない経験
・児童養護施設の子供	⑪ひとり親世帯 ※
④進学率（中学校卒業後）	⑫子供がある全世帯 ※
⑤進学率（高等学校等卒業後）	・子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいない と答えた人の割合
・ひとり親家庭の子供	⑬ひとり親世帯 ※
⑥就園率（保育所・幼稚園等）	⑭等価可処分所得第1～Ⅲ十分位 ※
⑦進学率（中学校卒業後）	・ひとり親家庭の額
⑧進学率（高等学校等卒業後）	⑮就業率（母子世帯）
・全世帯の子供	⑯就業率（父子世帯）
⑨高等学校中退率 ※	⑰正規の職員・従業員の割合（母子世帯）※
⑩高等学校中退者数 ※	⑱正規の職員・従業員の割合（父子世帯）※
・スクールソーシャルワーカーによる対応 実績のある学校の割合	・子供の貧困率
⑪小学校 ※	⑲国民生活基礎調査
⑫中学校 ※	⑳全国消費実態調査 ※
・スクールカウンセラーの配置率	・ひとり親世帯の貧困率
⑬小学校	㉑国民生活基礎調査
⑭中学校	㉒全国消費実態調査 ※
・⑮就学援助制度に関する周知状況 ※	・ひとり親家庭のうち養育費についての 取決めをしている割合
・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の 実施状況	㉓母子世帯 ※
⑮小学校 ※	㉔父子世帯 ※
⑯中学校 ※	・ひとり親家庭で養育費を受け取っていない 子供の割合
・高等教育の修学支援新制度の利用者数	㉕母子世帯 ※
⑰大学 ※	㉖父子世帯 ※
⑲短期大学 ※	
⑳高等専門学校 ※	
㉑専門学校 ※	

※新大綱において、追加修正された指標

*本計画では、基本的に「子ども」と表記していますが、「子供の貧困対策に関する大綱」に関連する記載については、原文に沿って「子供」と表記しています。

(2) 区の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、区は、子どもの貧困に関する施策の実際の担い手として、地域の実情にあった施策の推進体制を検討することが課題となりました。

区はこれまで、支援を必要とする家庭に対して、各種手当や学習支援、生活支援、就労支援等を担当するそれぞれの部局が、個別に家庭との相談を通じてそれが支援を行ってきました。一方、家庭の状況や区の施策メニューが多様化する中、区は、支援を必要としている家庭の個々の状況に応じたきめ細かな支援をコーディネートすることが求められています。

未来を担う子どもたちが、希望を持って成長するためには、全ての子どもが教育、食事、体験等の機会を十分に持ち、安心できる環境を整えることが重要です。

そのため、区、関係機関、区民や地域団体等が連携して支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、現在の状況を改善するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することを防止しなければなりません。

【取組みの方向】

①全庁での総合的な取組み（子どもの貧困対策検討連絡会議の運営）

区の関係部局が子どもの貧困対策に連携して取り組み、支援を必要としている家庭に、きめ細かな支援を総合的に行うための推進体制として、平成27年10月に「子どもの貧困対策検討連絡会議」を設置しました。

子どもの貧困対策検討連絡会議は、子ども家庭部、総合政策部、地域振興部、福祉部、健康部、教育委員会等関係部局が連携して、子どもの貧困対策に関する課題の整理、実態の把握、情報の共有、指標の確認や事業の進捗管理等を行っています。

②子どもの貧困対策に資する事業の推進

支援を必要とする家庭に総合的な支援を行うために、区ではこれまで行ってきた支援を「子どもの貧困対策に資する」という視点で整理し、国の大綱の柱である「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」等に分類して一覧とし、進捗管理をしていきます。

引き続き、子どもの貧困対策に資する事業を全庁で展開し推進するとともに、この一覧を学校、PTA、地域で子どもと子育て家庭を支援する区民や団体等と共有し、支援を必要としている家庭が必要な事業を円滑に利用できるように努めます。

③わかりやすい情報の発信と周知の充実（子育て支援施策ガイド等の発行）

子育て支援に関する情報を広報やホームページ等で提供するほか、主に乳幼児期の子どものいる家庭に「新宿はっぴー子育てガイド」を作成、配付し、情報を発信しています。

また、学齢期以降のお子さんのいる家庭を対象として、平成30年度より新たに、「子育て支援施策ガイド」を作成し、区立小・中学校を通じて配付しています。

「子育て支援施策ガイド」は、区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成します。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

今後も様々な手法により子育て支援に関する情報を発信し、区の相談窓口や施策の周知に努めます。

④子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり

地域で安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、子どもや子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、子どもの成長を地域で応援し支えることが重要です。区は、学校やPTA、民生委員・児童委員や地区青少年育成委員会等地域で子どもの育ちを支援する区民や団体等と連携し、支援を必要としている子どもや子育て家庭を地域で支えるまちづくりを推進します。

⑤指標の設定と実施状況等の確認

区は、子どもの貧困対策の関係施策の実施状況や対策の効果を検証・評価するため、「新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標」を設定しました。国の状況と区の状況を比較できる16項目に、区が独自に設定した8項目を加えた計24項目を区の指標とし、毎年、この指標に基づいて、施策の実施状況や効果等の把握・検証を行っています。

また、令和元年11月に策定された「子供の貧困対策に関する新大綱」において、39の指標が設定されたことを踏まえ、区として対応可能な指標について、今後、見直しを行っていきます。

新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標項目（24項目）

【国の状況と区の状況を比較できる16項目】

- | | |
|---|------------------------|
| ・生活保護世帯に属する子ども | ・①中学校卒業後就職率 |
| ①高等学校等進学率 | ・学校で就学援助制度の書類を配付している割合 |
| ②高等学校等中退率 | ②毎年度の進級時 |
| ③大学進学率 | ③入学時 |
| ④就職率（中学校卒業後） | ④すくすく赤ちゃん訪問実施率 |
| ⑤就職率（高等学校等卒業後） | ・歯科検診 |
| ・⑥スクールソーシャルワーカーの配置人数 | ⑤むし歯ありの判定を受けた子どもの割合 |
| ・スクールカウンセラーの配置割合 | （小学生） |
| ⑦小学校 ⑧中学校 | ⑥未処置のむし歯がある子どもの割合（小学生） |
| ・全国学力調査の意識調査（自尊感情に関する項目
『自分には、よいところがあると思いますか』） | |
| ⑨小学生の割合 ⑩中学生の割合 | |

【区が設定した8項目】

- | | |
|--|--|
| ①就学援助率 | ⑥ひとり親家庭自立支援促進事業における就学支援により、就労形態が正社員または常勤となった者の割合 |
| ②出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）における看護師による妊婦との面接率 | ⑦区内で活動している子ども食堂等の数（チラシ配付等区が何等かの支援を行っている活動） |
| ③子どもの朝ごはん摂取率（小学4年生） | ⑧子ども未来基金を活用した助成活動数 |
| ④子どもの朝ごはん摂取率（中学2年生） | |
| ⑤虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率 | |

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
②-1 生活保護受給世帯の小学生等の地域生活自立支援 生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	・各種教室等実施回数 264回 ・参加人数：延べ361人（実支援者数25人／年）	・小・中学生とその保護者を対象とした支援者数 40人／年（令和2年度）
②-2 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	・学習環境整備支援費支給実績 高校生27人 中学生33人 小学生28人	自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。
②-3 生活困窮世帯の中学生等への学習支援 生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。	・中学生学習支援者数 36人 ・高校生定着支援者数 5人	自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。
②-4 就学援助 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるように支援します。	就学援助の実施 ・認定者数 2,522人 [内訳] 小学校 1,655人（要保護136人、準要保護1,519人） 中学校 867人（要保護79人、準要保護788人）	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>③支援施策ガイドの作成・配付 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。</p>	<p>区立小・中学生全世帯等へ向けた子育て支援施策ガイドの作成配付</p>	<p>継続して実施していきます。</p>

2 就学前の教育・保育環境の充実

①保育所待機児童の解消

【現状と課題】

(1) 就学前児童の教育・保育環境の充実

子どもを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められています。とりわけ、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの生きる力の基礎を育むために、就学前の教育・保育環境を充実することは重要な課題となっています。

区ではこれまで多様なニーズに対応するため、保育施設や認定こども園の整備、幼稚園で行う幼児教育の充実、家庭で子育てを行う保護者に対する子育て支援事業の充実に取り組んできました。

その結果、区の調査では、「今後も新宿区で子育てをしていきたいと思うか」の設問に対し、就学前児童の保護者の約88%が「ずっと」又は「当分の間は新宿区で子育てをしていきたい」と回答しており、新宿区が「子育てしやすいまち」として認識されていると考えられます。

今後は、この結果を踏まえた本計画に基づいて、就学前児童の教育・保育環境や子育て支援事業の整備・充実を図るとともに、質の高い教育・保育内容の提供に向けた人材育成や民間事業者の支援にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 待機児童解消の着実な推進

区では、これまで待機児童の解消を目指し保育施設の整備に積極的に取組み、前計画の間に受入枠を2,100人以上増加させました。その結果、就学前児童数に対する保育施設の定員の割合は平成31年4月1日現在で約56%となっており、前計画の5年間に約10%上昇しています。

一方、待機児童数は平成25年4月1日時点の176名をピークに、年々減少し、平成31年4月1日時点では2名となりました。積極的な保育施設の整備により、待機児童数は着実に減少しているものの、大規模な開発による人口流入や女性就業率の上昇等の社会情勢の変化、幼児教育・保育の無償化により、今後も保育需要の増加が想定されます。特に育児休業明けの1歳前後の受入枠の拡大が、引き続き課題となっています。

また、民間の運営主体の力を活用した機動的な整備等、多様な手法による保育施設の整備を進め、待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを目指していきます。

【取組みの方向】

①本計画に基づいた保育所等の整備

- ・本計画に基づき、多様な手法により、地域の実情に即した保育施設を整備し、受け入れ枠の拡大を図ることで、待機児童解消を目指します。
- ・大規模な開発に伴い、保育需要の増加が見込まれる場合には、当該敷地内に保育施設を設

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

置するよう要請及び協議することにより、保育施設の整備を促進していきます。

- ・認証保育所から認可保育所への移行を希望する施設に対しては、地域の保育需要や保育の質を担保する施設の状況を鑑みて、認可保育所への移行が妥当であると判断される場合は支援していきます。ただし、認証保育所は様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることが可能な施設形態です。こうしたことも踏まえながら、今後も支援を行っていきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①－1 認可保育所等の整備 本計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、受入枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていきます。	平成31年4月1日現在定員 ・認可保育所 5,063人 ・認定こども園 2,187人	・認可保育所 5,897人 ・認定こども園 2,187人
①－2 認証保育所への認可化移行支援 認証保育所は様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることが可能な施設形態であり、こうしたことも踏まえながら、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。	平成31年4月1日現在の実績 ・認可保育所への移行 6園 平成31年4月1日現在の定員 ・認証保育所 544名	・新たに認可保育所へ移行 3園
①－3 地域型保育事業等 家庭的雰囲気で保育を行う家庭的保育事業、学校施設等を活用した保育ルーム、会社等の事業主が設置する事業所内保育所、居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業で保育ニーズの高い0歳から2歳児の受入枠を確保しています。認可保育所等と連携し、質の向上に努めていきます。	平成31年4月1日現在定員 ・地域型保育事業等 230人	・地域型保育事業等 211人

②保育サービスの充実と質の確保

【現状と課題】

(1) 子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと多様化する保育ニーズ

区の調査では、就労状況に関する設問において、「就労している」と回答した母親は約58%、父親は約92%となっています。5年前の調査と比較すると、「就労している」と回答した父親の割合はほぼ変わらない状況ですが、母親については、平成20年度や15年度の調査において、「就労している」と回答した割合は約40%で変化がなかったのに対し、平成30年度の調査は前回から約13ポイント伸びています。母親の就労状況は、近年大きく変化しています。

このため、子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと、質の高いサービスの提供がさらに求められています。

区では、多様なニーズに応えるため、延長保育や障害児保育、産休明け保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、定期利用保育などの保育サービスを実施していますが、引き続き、多様に変化する保育ニーズに対応していく必要があります。

また、保育園、子ども園、幼稚園等の多様な施設においては、適正な園運営、安定した教育・保育環境及び保育の質の向上が求められています。引き続き、教育・保育に携わる職員に対する各種研修の実施、区による指導・検査・巡回相談などの実施、区内の保育施設を対象とした利用者評価・事業者評価・第三者評価などを実施していく必要があります。

さらに、教育・保育の質の確保・充実を図るために、保育園、子ども園、幼稚園等の合同研修や公開保育などにより、教育・保育に携わる職員の共通理解を深めていくほか、小学校を中心とした保・幼・子・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携を進めていく等、教育・保育の推進に関する体制を確保する必要があります。

【取組みの方向】

①多様な保育サービス等の充実

- ・保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、引き続き、延長保育や休日保育等の充実を図ります。
- ・定期利用保育については、定員に満たない園の空き保育室を活用した空き保育室型定期利用保育を実施し、受入枠を拡大しました。また、認可保育所開設時に、定期利用保育や一時保育を行う専用室の設置を検討していくこと等により、一層の充実を図っていきます。
- ・区内2か所で実施する病児・病後児保育と3か所で実施する病後児保育については、利用実績や需要を踏まえながら、引き続き実施していきます。
- ・ファミリーサポート事業においては、保育施設の開始前・終了後の預かり、保育施設への送迎、病気又は病気回復時の預かり等を実施し、保護者の就労を支援していきます。

②保育の質の向上

- ・保育施設の管理運営、保育内容等について指導検査を実施し、改善指導や助言を通じて、適正な運営と保育の質の向上を図ります。また、民間事業者の力を活用して新しく開設した保育施設等においては、区の相談、助言等のほかに、課題に応じた研修講師を派遣する

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

等、事業が円滑に実施されるよう支援していきます。

- ・保育の質の向上を図るため、保育現場の課題に応じ、理論や実技等の研修を計画的に実施していきます。
- ・保育人材の安定的な確保に向けて様々な支援をしていきます。
- ・事業評価や第三者評価等を引き続き実施し、保育の質の向上を図っていきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①－1 特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】 保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 認可保育所、認定こども園、保育ルーム等で実施 認可保育所(分園を除く数) 　　3時間延長 2園 　　2時間延長 38園 　　1時間延長 12園 認定こども園(分園を除く数) 　　2時間延長 8園 　　1時間延長 9園 事業所内保育所 　　4時間延長 1園 　　1時間延長 2園 保育ルーム 　　1時間延長 5園 ※急な残業に対応する緊急スポット延長有 ・年末保育事業 　　1園 9人 ・休日保育事業 　　3園 　　定員 70人／日 年間延べ利用人数 　　596人 ・病児・病後児保育事業 　　5園 　　定員 20人／日 年間延べ利用人数 　　2,032人 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 　　4,172人 ・病児保育事業 年間延べ利用人数 　　7,640人 (※ファミリーサポート事業含む)
①－2 定期利用保育の実施 パートタイム勤務等の短時間（月48時間以上）就労を常態としている方の健康で集団保育が可能な子どもを複数月継続して保育します。また、2日以上利用の曜日固定型で、保育料は応能負担としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・空き保育室型（平成28年度～実施）12園 定員72人 (1歳児クラス～) ・専用室型 　　6園 定員39人 (生後6か月～) 	保育園・子ども園の開設の際、専用室の整備が可能な場合は、地域バランスを考慮し、専用室による定期利用保育を充実させていきます。

事業名・事業の概要	現況	目標
②ー1 各種研修の充実 保育に携わる職員に対し、テーマや職種に応じた知識や技術の習得、維持・向上を目的とした研修を実施し、保育士等の専門性を高め、保育の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・職層研修 4回 ・新任保育士研修 2回 ・初級保育士宿泊研修 1回 ・延長非常勤保育士研修 1回 ・障害児等保育の研修 2回 ・保育理論研修 8回 ・私立保育園等の保育士等育成支援 5回 	継続して実施していきます。
②ー2 指導検査 保育施設の適正な運営及び保育の質の確保並びに利用者支援の向上を目的とし、検査を実施します。設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び是正に向けた指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施 認証保育所 17か所 事業所内保育所 3か所 区立保育ルーム 5か所 家庭的保育事業(家庭的保育者) 2か所 ・年1回実施 区立保育園・子ども園 20か所 私立保育園・子ども園(含む委託・指定管理) 47か所 	現状を維持することに加えて、認可外保育施設に対して、保育内容や運営状況の確認と助言ができる体制の構築に向けて検討していきます。

③幼児教育環境の充実

【現状と課題】

(1) 社会環境の変化に応じた幼児教育環境づくり

乳幼児期は、心情や意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、特に乳幼児期における就学前教育は、子どものその後の成長や学びに大きく影響を与えます。

一方、少子化や核家族化の進行等の社会情勢の変化は、区民ニーズを多様化・複雑化させ、就学前の子どもを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

平成29年に「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」、「子ども園教育要領」が改められました。

区立幼稚園においては、昭和53年度の園数36園、在園児数4,813人をピークにそれ以降は減少の一途をたどり、平成27年度には14園、734人にまで減少しました。園児数の減少により学級編制ができずに休学級や休園となる園が出てきた一方、同じ就学前の子どもを対象とする保育施設においては、保育需要の増加により、引き続き待機児童が発生している状況です。積極的な保育施設の整備により、待機児童数は着実に減少していますが、今後も保育需要の状況を十分注視し、受入枠を確保していく必要があります。

平成27年度に「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を策定し、この方針に基づき平成28年度から全ての区立幼稚園で3歳児保育を実施するとともに、4園で預かり保育を実施するなど、区立幼稚園における教育環境、子育て支援機能の充実を図りました。これにより、区立幼稚園に対する需要も高まり、平成30年度には在園児820名まで回復しています。また、私立幼稚園在園児については、区内外合わせてここ数年1,500人台で安定して推移しています。

背景としては、幼稚園が学校教育施設として小学校就学に向けての重要な役割を担っていると再認識されたことや、女性の社会進出が一般的になり、幼稚園等に預けながらパート等の就労を希望する保護者が多くなったため、幼児教育と子育て支援を両立させる施設としての幼稚園の役割が求められていることなどが考えられます。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始や令和元年度の幼児教育・保育の無償化など、幼稚園を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、区では引き続き区民ニーズを的確に捉え、私立幼稚園との連携も図りながら、幼児教育環境の充実に取り組んでいきます。

【取組みの方向】

①就学前教育合同研修等の充実

- ・区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園等の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。

②区民ニーズに対応した幼児教育環境の充実

- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、公私立の幼稚園・保育園・子ども園等から、保護者が個々のニーズに応じて選択できる幅がさらに広がったことから、ニーズの動向を踏まえ、必要

に応じて子ども・子育て支援事業計画の見直しを行いながら、幼児教育環境の充実を図ります。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①就学前教育合同研修等の充実 区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が、実践的な事例や情報の共有化を図るため、合同研修や公開保育を実施します。これにより、相互理解を深めるとともに、職員の意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。	・幼稚園・保育園・子ども園の就学前教育合同研修会を全6回実施し、公開保育や理論研修を開催	継続して実施していきます。
②ー1 私立幼稚園における預かり保育の実施 私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、特色のある教育・保育を展開することにより、子育て支援事業の充実を図ります。	・一時預かり事業 年間延べ利用人数 51,677人	年間延べ利用人数 85,000人 私立幼稚園協議会と協議し、確保方策について検討していきます。
②ー2 子ども園における預かり保育の充実 子ども園において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。	子ども園15園で実施 ・区立10園 延べ11,285人 ・私立5園 延べ9,821人	非定型就労など、保護者のライフスタイルの多様化に対応し、保護者の選択できる保育サービスの充実を図るため、子ども園全国で実施します。
②ー3 区立幼稚園における3歳児保育の実施 区立幼稚園全園(休園中7園を除く)で3歳児保育を実施し、幼児教育と保育環境の充実を図ります。	区立幼稚園3歳児定員 ・14園280名	継続して実施していきます。
②ー4 区立幼稚園における預かり保育の実施 教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を区立幼稚園4園(市谷・鶴巣・花園・西戸山)で実施します。	区立幼稚園の預かり保育利用者へのアンケートで満足であると回答した割合 92.2%	97.0%(令和2年度)
②ー5 私立幼稚園に対する補助金の交付 研修、預かり保育、園児の健康管理及び安全安心等の事業に対して補助金を交付し、私立幼稚園における幼児教育の充実を図ります。	新宿区内私立幼稚園及び新宿区私立幼稚園教育研修会へ補助金を交付	継続して実施していきます。

3 放課後の子どもの居場所の充実

①学童クラブの充実と質の確保

【現状と課題】

(1) 学童クラブの現状と今後のあり方

○学童クラブの現状

区内には、区立学童クラブと区が運営助成をしている民間学童クラブがあります。

区立学童クラブは、児童館・子ども家庭支援センター等に併設または区立小学校内に開設しています。児童館等では施設の利用児童と、小学校内では放課後子どもひろば利用児童との交流ができ、またそれぞれの行事にも参加できるなど、利用児童間の幅広い交流と活動ができる環境となっています。

利用時間については、保護者からの利用時間延長の希望の増加に対応し、業務委託化の手法により、区立全学童クラブで放課後から午後7時まで利用できます。

また、民間学童クラブは、独自の運営の工夫や長時間の預かり、保育園との交流など各自の特徴を生かした運営を行っています。

学童クラブは、保育園利用児数の増大が示すように、共働きやひとり親家庭の増加とともに利用児童数は増加傾向にあり、平成31年4月には、区立学童クラブ全体の総定員1,610人に対し1,868人の登録がありました。また、区では小学3年生以下の児童及び配慮を要する6年生までの児童を受け入れているため定員を超える学童クラブが多くあります。

○学童クラブの今後のあり方

今後は子ども・子育て支援新制度を踏まえた育成環境の整備や、保護者の就労形態や各家庭のニーズに合った事業の展開が求められています。

区の調査でも、小学生低学年のときの放課後を過ごさせたい場所として、小学生保護者が学童クラブと回答した割合が33.0%から36.3%へとニーズは増大しており、新たな整備も視野に入れつつ、今後も需要に応じて拡大していきます。

また、子どもの自立度や家庭の状況により、学校休業中だけ利用したいというニーズに対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる仕組みも実施しています。

区立学童クラブで需要をカバーできない地区や夜間の学童保育需要に対応している民間学童クラブとも連携しながら、利用する全ての児童が心身ともに健やかに成長できる場となるよう取り組んでいきます。

【取組みの方向】

①学童クラブの事業の質の向上

- ・子ども・子育て会議でのご意見や利用者アンケートを実施し、より良い居場所となるよう環境整備やプログラムの提供に努めます。
- ・学童クラブ担当者による会議等を通じた課題検討や情報共有を行い、事業の質の維持、向上に向けた取組みを促します。
- ・区は巡回等により運営状況を継続的に確認するとともに、必要に応じ事業者に助言や研修参加の勧奨を行います。

②事業スペースの拡充

- ・児童館内にある学童クラブの場合、専用スペースの拡大（学童利用がピークの時間帯に優先的に利用できる）を進めていきます。
- ・待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施を検討していきます。
- ・小学校の教室は、児童数の増加に伴い、学童クラブとしての活用は困難な状況が予想されますが、学校施設の利用について、引き続き教育委員会と調整を行います。
- ・民間学童クラブの誘致や区施設活用の中で検討していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 学童クラブの充実 児童館におけるスペースの有効活用を検討します。	平成31年4月1日現在定員 ・学童クラブ定員 1,610人	・学童クラブ定員 2,370人
①ー2 各種研修の充実 日常活動のスキルアップにつながる研修（児童館実技研修）、配慮が必要な児童への対応（障害児研修）、保護者対応の研修等を実施します。 その他、他館の学童クラブの運営を体験する（体験研修）も行います。	・児童館実務・実技研修 4回 ・ソーシャルワーク研修 8回 ・児童館体験研修（幼児サークル、学童クラブ運営） 1回	継続して実施していきます。

②放課後子どもひろば等の充実

【現状と課題】

(1) 放課後子どもひろば等の充実

平成19年度から区立小学校全校で「放課後子どもひろば」事業を展開し、年々利用児童も増えています。区の調査においても、「利用しやすい小学生の放課後の居場所」の設問では、通学している小学校内の回答が最も多く、ニーズにも合致しています。学校内で放課後も過ごせることの安全性と利便性から、利用が進んできたものと考えられます。今後も居場所としての充実を図る必要があります。

(2) 放課後子どもひろばと学童クラブの連携

放課後子どもひろばは、学校施設を活用して子ども家庭部と教育委員会が連携、協力しながら行っている事業です。小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、平成19年度から整備を始め、平成23年度には全29か所の区立小学校で実施しています。また、平成26年度からは、新宿養護学校でも開始しました。

学校内に学童クラブがある小学校では、両事業を同一の事業者に委託し、放課後子どもひろば参加児童と学童クラブ児童と一緒に参加できるプログラムを行っています。学校内に設置されていない学童クラブでも、近隣の小学校の放課後子どもひろばに参加することで、交流できる機会を持っています。

より良い居場所としていくために、放課後子どもひろばのスタッフが、学童クラブの職員とともに児童健全育成に関する知識と経験を高めていくことが課題です。

また、放課後の居場所として、放課後子どもひろばを利用している児童には、保護者の就労等により継続的に適切な保護を受けられない児童も数多くいます。学童クラブ需要の高まりへの対応を含め、多様なニーズを受け止められる場として、放課後子どもひろばの機能を拡充していくことが課題です。

(3) 障害のある子どもの放課後支援の充実

障害のある子どもの放課後活動の支援としては、「放課後等ティサービス事業」と「障害児等タイムケア事業」の2つの事業があります。

「放課後等ティサービス事業」は、令和元年6月時点では、区内13事業所で放課後や学校の長期休業中の学齢期の子どもを受け入れ、生活能力の向上や交流の機会を提供しています。「障害児等タイムケア事業」は子ども総合センターの3階に「まいペーす²⁵」を開設し、肢体不自由児5名を含め、1日30人を受け入れています。

今後も、就学している障害のある子どもが、安心して過ごせる放課後等の居場所を充実させていく必要があります。

【取組みの方向】

①放課後子どもひろば等の充実

- ・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。一人ひとりの児童に合った居

²⁵ まいペーす・・・社会福祉法人新宿あしたけが障害児等タイムケア事業を実施する事業所の名称です。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

場所を提供するため、利用者アンケート等の意見を参考に、より良い事業になるよう努めています。

- ・新・放課後子ども総合プランに基づき、小学校内学童クラブ利用児童だけでなく、児童館内学童クラブ利用児童も、放課後子どもひろばにより一層参加しやすくなるよう、連携を深めています。
- ・学童クラブと放課後子どもひろばを可能な限り一体的に実施することで、全ての児童が放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようになります。

②障害のある子どもの放課後支援の充実

- ・就学している障害のある子どもを対象に、安心して過ごせる場を充実させていきます。
- ・保護者のレスバイト²⁶や就労への支援のみならず、障害のある子どもの社会性の習得や友人関係の構築を支援していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 放課後子どもひろばの拡充 学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	・区立全小学校及び新宿養護学校で実施	地域ニーズに合った事業の拡充を図ります。
①ー2 学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営 新・放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。	・区内 10 小学校で一体的運営を実施	区内 10 校で一体運営を実施するほか、19 校で事業連携を図ります。
②ー1 児童福祉法に基づく放課後等ティーサービス 心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。区内では 13 か所で実施しています。	・利用者 285 人／月 ・利用日数 9 日／月	・利用者 328 人／月 ・利用日数 12 日／月 (令和2年度)
②ー2 障害児等タイムケア事業 小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	・延べ利用者 638 人／年 ・利用日数 5,245 日／年	・延べ利用者 895 人／年 ・延べ利用日数 6,870 日／年 (令和2年度)

²⁶ レスバイト・・・育児や介護などにあたる家族が一時休息することを指します。

4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

保育園、子ども園、幼稚園等に在籍している児童の中にも、療育を含め個々に即した支援を必要とする児童が在籍しています。障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域でともに成長することができるよう支援するとともに、子どもの特性に合った支援を提供できる環境の整備が大切です。

保育園、子ども園、幼稚園等の就学前施設や、学童クラブや放課後子どもひろば等では、障害児等の健やかな成長と安全な環境を保障するため、人的配置や施設整備に配慮をしています。

乳幼児期から学齢期、高校卒業までの継続した切れ目のない相談や支援体制の整備を進めるとともに、相談件数の増加や多様化しているニーズに適切に対応していく必要があります。また、発達障害や発達の遅れ、偏りなどの特性のある子どもの保護者は、慣れない子育てに戸惑いながらも、保護者や家族だけで悩みを抱え込んでしまう場合が少なくなく、保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていく必要があります。

【現状と課題】

(1) 特に配慮が必要な子どもへの教育・保育

昭和48年度に開始した障害児保育は、平成13年度には区立保育園全園で実施し、平成20年度には、全ての保育施設で障害児を受け入れる体制を整えました。特に配慮が必要な子どもの健全な成長、発達には、個々のニーズに応じた支援を行うことが必要です。今後も子どもたちが育ち合える環境を整え、教育・保育の質の向上に努めていく必要があります。

(2) 学童クラブにおける特に配慮を要する子どもへの支援

学童クラブでは、平成7年度に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を整備し、障害児等の受け入れを行うとともに、平成19年度から、障害児や発達状況から見て特別な配慮を要する子どもが在籍している学童クラブを対象に巡回指導を実施しています。障害児等に関する専門的な知識・経験を有する者からの指導により、担当職員が適切な支援を行えるようスキルアップを図り、学童クラブにおける障害児等の健全育成に努めています。これらの取組みは引き続き実施していきます。

学童クラブは、障害児等の就学後の放課後支援の場として、今後も大切な役割を担っていきます。

(3) 新宿区障害児福祉計画の策定と新宿区障害者計画・障害福祉計画との連携

平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。平成30年4月に施行した同改正法では、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るために、区市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。これを受けて区は、障害児通所支援など、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第1期新宿区障害児福祉計画を策定しました。第

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

1期障害児福祉計画においては、障害のある子どもに対する支援を新宿区障害者計画及び第5期新宿区障害福祉計画と連携し、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業について、サービス必要見込量など具体的な数値目標を定めています。

障害者や障害児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのほか、必要となる施策の充実や環境の整備を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していく必要があります。

○障害のある子どもと家族のためのサービス

障害のある子どもに対する障害者福祉の制度には、補装具、日常生活用具、住宅改修等のハード面の給付と、ヘルパーや通所療育等のソフト面の福祉サービスがあります。一人ひとりの障害や生活の状況に合わせ、子どもの発達を支援していく必要があります。

障害のある子どもを育てている家族の急病時や休養に対応できるように、区立障害者施設等で「短期入所」や「日中一時支援事業(日中ショート)」を実施しています。居宅において入浴や排せつの介助を行う「居宅介護」や、外出時の支援である「移動支援」、発達段階に応じた療育プログラムを有する「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」を提供する事業所も区内にあります。これらのサービスを計画的に利用するには、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成するか、家族自身が「セルフプラン」を作成する必要があります。

○言語の獲得とコミュニケーション能力の向上

子どもは成長段階において、音声情報を取得することで音声言語を獲得し、また他者とのコミュニケーションを学習しています。難聴の子どもが音声言語を取得し、コミュニケーション能力を向上させるためには、適切な時期に適切な支援を受ける必要があります。

○医療依存度の高い子どもへの支援

医療依存度の高い重症心身障害児や難病児にとって、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等、在宅における支援体制が整うことにより、はじめて子どもやその保護者家族も安心して在宅生活を送ることができます。

子どもの状況に応じた専門的ケアや多様なニーズに対応するため、医療、保健、教育・保育、療育、福祉等の多領域にまたがる支援の仕組みを検討する必要があります。

○障害のある保護者への育児支援

障害者が育児を行う場合に、障害の特性や程度によっては、保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等について、支援を受けながら行う必要があります。

○文化・スポーツ等への参加の促進

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、障害児がそれぞれの障害種類、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツが楽しめることができるよう、区では、公益財団法人新宿未来創造財団等を通じて、生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力等を一層強め、文化・スポーツ活動の機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知により障害者スポーツ振興を図ります。

【取組みの方向】

①特に配慮が必要な子どもへの教育・保育（就学前の教育・保育施設）

- ・就学前の教育・保育施設では、巡回相談や障害に関する研修などにより、教育・保育に携わる職員の資質を高め、子どもの育ちを心身両面から支えるきめ細かい教育・保育を行っていきます。

②特に配慮が必要な子どもへの教育・保育（学童クラブ）

- ・学童クラブにおいても、引き続き巡回指導や研修等により、学童クラブ職員のスキルアップを図り、障害児等の健全育成に努めていきます。

③障害のある子どもへの支援

- ・補装具等の福祉用具の給付を受け、住宅設備を改善することにより、日常生活を容易にし、利便性を向上することができます。補装具、日常生活用具、住宅設備改善は、障害や生活の状況に応じて適切な給付が受けられるように区が相談を受け、支給決定を行います。
- ・言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対しても補聴器の購入費用の一部を助成します。
- ・重症心身障害児については、年齢（月齢）が低いために障害者手帳の診断を受けられない子どもに対しても、医師意見書等で子どもの心身の状態を確認し、日常生活用具（在宅医療機器）の給付の決定や福祉サービスの支給決定を行います。

④障害のある子どものサービス利用の支援

- ・障害のある子とその家族が必要なサービスを上手に組み合わせて、計画的に利用することができるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成します。「障害児支援利用計画」の作成は子ども総合センター、基幹相談支援センター（障害者福祉課）の区直営施設（2か所）、民間事業所（4か所）の相談支援事業所で対応します。

⑤障害のある保護者への育児支援

- ・障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合は、居宅介護や重度訪問介護といった障害福祉サービスの支給決定を受け、ホームヘルパーに子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援を行います。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 保育園等における障害児保育 保育園や子ども園で集団保育が可能な障害児を保育します。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	・区立、私立保育園・子ども園 66か所 利用者 44人	継続して実施していきます。
①ー2 幼稚園における特別支援教育 幼稚園で集団保育が可能な特別な配慮	・区立幼稚園 14園中 13園に 介護員を配置	継続して実施していきます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
を必要とする幼児を保育します。安全確保のため、必要に応じて介護員を配置します。 さらに、特別支援教育の質の向上を図るため、専門家による巡回相談や臨床心理士による保護者との相談も行います。	利用者 68人 介護員 49人 ・巡回相談…60回 ・保護者面談…35名	
①ー3保育所等訪問支援事業 保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適応できるよう支援を行います。	・訪問件数 195件	・訪問件数：200件（令和2年度）
②学童クラブにおける障害児保育 学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	・障害児対応 1対1又は2対1の加配職員の配置 ・障害児研修 2回	継続して実施していきます。
③ー1補装具費の支給 障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用を支給します。	・補装具の購入（18歳未満）124件／年	継続して実施していきます。
③ー2日常生活用具の支給 介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	・障害児者合わせて4,624人／年	・障害児者合わせて4,705件／年（令和2年度）
③ー3住宅設備改善 在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	・障害児者合わせて11件／年	・障害児者合わせて13件／年（令和2年度）
③ー4中等度難聴児発達支援事業 障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	・2人3台（片耳1人・両耳1人）	継続して実施していきます。
④ー1障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス） 障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害児者合わせて ・利用者 563人／月 ・利用時間 13,389時間／月	障害児者合わせて ・利用者 554人／月 ・利用時間 11,863時間／月（令和2年度）
④ー2ペアレントメンターの活用・養成 障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある児童を育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行います。	・延べ利用件数 58件	困っている保護者が気軽に相談できる場となるよう、事業の周知を進めるとともに、利用しやすくなる工夫をします。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>⑤ー1 障害児者のための短期入所（ショートステイ）</p> <p>家族が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。小学生以上の子どもは新宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。</p>	<p>障害児者合わせて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 110人／月 ・利用日数 7日／月 	<p>障害児者合わせて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 138人／月 ・利用日数 7日／月 <p>(令和2年度)</p>
<p>⑤ー2 重症心身障害児等在宅レスバイトサービス</p> <p>在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休憩(レスバイト)やりフレッシュを図っていきます。</p>	<p>障害児者合わせて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録者 26人 ・利用回数 191回／年 	継続して実施していきます。

5 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

(1) ひとり親家庭支援施策の現状

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にありますが、特に母子家庭については、改善は見られるものの就業者のうち4割はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間収入は243万円、ひとり親家庭の子どもの貧困率は50.8%（平成28年国民生活基礎調査）と依然として厳しい状態にあります。

ひとり親家庭への経済的支援策に位置付けられている児童扶養手当について、国は、平成28年児童扶養手当法の改正により第2子、第3子以降加算額を最大で倍増とし、平成30年改正では、所得制限額の引き上げに加え、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進するため、令和元年11月から、支払回数を年3回から6回に見直すなど、施策の拡充を図ってきました。

ひとり親家庭が経済的に厳しい状況におかれていることを踏まえ、経済的理由により進学をあきらめることがないよう、母子及び父子福祉資金貸付についても、貸付上限額の引き上げや、支給対象事由に大学院の進学を追加するなどの改正をしてきました。

経済的な支援だけでなく、母子・父子自立支援員²⁷、家庭相談員²⁸等による相談支援、母子生活支援施設の機能拡充、ベビーシッターやホームヘルパーの雇用に対する費用助成、生活向上相談員による就業支援や資格取得支援、ひとり親家庭の休養とレクリエーションへの支援など、多角的にひとり親家庭等に対する施策を展開しています。

(2) ひとり親家庭に関する相談などの支援

区では、母子・父子自立支援員、家庭相談員を配置し、ひとり親家庭への総合的な相談窓口を設けています。

ひとり親家庭の抱える課題は、生活費や子どもの学費、養育費等の経済的な問題、子育ての悩みや住まいの確保等、多岐にわたっています。相談窓口では、子どもの貧困対策を推進する観点からも就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など、各家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえて総合的に対応しています。

平成28年からは「ひとり親家庭への生活向上支援」の取組みとして、ひとり親家庭や今後ひとり親家庭になる区民を対象に、ひとり親支援施策や役立つ知識、相談窓口等について情報提供を行うため「新宿区ひとり親家庭サポートガイド」を作成し、対象者や関係機関に配布しています。また、家計管理や生活支援について講習会を実施するなど、ひとり親家庭への細やかな支援を行っています。

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子・父子自立支援員、生活保護のケースワーカー、子ども総合センター、保健センター、母子生活支援施設、ハローワーク、民生・児童委員、教育機関、保育園などひとり親家庭に関わる様々な関係機関との協力や連携をさらに深め、ひとり親家庭に関する相談、支援体制を強化していくことが必要です。

²⁷ 母子・父子自立支援員・・・ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供を行います。

²⁸ 家庭相談員・・・家庭生活の人間関係全般に関する相談を行います。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなるサービスで全ての子育て家庭をサポートします

【取組みの方向】

①自立に向けた支援体制の強化

- ・仕事と育児の両立による安定した生活基盤を築くため、家事・育児などの生活支援を行い、つづ、より良い就労に向けた資格取得等の支援を行っていきます。
- ・経済的自立のため、就労支援に力を入れるとともに、就労後も個別の事情に応じて相談や情報提供を行うなど、就労継続のための取り組みを行っていきます。

②ひとり親家庭への支援策の継続

- ・ひとり親家庭共通の課題である生活基盤の安定のため、これまでと同様の支援を継続し、自立に向けた取組みを進めていくとともに、必要な情報を提供していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉） ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。 また、ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・相談者数 63人・自立支援プログラム策定者数 44人・相談延べ件数 1,283件・支援結果：就労 26人 職業訓練学校入校 1人 生活保護者等就労支援事業利用 32人・「新宿区ひとり親家庭サポートガイド」の発行・ひとり親家庭向け講演会の実施・児童扶養手当現況届（8月） の日曜開庁に合わせた相談窓口の開設	継続して支援していきます。
②－1母子家庭等自立支援給付事業 ひとり親家庭の親の就労を促進するために指定訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。また就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業している人に訓練促進費を支給します。	<ul style="list-style-type: none">・教育訓練給付金支給件数 4件・高等職業訓練促進給付金等事業 1人	<ul style="list-style-type: none">・教育訓練給付金支給件数 4件・高等職業訓練促進給付金等事業 4人
②－2ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業 義務教育修了前（子が中学生のみの場合）はひとり親になって6か月以内の家庭の児童を扶養しているひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none">・助成世帯数 79世帯・助成延べ日数 311日	<ul style="list-style-type: none">・助成世帯数 100世帯・助成延べ日数 600日

事業名・事業の概要	現況	目標
の親が、残業や休日出勤などで育児・家事の手伝いが必要なとき等に、家事援助者を雇う費用を助成します。		

6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

(1) 子育てと仕事の調和を保つための意識の醸成

共働き世帯は年々増加傾向にあり、平成30年には全国で1,219万世帯と共に働き世帯はそうでない世帯の約2倍となっています。しかし、子育て期にある男性の育児時間は、平成28年度の調査では1日当たり平均で0.48時間と、女性の平均3.42時間を大幅に下回っています。男性のさらなる育児参加や女性が働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが必要です。

事業者にとっても、過度な長時間労働の改善や柔軟で多様な働き方を推進することは、優秀な人材の確保や生産性の向上など、企業の持続的発展のために必要なことです。

これらを踏まえ、区では、子育てをはじめとした生活と仕事の両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として、また、これから取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定し、推進を着実なものにしていくように様々な支援をしています。平成19年度の事業開始から平成31年3月末で202社申請があり、そのうち54社を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定しました。今後も、事業者におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組みが広がるように、啓発や情報提供を進めていくことが必要です。

また、子育て中の女性の再就職や起業等の支援、家庭や職場等において、男女が等しく参画できるよう固定的な性別役割分担意識の解消のための支援や意識啓発が必要です。

シンボル

くるみんマーク

子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けた企業の証となるマークです。



【取組みの方向】

①子育てしやすい環境づくりに向けた意識啓発と支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区内事業者等を対象としたセミナーや勉強会を実施します。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の取組み事例などを紹介し、より実践的なワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- ・子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。

②男性の育児参加へのきっかけづくり

- ・区内の中小企業で、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。
- ・男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。

③子育てしやすさの向上に取り組む企業への支援

- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等を通じて、仕事と子育てとの両立支援や、働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる企業を支援していきます。希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた具体的な取組みをサポートします。
- ・ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進していくため、好事例の情報発信や他の模範となる企業を表彰するなど、企業の推進意欲を高めるための検討を行っていきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。	•男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」年3回発行(5,000部×3回) •男女共同参画フォーラムでのワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰 4社	継続して実施していきます。
①ー2 育児ママの再就職準備講座 子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。	•育児ママの再就職準備講座 3回実施	•講座理解度 80% •定員充足率 80%
②ー1 男性の育児・介護サポート企業応援事業 区内の中小企業で、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。	•奨励金支給 2件	男性の働き方を見直すため、引き続き、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを支援する事業を推進していきます。
②ー2 父親の育児参加の促進 男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。	•男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」年3回発行(5,000部×3回) •男性対象講座 3回	継続して父親の育児参加を促進していきます。
③ ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	•ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 54社	•ワーク・ライフ・バランス推進認定企業各年度 20社 (令和2年度)

7 外国につながりのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながりがある家庭と子どもたち

区内の0歳から5歳の乳幼児期の子どもの人口は、平成31年4月1日現在14,155人で、そのうち外国籍の人口は998人、約8%となっています。また、6歳から14歳の学齢期の子どもの人口は、平成31年4月1日現在16,702人で、そのうち外国籍の人口は1,620人、約10%であり、学齢期の年齢層で、外国籍人口の占める割合は高くなっています。なお、区立の小・中学校に在籍する児童・生徒は12,145人で、そのうち外国籍児童・生徒は665人、約5.5%（令和元年5月1日の学校基本調査から）で、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。

外国籍人口の増加、出身国の多様化や外国にルーツを持つ日本人の増加等により、子どもたちの多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。

こうした状況に対応して、外国等から転入してきた子どもたちの日本語の適応のため、日本語サポートや日本語を学んでいくための支援を実施するとともに、平成28年度からは、日本語指導が必要な中学3年生を対象に進学支援を行っています。日本語サポート指導を受けた子どもたちの人数は、年度により違いはありますが、増加傾向にあります。

中でも、外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力をつけることを含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げられました。

このため、日本での学校生活を円滑に送っていくための保護者への支援として、学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を8言語で配布するとともに、学校だより等の翻訳を行っています。さらに、保育施設を含め、面談や保護者会におけるコミュニケーションを円滑に図るために、通訳の派遣を行っており、今後もこうした相互理解のための総合的な支援の取組みを充実させていく必要があります。

さらに、第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取組みの必要性が指摘されています。

【取組みの方向】

① 外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。
- ・外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

どもたちの学ぶ権利を保障していきます。

- ・保護者への支援のために面談や保護者会の際に通訳を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。
- ・多言語による小・中学校の入学案内を送付し、外国籍児童・生徒の就学機会の確保を図ります。
- ・日本語がわからない状態で転入してくる子どもたちが、日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語を学ぶための初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援や進学支援を行います。
- ・保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から転入してきた子どもたちが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、活用します。
- ・外国籍の児童等が多い区の特徴を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。
- ・外国籍児童・生徒の就学先調査により就学状況を個別に把握し、就学を促していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1 日本語学習への支援 区で生活している外国人が、日本語を用いてコミュニケーションをとりながら地域で安定的な生活を送れるよう、日本語学習の機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習コーナー・新宿日本語ネットワークの運営 ・日本語教室の運営（10か所、12教室） ・子ども日本語教室の運営（1か所、2教室） 	外国人の子どもや親子に対して継続的な支援を図っていきます。
①ー2 外国語版生活情報誌の発行 外国人向け8種類の目的別の生活ガイドを作成配布し、毎年掲載情報の更新を行います。	・4か国語 57,600部	継続して、外国人区民に必要な情報を精査し、提供していきます。
①ー3 保育園児等へのサポート 日本語によるコミュニケーションが困難な児童を対象として、母国語でのサポートを行いながら、日本語の理解を促します。保護者に対しては、保護者会等に通訳者を派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ・園児へのサポート 11か所 18人 ・保護者への通訳サポート 11か所 17人 	利用園児数等に応じて、継続して実施していきます。
①ー4 日本語サポート指導 区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・母語による日本語指導（初期指導）の実施（70人） ・日本語能力に係る対話型アセスメント(DLA)の「話す・聞く」のテストにおいて、ステージ3（支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学支援事業を受講した中学3年生が希望の高校に進学できた割合 100% ・日本語能力に係る評価において基礎的な能力があると認められた児童・生徒の割

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。</p> <p>また、高校受験を希望している中学校3年生のうち、学習言語の不足により学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、受験に必要な学習指導を行い、進学を支援します。</p>	<p>ある程度参加できる)の評価を受けた児童・生徒の割合 89.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語による教科指導(個別指導)の実施(132人) ・中学校3年生への日本語サポート指導(進学等支援)の実施 受講生徒の進学率 100% (12人/12人中) ・保護者向けお知らせ文書等の翻訳事例の公開 幼稚園用「入園のしおり」 小学校用「区立小学校の説明」 	合 70% (令和2年度)
①－5日本語学級の運営 <p>日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置付け、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取組みを支援しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1校2学級 ・中学校 1校1学級 	継続して実施しています。

目標4 安心できる子育て環境をつくります

1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

【現状と課題】

(1) 子育て支援活動の輪をさらに広げる環境づくり

区内には多くの子育て支援関連団体が活動をしており、次第にその活動が充実し、団体同士の輪も広がって来ています。

区では、区内で子育てに関する活動を行っている地域団体等の取組み発表や交流、情報交換の場として「新宿子育てメッセ実行委員会」を設置しています。新宿子育てメッセ実行委員会は、時代に合わせた子育て支援を模索探求しつつ、日常の活動の成果を展示、発表し、各団体の特色を活かした「新宿子育てメッセ」を毎年実施しています。

また、地域住民が主体となるNPO法人が運営する「ゆったりーの」は、地域の子育て中の親子が利用しやすい場となるよう、様々な企画や利用のしくみを生み出し、より地域に根差した存在として活動を続けています。さらに、委嘱委員である新宿区青少年活動推進委員の活動への支援や、地域の青少年育成活動への補助、事業委託など様々な形態での支援を行っています。

あわせて、区では平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置し、区民や団体等から寄せられた寄附金を積み立て、子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動への助成を行っています。

今後とも、活動意向のある人たちが気軽に子育て支援活動に参加できる機会を確保することや、多様な形態による活動展開への支援により、子育て支援活動が継続的に実施されることが求められます。

(2) 世代を超えて交流できる環境づくりの推進

区の世帯の状況を家族類型別にみると、単独世帯の割合が高く、平成27年の国勢調査では、区の一般世帯の約64.8%が単独世帯となっています。また、核家族世帯は約31.5%を占めるのに対し、三世代家族は約0.9%にとどまっています。

子どもの成長過程において、親世代だけでなく、幅広い年齢の大人との交流は、多様な価値観にふれ、広い視野や豊かな心を育む上で大切です。また、親世代や祖父母世代にとっても、多世代間の交流は、互いの能力や経験を活かして支え合う大切な機会となります。しかし、現代の世帯形態を考えると、家庭内での世代間交流が取りづらくなっています。

区では、「落合三世代交流サロン」を開設し、幅広い年代の区民が主体的に参加し、世代を超えた多様な人間関係の中で、それぞれの役割を担いあい、集い、交流できる場を提供しています。区民で構成する「落合三世代交流を育てる会」に事業運営を委託し、地域の実情・要望に応じたプロジェクトやイベント等を実施し、地域コミュニティの拠点となっています。

また、区内児童館のうち10か所では、児童館と地域交流館等の複合施設となっており、多世代交流の行事等を通じて触れ合う機会を設けています。今後も幅広い世代が出会い、交流し、支えあえるような場と機会を確保していく取組みが必要です。

【取組みの方向】

①子育てを支援する団体・人との出会いと活動への支援

- 「新宿子育てメッセ実行委員会」を通じて、子育て団体や区内の社会貢献活動団体のネットワークづくり、活動意向がある人や団体が出会う機会を確保し、交流及び情報交換ができるよう支援していきます。

②新宿区子ども未来基金を活用した活動への支援

- 新宿区子ども未来基金を活用し、これまで、子ども食堂、学習支援、子育てひろば、青少年の健全育成等の活動に助成を行ってきましたが、今後も、多様な活動が広がり継続していくための支援を行っていきます。

③世代間交流の機会の拡充

- 「落合三世代交流サロン」や、複合型の児童館・地域交流館等において、世代間交流が図れる事業を展開することで、参加者が多様な価値観に触れ、互いの経験を活かして支えあえる機会を確保していきます。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①ー1家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ） 新宿子育てメッセ実行委員が区民に対して、日常の活動の成果を展示・発表することにより、子育て支援に寄与する場として「新宿子育てメッセ」を開催します。 家庭と地域の教育力向上のため、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境づくりを目指します。	第10回新宿子育てメッセの開催 <ul style="list-style-type: none"> 出展団体数 43 団体 約 2,300 人来場 (於：新宿コズミックセンター大体育室、多目的室) 実行委員会 12 回 	団体同士のネットワークづくりや、人や団体が出会う機会を増やし、既存の活動と併せて、新たな活動の展開を支援していきます。
①ー2北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの） 地域住民が主体となる NPO 法人が、利用者とアイデアを出し合い、自主的な子育て支援事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数 11,455 人 相談件数 2,077 件 	継続して実施していきます。
①ー3青少年活動推進委員の活動 次代を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年の体験活動の充実や、青少年の生活の中心である家庭の教育環境の向上を図るために活動しています。	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験 31 回 子ども自然体験キャンプ（1泊 2 日） 親子自然体験（日帰り） 情報誌「あそまな」年 3 回発行 	継続して実施していきます。
②新宿区子ども未来基金を活用した助成事業 子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことを目的とし	<ul style="list-style-type: none"> 9 活動へ助成 助成総額 1,678,000 円 子ども食堂 5 活動 子育てひろば 2 活動 	未来を担う子どもへの支援の輪が広がるよう、継続して実施していきます。

事業名・事業の概要	現況	目標
て、区民等が行う活動に対し、資金の一部を助成しています。	学習支援 1活動 青少年の健全育成 1活動	
③ー1 落合三世代交流事業 西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。	・落合三世代交流サロン利用者 総数 13,907人 (プロジェクト利用者含む) ・プロジェクト利用者 総数 4,093人	幅広い世代が参加する事業を展開し、交流の活性化を図っていきます。
③ー2児童と高齢者の交流 児童館と地域交流館等高齢者の利用施設の合築施設において、行事等を契機に交流する機会を設けます。	複合型施設 10所において交流事業を実施	継続して交流する機会を設けていきます。

2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

【現状と課題】

(1) 子どもと一緒に外出がさらに楽しくなるまちづくり

道路・駅などの交通関連施設や建物における段差の解消、エレベーターの設置など、まちのバリアフリーは着実に進展しています。

しかし、子どもを連れてお出かけする際には、授乳やおむつ替えスペース等の確保、店舗などの受入体制、お買い物の最中に子どもが安心して居られるスペースがあるかなど、不安を感じる場合もあります。

それに対処するため、子どもと一緒に外出のお出かけを支援する施設や店舗についての情報を、適切かつ手軽に入手でき、活用できるような環境を整えることも必要です。

今後も、「子育てしやすいまち」の実現に向けて、ハード・ソフト両面で、子どもと一緒に外出がさらに楽しくなるような取組みを進めて行く必要があります。

シンボル

子育て応援ショップ

区内の民間店舗・施設等が、乳幼児を連れた方に便利な設備やサービスを提供している目印となるステッカーです。



【取組みの方向】

①子どもと一緒に外出しやすいまちの推進

- ・子どもを連れて外出する際の利便性を高める情報をアプリやウェブで提供するとともに、スマートフォン、タブレット型端末、自宅のパソコンなどから、いつでもどこでも情報を手に入れることができる環境を整備し、外出しやすく子育てしやすいまちを目指します。
- ・子どもと一緒に外出時に便利な設備、サービスのある民間の店舗・施設を登録し、子育てを応援する施設であることを明示するステッカーを貼ってもらうことで、まち全体で子どもを連れたお出かけを歓迎し、子どもを大切にする風土を醸成していきます。

②誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに

- ・「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を活用して、つかいて、つくりて、行政等がそれぞれの立場でまちづくりの役割を担い、一人ひとりの工夫と協働の取組みを進めることにより、様々な人々の社会参加や自由な都市活動を促進し、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。
- ・区民の身近なテーマを取り上げ、区民参加型ワークショップ²⁹を行い、利用者、生活者の視点から、ユニバーサルデザインまちづくり³⁰について理解を深めます。また、その結果をガイドブックにまとめ、関係者に配布するなど活用して、さらなるユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。

²⁹ ワークショップ・・・所定の課題についての事前研究の結果を持ち寄り、討議を重ねる形の研修会を指します。

³⁰ ユニバーサルデザインまちづくり・・・年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境をつくりあげるというユニバーサルデザインの理念に基づき、都市施設に関して、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし又は訪れることができるまちの実現を推進するための取組みを指します。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>①ー1 子育て応援ショップの登録促進</p> <p>子どもを連れた人へ配慮する取組みを行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ」として登録し、ステッカーの交付やホームページでの店舗等のPRを行います。</p> <p>また、区有施設における授乳可能なスペース等の情報とともに、ホームページやスマートフォンアプリで検索できるようになります。</p> <p>親子で外出しやすいまちづくりを通じて、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ショップ累積登録件数 603 店 (現在の登録件数 497 店(ほかに商店街 1 件)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ショップ累積登録件数 700 店
<p>①ー2 交通バリアフリーの整備促進</p> <p>バリアフリー法に基づき、区内全域を対象とした移動等円滑化促進方針の策定を行います。また、ホームドア設置補助等により、鉄道駅のバリアフリー化を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針の策定のための取組みを行っています。 ・区内鉄道駅 49 駅中 34 駅にホームドア設置(130 ホーム中 77 ホームにホームドア設置) ・区内鉄道駅 49 駅中 46 駅にエレベーター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、移動等円滑化促進方針の策定予定 ・区内鉄道駅 49 駅中 38 駅にホームドア設置(130 ホーム中 89 ホームにホームドア設置) ・区内全鉄道駅にエレベーターを設置
<p>②ー1 ユニバーサルデザインまちづくりの推進</p> <p>ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議等の開催 4回 ・普及啓発 ・ワークショップの開催 2 テーマ、計 6 回 ・ガイドブックの作成 2 冊 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議制度により、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を踏まえた建物の整備を着実に進めています。 ・普及啓発 ・ワークショップ等を継続して実施
<p>②ー2 清潔できれいなトイレづくり</p> <p>公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応箇所数 計 47 か所 ・洋式トイレ化対応箇所数 計 57 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応箇所数 計 50 か所 ・洋式トイレ化対応箇所数 計 81 か所 (令和2年度)

3 もっと安全で安心なまちづくり

【現状と課題】

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

平成30年警察白書によると、13歳未満の子どもが被害者となった刑法犯の認知件数は、15,721件（平成29年）で前年より1,531件（8.9%）の減少となり、平成13年以降減少傾向にあります。しかし、略取誘拐は過去10年間横ばいで推移し、平成29年中は30.1%（略取誘拐認知件数239件のうち、子どもの被害が72件）となっており、同年3月には千葉県において子どもが略取誘拐され殺害されるという凶悪事件が発生しています。

このような事件のほか、平成30年には全国的に交通事故を含む不慮の事故・事件に子どもが巻き込まれていることから、社会全体において子どもの安全に対する関心が高まっています。

そこで、区では「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、地域における具体的かつ継続した防犯活動を推進していくことを前提とした重点地区を区内全域に広め、警察等と連携を図りながら、さらなる区民の活動を支援しています。

(2) 地域の安全な駆け込み場所・ピーポ110ばんのいえ

区では、区内の警察署と地域団体の協力のもと、地域の中に子どもの緊急避難場所を確保する取組みとして「ピーポ110ばんのいえ」の設置を推進しています。各地域を所管する警察署による現地確認を経て登録した家庭や店舗、事業所には、子どもに見えやすい場所に「ピーポ110ばんのいえ」のステッカーを掲示しています。

地域団体が中心となって、子どもと一緒に「ピーポ110ばんのいえ」の場所を確認しながら地域安全マップを作成するなど、各地域での安全向上に活用する取組みも広がっています。また、各地域で作成したマップが有効に機能するよう、まちの状況を歩いて再確認しながら、安全・安心情報の正確性を保つ取組みも行われています。これらの活動を通じて「ピーポ110ばんのいえ」についての地域の理解が深まり、新たな登録希望が促進されるなどの効果が生まれています。

今後も、「ピーポ110ばんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効機能するよう、警察や地域と連携し、子どもや保護者への周知、地域や事業者への普及啓発に努めていくことが必要です。

また、緊急時の対応方法をまとめた「保護マニュアル」を、登録した家庭や店舗、事業所に定期的に送付し、登録者がステッカーの貼付状況を確認したり、家族や従業員も含めて対応

シンボル

新宿シンちゃん

防犯マスコット「新宿シンちゃん」



シンボル

ピーポ110ばんのいえ

子どもがこわい・あふないと感じたときに、逃げ込める緊急避難場所（店舗など）の目印となるステッカーです。



方法を共有することにより、子どもの避難時に適切な対応ができる体制を整えていくことが重要です。

(3) 携帯電話やインターネットと子どもたち

スマートフォンやタブレットの普及により、いつでも・どこでもインターネットやSNSの利用により情報の取得・提供が便利になる一方、それに伴う危険性や弊害にも十分配慮する必要があります。

区の調査では、小学校5・6年生に「携帯電話・スマートフォンの保有状況」を尋ねたところ、自分専用を持っていると回答した割合は、64.5%でした。また、「携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機器等を使っていて経験したこと」では、「動画やゲーム、SNSなどを夜遅くまでやっていて、朝起きるのがつらくなった」が11.5%で最も多く「SNSなどで、悪口を言われたり仲間外れにされた」が1.4%と続き、何らかのトラブルなどを経験した割合は約13%になりました。

区では、小・中学校での情報モラル教育の実施や、教員対象の情報モラル研修の取組みを行っていますが、今後も様々な機関が連携して、フィルタリング³¹の普及を図るとともに、スマートフォン等やインターネットの利用に関する家庭でのルール作りの推進など、子どもや保護者に対する啓発活動を推進していく必要があります。

(4) 安全・安心情報の発信

区の調査では、「安心して子育てをするために必要な地域での取組み」を尋ねたところ、「行政や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全を守るための活動をする」との回答が多く寄せられました（就学前児童保護者43.1%、小学生保護者では46.5%）。子どもを取り巻く環境は、社会情勢とともに大きく変化しており、子どもが犯罪や事故等に巻き込まれる事例も多く、子どもを守る対策の必要性がますます高まっています。

【取組みの方向】

①地域との協働による見守り

- ・町会・自治会、商店会、地区協議会、青少年育成委員会、民生委員・児童委員、PTA等による、子ども見守り活動、声かけ・あいさつ運動、防犯パトロール、交通安全活動など、地域の人材やあらゆる資源を活用した見守りの輪を広げる活動を引き続き支援していきます。

②安全教育及び学校の安全対策の推進

- ・様々な事件・事故や自然災害等の危険性、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする意識の醸成を図ります。また、メディア等からの様々な有害情報や、インターネット・SNS等の利用に潜む危険を理解し、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭、企業等と連携した情報モラル教育を実施します。

³¹ フィルタリング・・・インターネットのページを、一定の基準により「表示して良いもの（子ども向けの健全なサイトなど）」と、「表示禁止のもの（出会い系サイトやアダルトサイトなど）」にわけ、子どもの年齢や家庭の主義に合わせて、子どもに見せたくないページにアクセスできないようにする機能です。

第2章 目標別取り組みの方向

目標4 安心できる子育て環境をつくります

- ・学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、学校敷地内及び小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用や、交通安全と防犯の観点による通学路安全総点検の実施等の取組みを引き続き推進していきます。

③ピーポ 110 ばんのいえの普及

- ・「ピーポ 110 ばんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効に機能するよう、子どもや保護者、地域や事業者への周知に努めます。
- ・地域で「ピーポ 110 ばんのいえ」を歩いて確認したり、安全・安心マップを作成・編集する際に連携を図ります。
- ・「ピーポ 110 ばんのいえ」登録者に、緊急時の対応方法を記載した「保護マニュアル」等を定期的に送付することにより、ステッカーの掲示状況の確認、家族や従業員も含めた対応方法の共有について働きかけを行い、子どもの避難時に適切な対応ができる体制を整えています。

④子どもの安全を守るために情報提供

- ・今後も、犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に迅速かつ的確に伝達し、子どもの安全をまち全体で見守ることが必要です。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
<p>①みんなで進める交通安全</p> <p>[交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに、正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けに、スタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。</p> <p>[交通安全総点検]：毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none">・子ども交通安全自転車教室 小学校で26回実施・スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室の実施(中学校4校で実施／3年間で全校実施)・交通安全総点検 毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施 それ以外に希望する小学校でも実施 (令和元年度～5年度の5か年で区立全小学校実施)	継続して実施します。
<p>②安全教育の推進</p> <p>安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。</p> <p>小学校では地域安全マップの作成を教</p>	<ul style="list-style-type: none">・学校安全計画の策定(全小・中学校)・セーフティ教室の実施(全小・中学校)・地域安全マップの作成(全小学校)・子ども交通安全自転車教室 小学校で26回実施	継続して実施します。

事業名・事業の概要	現況	目標
育課程に位置付け、全校で実施します。 さらに、関係部署と連携し、小・中学校において自転車教室や交通安全教室を開催します。	【再掲】 ・スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室の実施(中学校4校で実施／3年間で全校実施)	
③緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」 子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及、啓発等について、警察や地域と協力して推進します。	・登録者数 1,306件 区内4警察・危機管理担当部、地域振興部、教育委員会事務局との連絡会議の開催1回／年	「ピーポ110ばんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効に機能するよう、継続して取組みを推進します。
④安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 子どもの安全を守るため、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に提供していきます。	・配信件数 83件	迅速で的確な情報提供に努めます。

4 未来の子どもたちへの環境づくり

【現状と課題】

(1) 未来の子どもたちへの環境づくり

新宿区基本構想では、まちづくりの基本目標の一つとして、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける、将来にわたって「持続可能な都市と環境を創造するまち」を掲げています。

区では、この目標の実現に向けて、環境を大切にする「環境活動」の推進に取り組んでいます。

「環境活動」を推進するためには、一人ひとりが日常生活の中で環境に気を遣うこと、心がけること、気付くことが大切です。

また、未来を担う子どもたちに「環境活動」を広げるためには、学校での学習に加え、区の環境活動の拠点である環境学習情報センターと連携した、環境学習を推進していくことが重要です。

環境学習情報センターでは、環境学習を通じて子どもたちが環境保全の主人公になり、知識を教わるだけではなく、自分たち自身で取り組むということを体験し、達成感を得られるような講座等を実施しています。

今後も、学校や家庭・地域で、子どもたちが実践行動に結びつけられるように環境教育を推進していくことが必要です。

(2) 子どもを安心して産み育てられる居住環境の整備

区の調査で、「新宿区での子育ての継続意向」を尋ねたところ、「ずっと新宿区で子育てをしていきたい」という回答は、就学前児童保護者で38.3%、小学生保護者で51.5%、中学生保護者で53.3%でした。

同じ質問で、「当分の間は新宿区で子育てをしていきたい」と答えた人に理由を尋ねたところ、「子育ての利便性は高いが家賃や地価が高く、広い住居は望めないので、子どもが大きくなったら転出したい」という回答が、就学前児童保護者で45.6%、小学生保護者で49.1%、中学生保護者で45.9%でした。

また、「新宿区が子育てしやすいまちだと思う理由」について尋ねたところ、「交通機関が便利」「住環境が良い」「職場と住居が近い」などの回答が上位となりました。

これらのことから、新宿区は交通機関や職住近接の利便性が大きい反面、家賃が高い、住宅が狭いなど居住環境の課題があり、子育て家庭も含めた区民の多くが、利便性と住宅の規模や家賃水準、居住環境などのバランスを考慮しながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択をしていることがわかります。

【取組みの方向】

①環境学習情報センターの機能の充実

- ・子どもたちが、生物に対する関心や食物に対する関心などを自然に身に付け、当たり前に環境へ配慮できる行動を実践でき、環境行動の気づきに出会える場として、環境学習情報センターが核となり、学校と連携しながら環境学習を推進していきます。

第2章 目標別の取組みの方向
目標4 安心できる子育て環境をつくります

- ・環境学習情報センターがコーディネートして、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、環境応援団として出前授業を実施するなど、環境学習の普及を進めます。
- ・「夏休みこどもエコ講座」では、様々な学校の子どもたちが一緒に身近な自然体験学習に取り組むことで、学校以外での環境学習への意欲を高め、環境への関心を育んでいきます。
- ・子どもたち自身が、環境について家庭や学校で考え、気付き、取り組んだことを自分の言葉で書く「新宿区みどりの小道環境日記」や、絵で表現する「環境絵画」に取り組むことで、環境への思いが養われていくことを目指します。

②学校等での環境学習の推進

- ・身近な自然の中での体験活動や学校施設を活用した環境学習などを通して、子ども一人ひとりの環境に配慮した実践的な態度を育てるとともに、環境に配慮できる能力の向上を目指します。また、環境学習発表会を実施し、学校での環境学習の優れた取組みを広く発信する機会とします。

③子育て世帯に対する居住継続の支援

- ・多世代の近居・同居の促進を図るとともに、子育てファミリー世帯が住み替える際にかかる費用の助成により、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えを支援し、住環境の改善を図ります。

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
①環境学習情報センターの管理運営 環境保全意識の普及・啓発、環境情報の発信を行い、環境活動の交流の拠点となる施設を目指します。また、区民、団体や事業者との協働で、地域とのつながりを重視した事業を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数 44,098人 ・区民ギャラリー登録団体 44団体 ・環境学習情報センター登録団体 34団体 	各年度の来館者数を前年度の来館者数より増加させることを目指します。
②ー1 地球温暖化対策の推進 区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図り、身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、新宿エコ隊の登録者数を増やし、みどりのカーテンの普及、新宿打ち水大作戦などの事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿エコ隊登録者数 5,444人 ・区民によるみどりのカーテン新規設置枚数 311枚／年間 ・新宿打ち水大作戦 129件（参加人数約 4,964人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿エコ隊登録者数 6,000人 ・区民によるみどりのカーテン新規設置枚数 300枚／年（令和2年度）
②ー2 環境学習・環境教育の推進 「環境学習ガイド」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境絵画展・環境日記展の応募者数 1,119人／年 ・夏休みこどもエコ講座「エコにトライ」 635人 ・出前講座 56回（延べ 1,936人） ・環境学習発表会の参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境絵画展・環境日記展の応募者数 1,450人／年 ・環境学習発表会における環境問題や環境教育の理解・関心度 90%

第2章 目標別の取組みの方向

目標4 安心できる子育て環境をつくります

事業名・事業の概要	現況	目標
	<p>208人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習発表会における環境問題や環境教育の理解・関心度96% 	(令和2年度)
②ー③アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備） アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川ふれあいコーナー親水テラスの運営、テラス開放（夏季）、子ども向け講座の開催 ・神田川ファンクラブの運営、区内在住小学生によるクラブ活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川ふれあいコーナー親水テラスの運営継続 ・神田川ファンクラブの運営継続
③多世代・次世代育成居住支援 【多世代近居同居助成】 区内で新たに近居又は同居を開始する子世帯及びその親世帯を対象に、近居・同居に係る初期費用の一部を助成します。 【次世代育成転居助成】 区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する子育てファミリー世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引っ越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代近居同居助成：5件 ・次世代育成転居助成：11件 	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代近居同居助成：50件 ・次世代育成転居助成：50件

第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み及び確保方策

- 1 子ども・子育て支援新制度の概要
- 2 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況
- 3 新宿区の子育て支援施設等
- 4 教育・保育提供区域の設定
- 5 各年度における教育・保育の量の見込み
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供
及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
- 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援に関する3つの法律³²が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

子ども・子育て支援新制度は「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える仕組みです。

(2) 本計画と第3章の関係

子ども・子育て支援法においては、国が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるものとされています。この基本指針に即して、区市町村では、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

本計画で策定する内容は、下表にあるとおり、必須記載事項と任意記載事項があります。

【子ども・子育て支援事業計画記載事項】

必須記載事項	任意記載事項
1.教育・保育提供区域の設定	1.市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2.各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	2.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
3.各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	3.子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4.子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	4.労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
5.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	5.市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 6.市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 7.市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

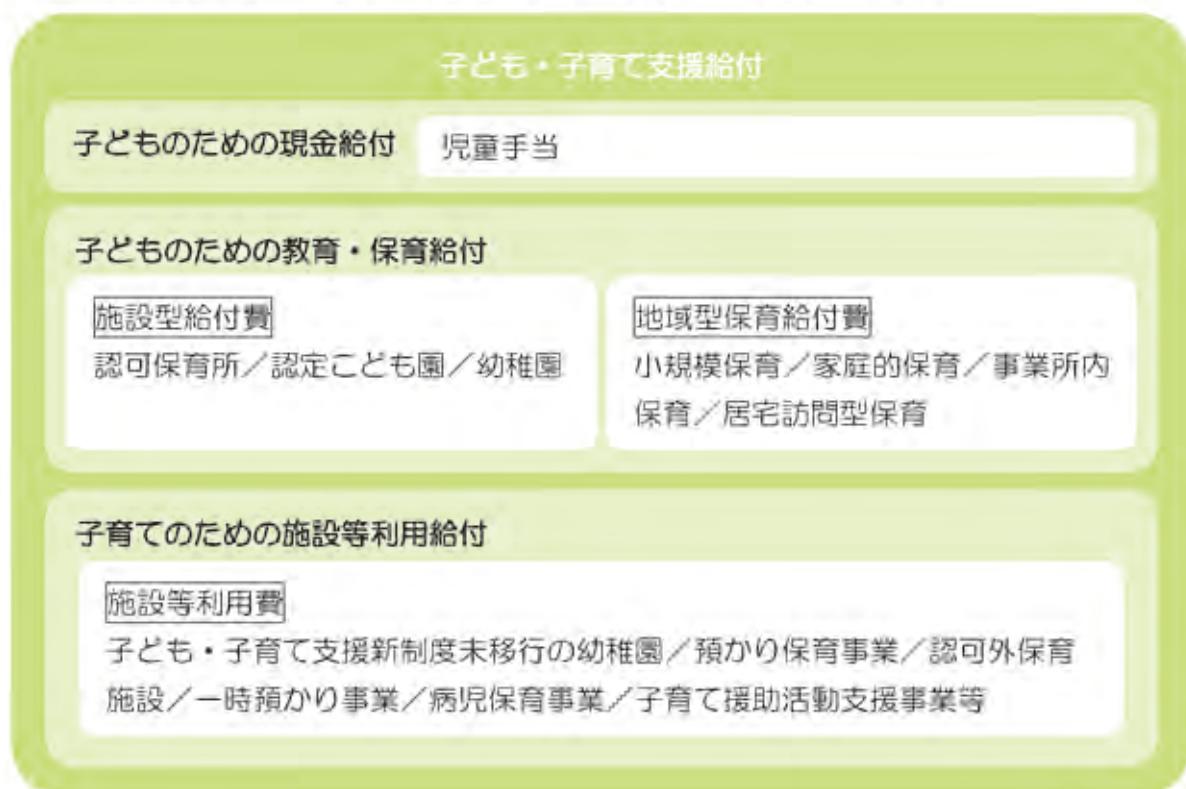
出典：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府）

³² 子ども・子育て支援に関する3つの法律・・・①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を指しています。

(3) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度の下、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援給付が行われています。

給付の種類には、児童手当に係る「子どものための現金給付」、保育園や幼稚園等に係る施設型給付費と小規模保育等に係る地域型保育給付費等の「子どものための教育・保育給付」、預かり保育等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」があります。このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに設けられたものです。



(4) 教育・保育施設と地域型保育事業

子どものための教育・保育給付に係る施設は、教育・保育施設と地域型保育事業に分類されます。地域型保育事業は、保育園や幼稚園が該当する教育・保育施設と比べて、小規模であるとともに、3歳未満の子どもを対象として保育を行う事業のことを指しています。

教育・保育施設				
内容	認可保育所	認定こども園 (幼稚園機能)	認定こども園 (保育園機能)	幼稚園
内容	東京都の認可を受け、保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かり、養護と教育を一体的に行う施設です。	東京都の認可・認定を受け、0歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、地域の全ての子育て家庭を支援する施設です。区立認定こども園は区、私立認定こども園は社会福祉法人が運営しています。	幼児教育を行う施設です。区立幼稚園、私立幼稚園があります。	

	区立認可保育所、私立認可保育所、公設民営認可保育所があります。	認可保育所と同様に保育の必要性に応じた利用とする「保育園機能」と、保育の必要性に関わらない幼稚園と同様の利用とする「幼稚園機能」があります。		
地域型保育事業				
内容	家庭的保育 (保育ママ)	小規模保育 (保育ルーム)	事業所内保育	居宅訪問型保育

(5) 認定

認定の種類には、保育園や幼稚園、保育ルームなどの利用を希望する保護者に係る「教育・保育給付認定」と、預かり保育事業等の利用料を無償化するための「施設等利用給付認定」があります。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて区分され、それぞれに利用できる施設等が異なります。

教育・保育給付認定			
認定区分	対象		利用する教育・保育施設等
1号認定	3歳以上の子	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園、子ども園(幼稚園機能)
2号認定	3歳以上の子	就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	保育園、子ども園(保育園機能)
3号認定	3歳未満の子		保育園、子ども園(保育園機能)、保育ルーム、保育ママ、事業所内保育所など

施設等利用給付認定			
認定区分	対象		利用する子ども・子育て支援施設等
1号認定	満3歳以上の子	幼稚園等での教育を希望する方	未移行の幼稚園
2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子	就労など保育の必要な事由に該当する方	預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業など
3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		

(6) 認可と確認

保育園等の施設の運営又は地域型保育事業を行う場合には、「認可」を受ける必要があります。保育園や幼稚園、子ども園あるいは地域型保育事業についても、都と区がそれぞれの役割分担によって認可をしています。

地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法に定める基準のほか、「新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、その可否を判断します。

保育の質を確保するため、区が条例で定める基準では、保育に従事する職員の資格要件や配置割合、設備要件などを、国の基準に上乗せをしています。

次に、施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給、施設等利用費の支給に係る施設や事業は、申請により区から「確認」を受ける必要があります。確認を受けた施設・事業者は、その運営に際しても、「新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及び国が定める基準³³に従って、教育・保育又は地域型保育や子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

(7) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、保育を必要とする子どもやその家族だけでなく、全ての子育て家庭を支援することを目的とした事業です。13の事業が位置付けられており、地域の実情に応じて、区が実施していきます。

事業名	内容
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業

³³ 国が定める基準・・・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に基準を定めています。

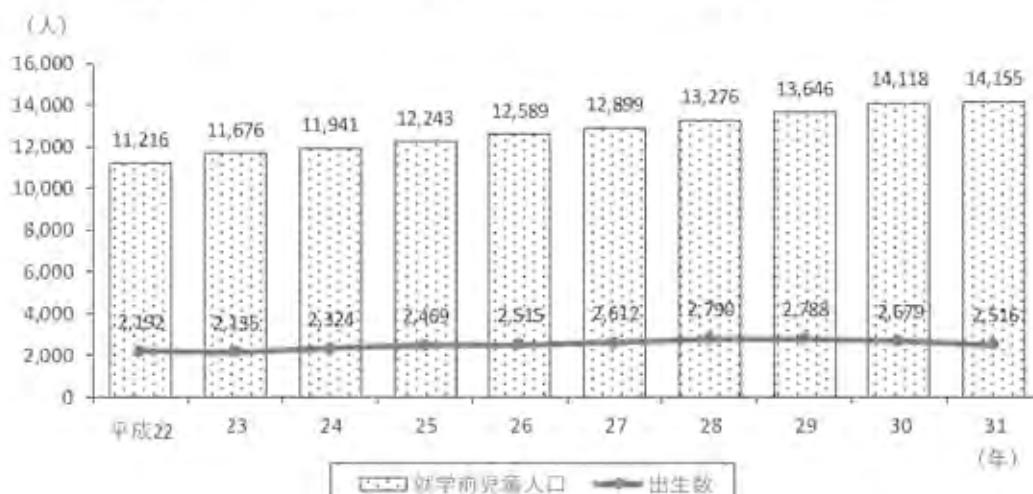
事業名	内容
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が就労等により隔間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において当該児童を一時的に養育する事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として隔間において、保育園、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
病児保育事業	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育実施等する事業
ファミリーサポート事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 母子保健型は、全ての妊婦に対し保健師等の専門職が面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握するとともに、関係機関と連携し、継続的な支援を行う事業
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

2 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの状況

(1) 子どもの人口と出生数の推移

平成 22 年から 31 年までの 0~5 歳の子どもの人口をみると、一貫して増加しており、平成 31 年 4 月 1 日現在で 14,155 人となっています。出生数については、平成 28 年まで増加傾向が見られましたが、平成 29 年以降は減少傾向にあります。平成 31 年は 2,516 人で平成 22 年の約 1.1 倍に増加しています。

図表 III-1 就学前人口と出生数の推移（各年 4 月 1 日現在）

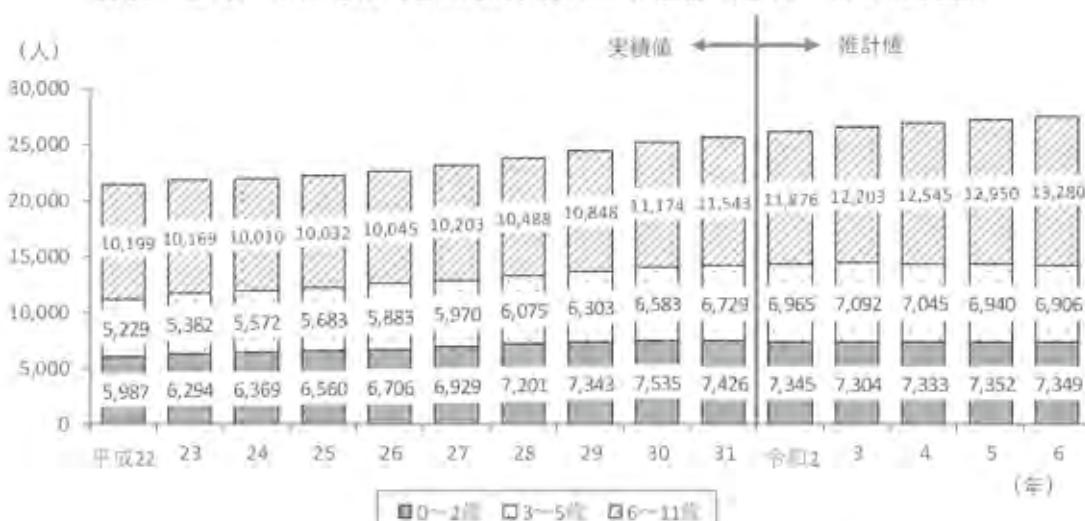


出典：【就学前児童人口】住民基本台帳、【出生数】「新宿区の概況」

(2) 子どもの将来人口推移

平成 22 年から 31 年までの 0~11 歳の子どもの人口実績値をみると、0~2 歳は概ね増加し、平成 31 年は 7,426 人となっています。3~5 歳は一貫して増加し、平成 31 年は 6,729 人に増加しています。6~11 歳は微増減を繰り返し、平成 31 年は 11,543 人で平成 22 年の約 1.1 倍となっています。推計値では、今後も 0~5 歳は横ばい傾向ですが、6~11 歳は増加する見込みです。

図表 III-2 子どもの年齢 3 区別人口の推移（各年 4 月 1 日現在）

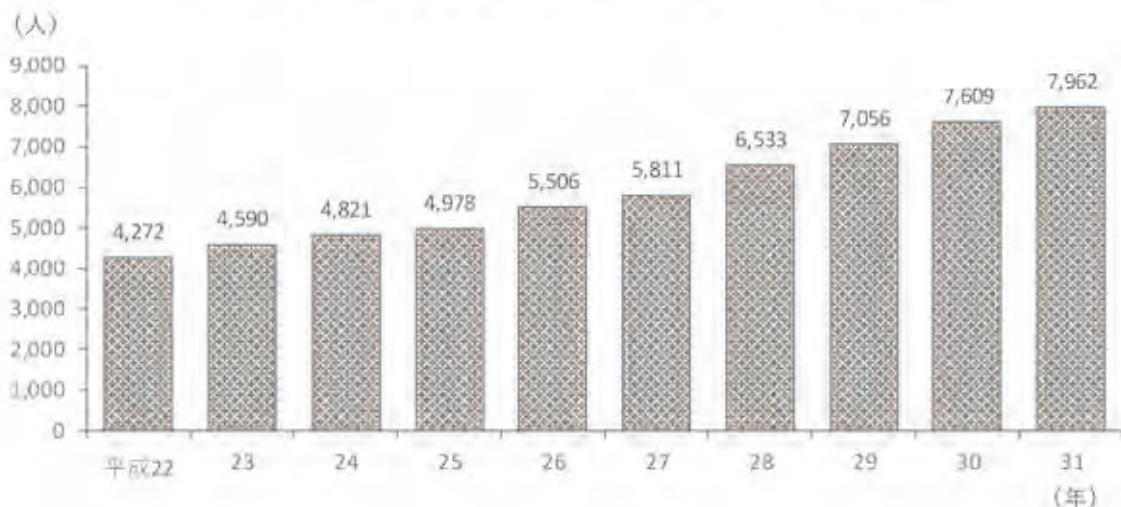


出典：【実績値】住民基本台帳、【推計値】新宿区資料

(3) 保育施設の定員

区では保育施設定員の拡大に積極的に取り組み、平成22年の4,272人から平成31年の7,962人と3,500人以上の保育定員を増加しました。

図表 III-3 保育施設定員の推移（各年4月1日現在）



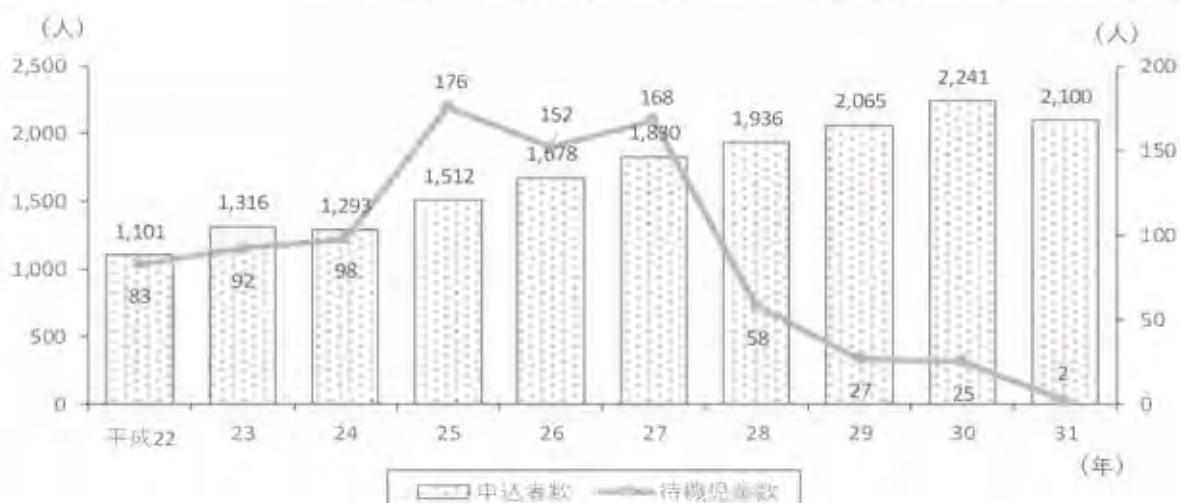
出典：新宿区資料

(4) 待機児童の状況

近年の出生数や就学前児童人口の増加、共働き家庭の増加を受けて、認可保育所等の申込者数は平成22年度の1,101人から平成31年度の2,100人と約1.9倍に増加しています。これを受け、平成22年には83人であった待機児童数が、平成25年度から平成27年度にかけて150人を超えるました。保育施設の大幅な整備により、平成28年度以降、待機児童数は減少し、平成31年度には2人となっています。

図表 III-4 認可保育所等の申込者数と待機児童数

（【申込者数】各年4月入園分、【待機児童数】各年4月1日現在）



出典：新宿区資料

(5) 保育施設の利用状況

近年の保育ニーズの増加を受け、保育所、認定こども園（保育園機能）等の保育所を利用する子どもは、全体として年々増加しています。

図表 III-5 各種保育施設の利用状況（各年4月1日現在）

(単位:人)

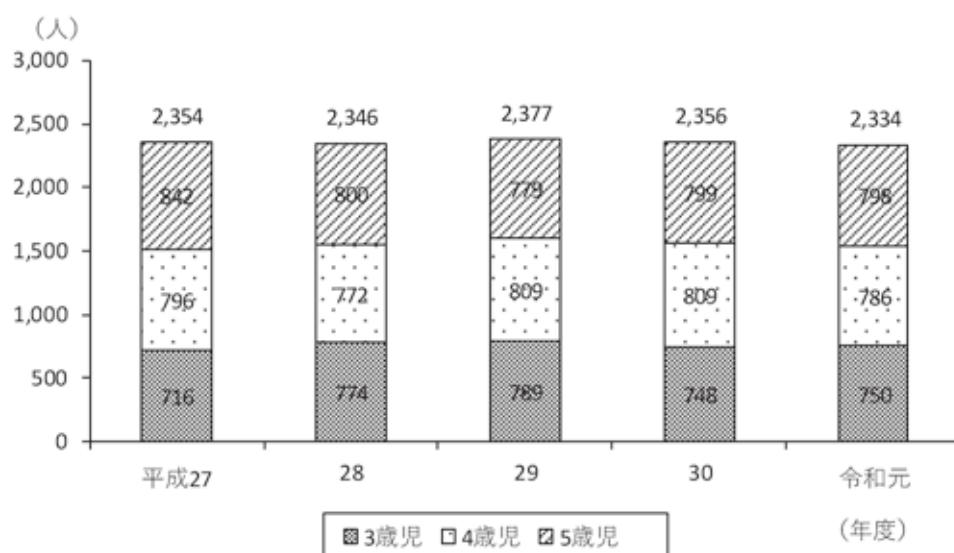
施設 年度	認可 保育所 (区立)	認可 保育所 (私立)	認定 こども園 (区立)	認定 こども園 (私立)	家庭的 保育	保育 ルーム	事業所内 保育事業	認証 保育所	計
平成 22	2,149	1,151	326		14	8		309	3,957
23	2,003	1,272	519		11	4		384	4,193
24	1,947	1,364	667		7	22		465	4,472
25	1,475	1,340	1,279	146	7	30		532	4,809
26	1,391	1,611	1,315	283	9	56		521	5,186
27	1,263	1,949	1,310	399	8	71		475	5,475
28	1,276	2,194	1,339	605	7	60	22	471	5,974
29	1,303	2,387	1,341	777	4	71	48	409	6,340
30	1,334	2,876	1,338	794	5	84	62	406	6,899
31	1,325	3,035	1,310	960	4	74	54	371	7,133

出典：新宿区資料

(6) 幼稚園の利用状況

幼稚園利用者数は平成 27 年度以降 2,300 人台で横ばいとなっており、令和元年度は 2,334 人となっています。年齢別の内訳をみると、令和元年度の 3 歳児は 750 人、4 歳児は 786 人、5 歳児は 798 人で、各年齢でほぼ同じ割合となっています。

図表 III-6 幼稚園の利用状況（各年度5月1日現在）

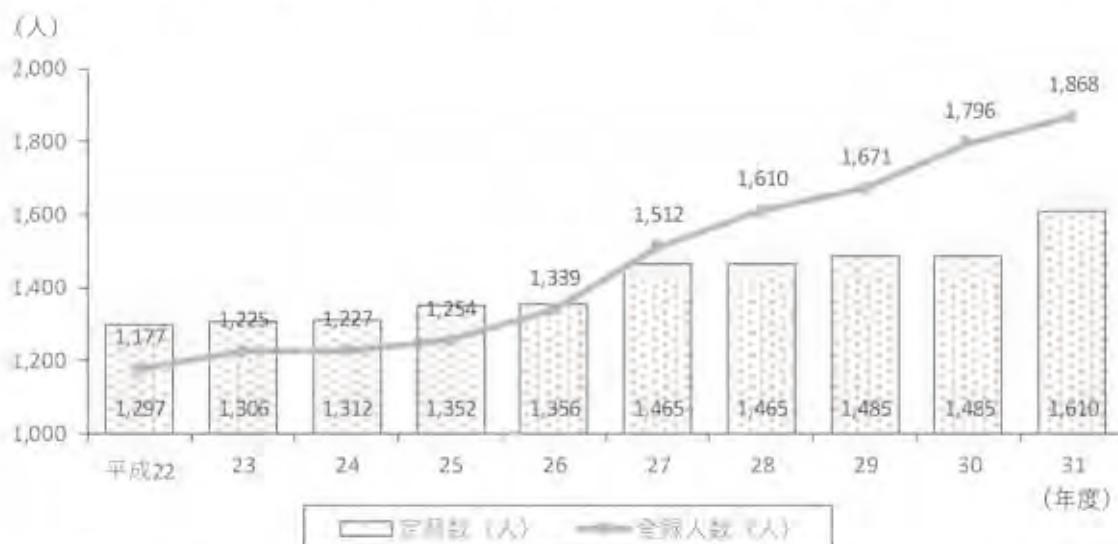


出典：新宿区資料

(7) 学童クラブの登録状況

学童クラブの登録人数は平成22年度以降増加しています。これは、小学校児童数や共働き世帯数の増加などが理由として考えられます。そのため、定員数を増やし、平成31年度には1,610人となっています。

図表 III-7 学童クラブの定員及び登録人数の推移（各年度4月1日現在）

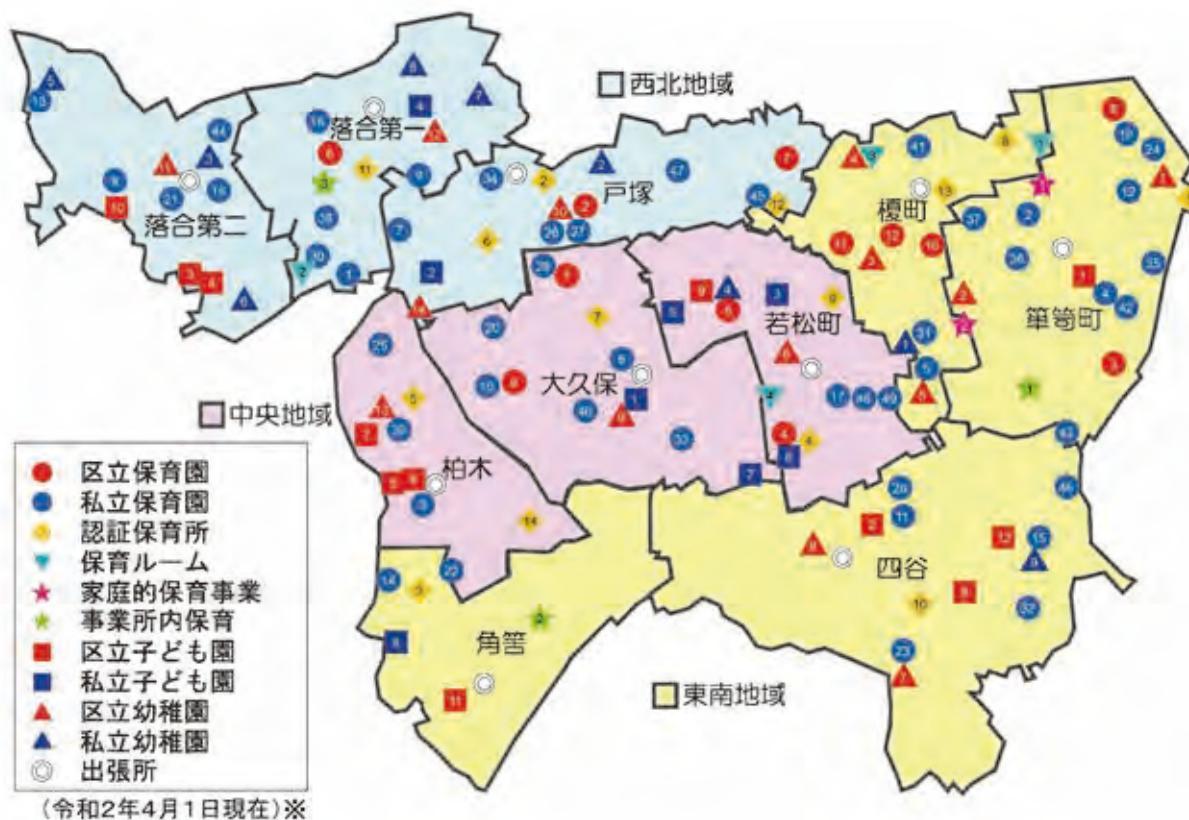


※平成27年度以降は、6年生まで対象を拡大しています。

出典：新宿区資料

3 新宿区の子育て支援施設等

(1) 就学前児童の教育・保育施設等



※ ④6（仮称）にじいろ保育園四ツ谷は令和2年6月開設予定です。

第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

区立幼稚園

△	津久戸幼稚園
△	市谷幼稚園
△	早稲田幼稚園
△	鶴巻幼稚園
△	牛込仲之幼稚園
△	余丁町幼稚園
△	四谷前六幼稚園
△	花園幼稚園
△	大久保幼稚園
△	戸塚第二幼稚園
△	落合第三幼稚園
△	落合第四幼稚園
△	淀橋第四幼稚園
△	西戸山幼稚園

私立幼稚園

▲	牛込成城幼稚園
▲	おおや幼稚園
▲	下落合みどり幼稚園
▲	戸山幼稚園
▲	豊多摩幼稚園
▲	伸びる会幼稚園
▲	目白ヶ丘幼稚園
▲	目白平和幼稚園
▲	四谷新生幼稚園

区立子ども園

①	あいじつ子ども園
②	大木戸子ども園
③	おちごななかい子ども園（乳児）
④	おちごななかい子ども園（幼児）
⑤	柏木子ども園（乳児）
⑥	柏木子ども園（幼児）
⑦	北新宿子ども園
⑧	しなのまち子ども園
⑨	戸山第一子ども園
⑩	西落合子ども園
⑪	西新宿子ども園
⑫	四谷子ども園

私立子ども園

①	大久保わかくさ子ども園
②	しんえい子ども園 もくもく
③	しんじゅくいるまこども園
④	新宿せいが子ども園
⑤	茶々ひがしとやま子ども園
⑥	富久ソラのこども園ちいさなうちはう
⑦	富久ソラのこども園ちいさなうちはう分園
⑧	認定こども園新宿ペアーズ

区立保育園

①	大久保第一保育園
②	高田馬場第二保育園
③	長延保育園
④	富久町保育園
⑤	戸山第二保育園
⑥	中落合第二保育園
⑦	西早稲田保育園
⑧	更五軒町保育園
⑨	百人町保育園
⑩	井天町保育園
⑪	早稲田南町保育園
⑫	早稲田南町保育園分園

⑬	ほっぺるランド牛込
⑭	ほっぺるランド神楽坂
⑮	ほっぺるランド上落合
⑯	ほっぺるランド北新宿
⑰	ほっぺるランド新大久保
⑱	ほっぺるランド早稲田鶴巻町
⑲	ボビンズナーサリースクール市ヶ谷
⑳	ボビンズナーサリースクール四ツ谷
㉑	(仮称) ウィズブック保育園中落合
㉒	(仮称) にじいろ保育園西早稲田
㉓	(仮称) にじいろ保育園四ツ谷
㉔	(仮称) びっころきっず西早稲田
㉕	(仮称) フロンティアキッズ曙橋
㉖	(仮称) フロンティアキッズ曙橋分園

私立保育園

①	あい保育園落合
②	アスク神楽坂保育園
③	アスク北新宿保育園
④	アスク新宿南町保育園
⑤	アスク蓮王寺保育園
⑥	エイビィシィ保育園
⑦	オルト保育園
⑧	キッズガーデン新宿西落合
⑨	キッズタウン下落合
⑩	クオ里斯キッズおおくぼ保育園
⑪	グローバルキッズ愛住町園
⑫	グローバルキッズ神楽坂園
⑬	グローバルキッズ西落合保育園
⑭	グローバルキッズ西新宿園
⑮	グローバルキッズ若葉園
⑯	獅子吼保育園
⑰	至誠会保育園
⑱	下落合そらいろ保育園
⑲	小学館アカデミー篠田橋ガーデン保育園
⑳	新栄保育園
㉑	新宿こだま保育園
㉒	新宿成子坂愛育園
㉓	新宿三つの木保育園もりさんかくしかく
㉔	太陽の子 新小川町保育園
㉕	東京母子愛育会保育園
㉖	にじいろ保育園高田馬場西
㉗	にじいろ保育園高田馬場東
㉘	にじいろ保育園高田馬場南
㉙	ニチイキッズ曙橋保育園
㉚	八幡神社愛育園
㉛	原町みゆき保育園
㉜	二葉南元保育園
㉝	フロンティアキッズ新宿
㉞	保育所まおむ高田馬場駅前園
㉟	ばけっとランド市ヶ谷保育園

保育ルーム

①	保育ルーム えどがわ園
②	保育ルーム おちにすくすく園
③	保育ルーム つるまさ園
④	保育ルーム べんてん

保育ママ

★	保育ママ 井上さん
★	保育ママ 田口さん

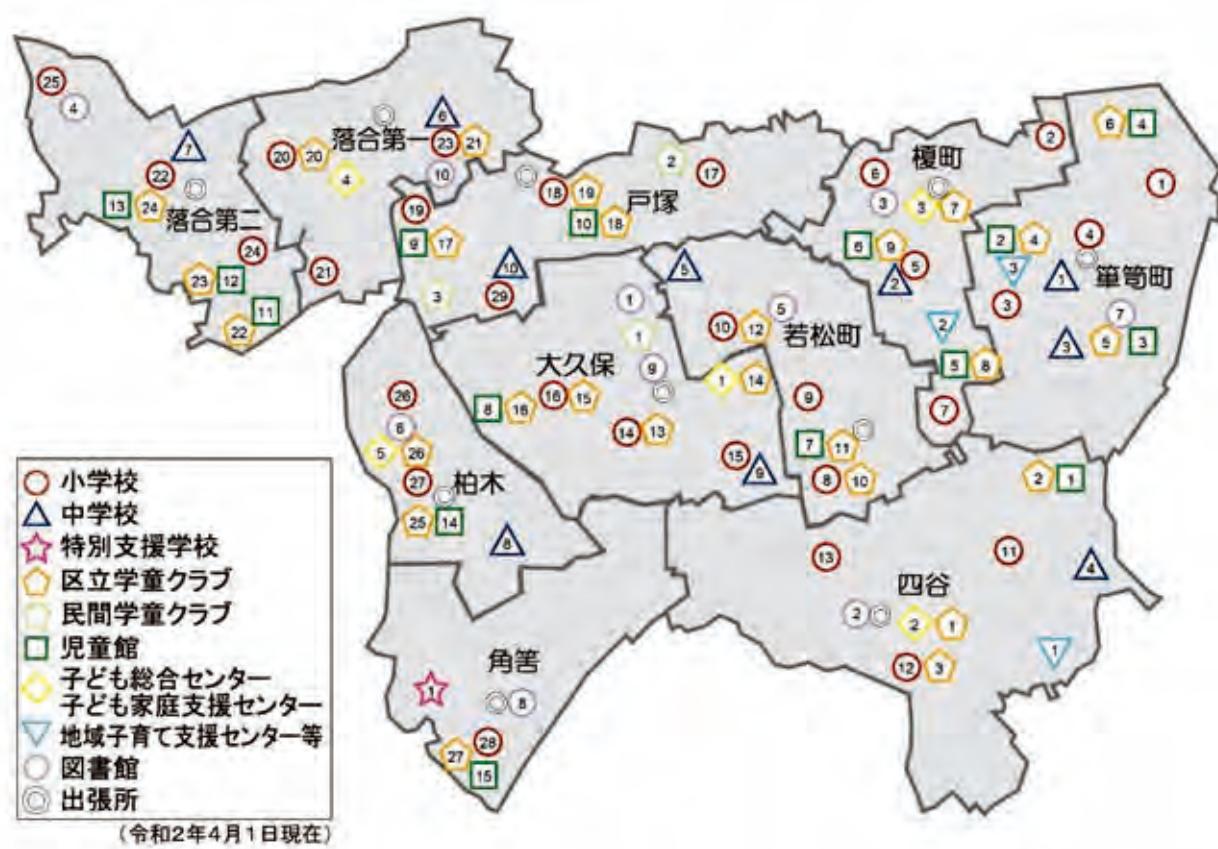
事業所内保育

①	キッズバオ防衛省市ヶ谷保育園
②	とちょう保育園
③	もみの樹園事業所内保育所

認定保育所

①	アスク飯田橋保育園
②	アスク高田馬場保育園
③	アスク西新宿保育園
④	エデュケアセンター・新宿
⑤	北新宿雲母保育園
⑥	キッズバオ高田馬場あおぞら園
⑦	コスマセス保育園
⑧	ソラスト神楽坂
⑨	フロンティアキッズ夏目坂
⑩	ばけっとランド信濃町
⑪	ばっぼのいえほいくえん
⑫	ポビンズナーサリースクール早稲田
⑬	メリー・ポビンズ神楽坂ルーム
⑭	ルーチェ保育園

(2) 小学校、学童クラブ、子育て支援施設等



第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

区立小学校

①	津久戸小学校
②	江戸川小学校
③	市谷小学校
④	愛日小学校
⑤	早稲田小学校
⑥	精巻小学校
⑦	牛込神之小学校
⑧	富久小学校
⑨	余丁小学校
⑩	東戸山小学校
⑪	四谷小学校
⑫	四谷第六小学校
⑬	花園小学校
⑭	大久保小学校
⑮	天神小学校
⑯	戸山小学校
⑰	戸塚第一小学校
⑱	戸塚第二小学校
⑲	戸塚第三小学校
⑳	落合第一小学校
㉑	落合第二小学校
㉒	落合第三小学校
㉓	落合第四小学校
㉔	落合第五小学校
㉕	落合第六小学校
㉖	淀橋第四小学校
㉗	柏木小学校
㉘	西新宿小学校
㉙	西戸山小学校

区立中学校

△	牛込第一中学校
△	牛込第二中学校
△	牛込第三中学校
△	四谷中学校
△	西早稲田中学校
△	落合中学校
△	落合第二中学校
△	西新宿中学校
△	新宿中学校
△	新宿西戸山中学校

特別支援学校

★	新宿養護学校
---	--------

区立学童クラブ

①	信濃町学童クラブ
②	本塙町学童クラブ
③	西谷第六小学校内学童クラブ
④	北山伏学童クラブ
⑤	細工町学童クラブ
⑥	東五軒町学童クラブ
⑦	榎町学童クラブ
⑧	堀王寺学童クラブ
⑨	早稲田南町学童クラブ
⑩	高久小学校内学童クラブ
⑪	高久町学童クラブ
⑫	東戸山小学校内学童クラブ
⑬	大久保小学校内学童クラブ
⑭	子ども総合センター内学童クラブ
⑮	戸山小学校内学童クラブ
⑯	百人町学童クラブ
⑰	高田馬場第一学童クラブ
⑱	高田馬場第二学童クラブ
⑲	戸塚第二小学校内学童クラブ
⑳	落合第一小学校内学童クラブ
㉑	落合第四小学校内学童クラブ
㉒	上落合学童クラブ
㉓	中井学童クラブ
㉔	西落合学童クラブ
㉕	北新宿第一学童クラブ
㉖	北新宿第二学童クラブ
㉗	西新宿学童クラブ

児童館

①	本塙町児童館
②	北山伏児童館
③	中町児童館
④	東五軒児童館
⑤	堀王寺児童館
⑥	早稲田南児童館
⑦	高久町児童館
⑧	百人町児童館
⑨	高田馬場第一児童館
⑩	高田馬場第二児童館
⑪	上落合児童館
⑫	中井児童館
⑬	西落合児童館
⑭	北新宿第一児童館
⑮	西新宿児童館

子ども総合センター
子ども家庭支援センター

①	子ども総合センター
②	信濃町子ども家庭支援センター
③	榎町子ども家庭支援センター
④	中落合子ども家庭支援センター
⑤	北新宿子ども家庭支援センター

地域子育て支援センター等

△	地域子育て支援センター二葉
△	地域子育て支援センター原町みゆき
△	ゆったりーの

民間学童クラブ

①	エイビイシイ国子クラブ
②	早稲田フロンティアキッズクラブ
③	しんえい学童クラブもくもく

図書館

①	中央図書館 こども図書館
②	四谷図書館
③	鶴巻図書館
④	西落合図書館
⑤	戸山図書館
⑥	北新宿図書館
⑦	中町図書館
⑧	角筈図書館
⑨	大久保図書館
⑩	下落合図書館

4 教育・保育提供区域の設定

(1) 保育提供区域の設定

- ①東南地域・・・四谷、簗笥町、樅町、角筈特別出張所管内
- ②中央地域・・・若松町、大久保、柏木特別出張所管内
- ③西北地域・・・戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内



【区域別の状況（平成31年4月1日現在）】

東南地域			中央地域			西北地域		
施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数	施設名	箇所数	定員数
(四谷、簗笥町、樅町、角筈特別出張所管内)			(若松町、大久保、柏木特別出張所管内)			(戸塚、落合第一、落合第二特別出張所管内)		
0~5歳児人口	5,790人		0~5歳児人口	4,250人		0~5歳児人口	4,115人	
認可保育所	23	2,188	認可保育所	15	1,443	認可保育所	16	1,432
認定こども園（保育）	6	847	認定こども園（保育）	7	808	認定こども園（保育）	4	532
認証保育所	5	181	認証保育所	6	167	認証保育所	5	206
その他の保育施設	6	81	その他の保育施設	1	19	その他の保育施設	3	58
計	40	3,297	計	29	2,437	計	28	2,228
児童数に占める定員の割合		56.94%	児童数に占める定員の割合		57.34%	児童数に占める定員の割合		54.14%

(2) 保育提供区域の考え方

前計画において、地理的条件や交通事情等を踏まえた保育施設の利用状況や保育施設の整備状況等を勘案し、隣接する3~4の特別出張所管内を一つの区域として3区域を設定しました。

これまでの計画的な保育施設の整備により、3区域における児童数に占める保育定員の割合は、最も高い地域で57.34%、最も低い地域で54.14%と差は3ポイント程度となっており、各区域とも同じ水準で整備が進んでいます。

保育提供区域は、計画期間中の教育・保育施設の整備の考え方の基本とするものですが、今後の社会状況や地域の状況に応じて必要が生じた場合には、適正な見直しを行っていきます。

東南地域

この地域は、子育て世帯の入居が想定されるマンションの建設が進んだほか、平成29年度に西新宿五丁目で大規模な再開発事業が完了するなど、地域の状況が大きく変化しつつあります。

こうした状況において東南地域では、前計画の5年間で積極的な保育所整備に取り組んできました。平成27年4月2日以降、認可保育所12か所、認定こども園1か所、地域型保育事業2か所が開設したほか、分園の整備や既存園の定員拡大等により、定員の確保を図ってきました。その結果、就学前児童数に対する保育定員の割合は、平成27年度の40.80%から、平成31年度は56.94%まで上昇しました。

しかし今後、四谷エリアで2か所、西新宿エリアで4か所の大規模な再開発事業が計画期間内に予定されており、多いものでは約500戸の住戸の整備が計画されています。「大規模な再開発事業等による子育て世帯の大幅増が見込まれる地域」として、保育の提供体制と人口増を含めた地域の保育需要を考慮し、必要と判断される場合には、開発事業等と一緒に保育施設の整備を進めています。

中央地域

この地域は、かつて多くの子育て世帯が居住していた戸山ハイツ周辺をはじめ、既に定員規模の大きい認可保育所や認定こども園が多くあります。就学前児童数に対する保育定員の割合は、平成27年度時点で55.35%となっており、積極的な施設整備を行ってきた他の2地域の現状と同水準の提供体制が、既に確保されていました。

前計画では、「地域内のみならず、近隣地域の保育ニーズにも対応できる地域」として、一定程度の近隣地域の需要を受け入れてきました。そのためこの5年間では局地的な地域の需要に応じて、エリアを限定した施設整備を行いました。平成27年4月2日以降、認可保育所6か所、認定こども園1か所が開設しています。

しかし、この間においても、この地域における就学前児童数は増加し、保育需要は年々高まっています。他の2地域における、就学前児童数に対する保育定員の割合は、ほぼ同水準まで高まっており、近隣地域の保育ニーズに対応する傾向は薄まっています。そのため今後は、地域内の保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を行います。

西北地域

この地域は、住居専用地域が多く、保育所等の用地や建物の確保が難しい状況があったことから、保育施設が比較的少ない地域でした。しかし前計画の5年間で、平成26年度時点の就学前児童数に対する保育定員の割合が区内でも低かった落合第一出張所管内を中心に、積極的な保育所整備に取り組んできました。その結果、平成27年4月2日以降、認可保育所7か所、地域型保育事業1か所が開設し、西北地域の就学前児童数に対する保育定員の割合は、平成27年度の40.87%から平成31年度は54.14%まで上昇し、他地域と同水準となりました。

こうした整備の進捗の結果、区における就学前児童数に対する保育定員の割合は、3区域ともにほぼ同水準まで進んできています。今後は、この地域の就学前児童数の状況を詳細に検証した上で、地域内の保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を行います。

(3) 教育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

幼児教育施設や地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、区内全域を一つの区域として設定します。

5 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、現在の利用状況及び利用希望から推計した「量の見込み」に対応する「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を、事業計画として定めます。計画期間中（令和2年度～令和6年度）は、本計画に基づき、質の高い教育・保育を計画的に実施していきます。

量の見込みの算出方法

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、区の調査（9ページ）をもとに、以下の手順で推計しています。保護者の就労状況から、8つの家庭類型の分類を行い、現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や今後の利用希望をもとに、量の見込みを算出しています。

1. 利用希望把握調査の実施

区の調査

- ・就学前児童保護者対象の調査
- ・小学生児童保護者対象の調査

2. 家庭類型の分類

次の①②それぞれの家庭類型を分類する。

- ①現在、教育・保育施設や子育て支援事業を利用している方
- ②今後の就労希望や利用希望から、潜在的な利用意向がある方

3. 利用意向の算出

「①現在利用している方」「②今後の利用意向がある方」の家庭類型別の利用意向を算出する。

4. 量の見込みの算出

人口推計（令和2年度から6年度）と利用意向率から量の見込みを算出

教育・保育の量の見込み

- ・1号認定（幼稚園等3～5歳）
- ・2号認定（保育所等3～5歳）
- ・3号認定（保育所等0～2歳）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

- (1) 延長保育事業
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 一時預かり事業
 - ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業
 - ② ①以外の一時預かり事業
- (6) 病児保育事業
- (7) ファミリーサポート事業（就学後）
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 利用者支援事業
- (10) 妊婦健康診査
- (11) 乳児家庭全戸訪問事業

5. 確保方策の検討

教育・保育の確保方策

137ページで算定した量の見込みに対応するための確保方策として、区は認可保育所等を

参考：家庭類型の8分類

ひとり親 タイプA		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
父親			120時間以上	120時間未満下限時間以上	下限時間未満
	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプD	タイプC
	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプD
		120時間未満下限時間以上	タイプC'	タイプF	タイプD'
		下限時間未満	タイプD'	タイプF'	タイプE
	5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD	タイプF

出典：市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等のための手引き

整備していきます。本計画で整備していく施設、事業の内容及び用語の定義は、以下のとおりです。

【本計画で整備する施設・事業】

◆特定教育・保育施設

認可保育所、認定こども園、幼稚園

※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法に基づき、区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を指します。この確認を受けずに私学助成の仕組みで運営を続ける私立幼稚園は、特定教育・保育施設には該当しません。

◆確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度の給付の対象となる施設として、確認を受けない幼稚園

※私立幼稚園が、現状の私学助成の仕組みで運営を続けるか、新制度の給付の対象となるかどうかは、園の意向によります。

◆特定地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育所、居宅訪問型保育事業

※特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援法に基づき、区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者のことです。

◆認可外保育施設等

認証保育所等、自治体が基準に基づき運営費支援等を行っている保育施設等

本計画における用語の内容

◆量の見込み

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めたニーズ量

◆4月1日現在の確保数（定員数）

当該年度4月1日現在の量の見込みに対応する提供体制の確保の内容

◆年度末の確保数（定員数）

当該年度4月1日現在の確保数に、年度途中に開設した施設を加えた、量の見込みに対応する提供体制の確保の内容

(1) 保育所等の量の見込みと確保数（定員数）

確保方策の考え方

保育所等については、保育提供区域（3地域以下、それぞれ「東南地域、中央地域、西北地域」という）ごとに量の見込みを算出します。この見込みに対し、保育定員を継続的に確保できるよう、認可保育所の整備を基本とし、待機児童の解消を目指します。

保育提供区域ごとの量の見込み、確保数（定員数）は次のとおりです。

東南地域

(単位:人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
4月1日	特定教育・保育施設	319	1,036	1,683	319	1,088	1,748	319	1,088	1,748
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	22	93	-	22	93	-	22	93	-
	認可外保育施設等	37	196	71	37	208	71	37	196	71
	4月1日の確保数 計	378	1,325	1,754	378	1,389	1,819	378	1,377	1,819
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	319	1,056	1,693	319	1,088	1,748	319	1,088	1,748
	特定地域型保育事業	22	93	-	22	93	-	22	93	-
	認可外保育施設等	37	202	71	37	208	71	37	196	71
	年度末の確保数 計	378	1,351	1,764	378	1,389	1,819	378	1,377	1,819
量の見込み		332	1,323	1,483	328	1,340	1,552	325	1,343	1,545
差引数		46	28	281	50	49	267	53	34	274

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和5年度			令和6年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
4月1日	特定教育・保育施設	325	1,109	1,781	325	1,125	1,811
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	22	93	-	22	93	-
	認可外保育施設等	37	196	71	37	190	71
	4月1日の確保数 計	384	1,398	1,852	384	1,408	1,882
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	325	1,125	1,811	325	1,146	1,847
	特定地域型保育事業	22	93	-	22	93	-
	認可外保育施設等	37	202	71	37	196	71
	年度末の確保数 計	384	1,420	1,882	384	1,435	1,918
量の見込み		325	1,335	1,532	324	1,333	1,527
差引数		59	85	350	60	102	391

中央地域

(単位:人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
4月1日	特定教育・保育施設	274	783	1,277	274	837	1,358	274	837	1,358
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	0	24	-	0	24	-	0	24	-
	認可外保育施設等	31	122	17	31	134	17	31	128	17
	4月1日の確保数 計	305	929	1,294	305	995	1,375	305	989	1,375
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	274	783	1,277	274	837	1,358	274	837	1,358
	特定地域型保育事業	0	24	-	0	24	-	0	24	-
	認可外保育施設等	31	122	17	31	134	17	31	128	17
	年度末の確保数 計	305	929	1,294	305	995	1,375	305	989	1,375
量の見込み		230	889	1,086	233	966	1,139	233	963	1,144
差引数		75	40	208	72	29	236	72	26	231

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和5年度			令和6年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
4月1日	特定教育・保育施設	274	837	1,358	274	837	1,358
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	0	24	-	0	24	-
	認可外保育施設等	31	122	17	31	110	17
	4月1日の確保数 計	305	983	1,375	305	971	1,375
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	274	837	1,358	274	837	1,358
	特定地域型保育事業	0	24	-	0	24	-
	認可外保育施設等	31	122	17	31	110	17
	年度末の確保数 計	305	983	1,375	305	971	1,375
量の見込み		233	969	1,136	232	969	1,136
差引数		72	14	239	73	2	239

西北地域

(単位:人)

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
4月1日	特定教育・保育施設	203	761	1,242	203	761	1,258	203	791	1,303
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	6	48	-	6	48	-	6	48	-
	認可外保育施設等	35	120	61	35	106	61	35	112	61
	4月1日の確保数 計	244	929	1,303	244	915	1,319	244	951	1,364
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	203	761	1,242	203	761	1,258	203	791	1,303
	特定地域型保育事業	6	48	-	6	48	-	6	48	-
	認可外保育施設等	35	120	61	35	106	61	35	112	61
	年度末の確保数 計	244	929	1,303	244	915	1,319	244	951	1,364
量の見込み		216	913	1,091	224	883	1,151	224	906	1,120
差引数		28	16	212	20	32	168	20	45	244

年度・認定区分 ・対象年齢等		令和5年度			令和6年度		
		3号 認定		2号 認定	3号 認定		2号 認定
		0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児	0 歳児	1・2 歳児	3～5 歳児
4月1日	特定教育・保育施設	203	791	1,303	203	791	1,303
現在の 確保数 (定員数)	特定地域型保育事業	6	48	-	6	48	-
	認可外保育施設等	35	100	61	35	100	61
	4月1日の確保数 計	244	939	1,364	244	939	1,364
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	203	791	1,303	203	791	1,303
	特定地域型保育事業	6	48	-	6	48	-
	認可外保育施設等	35	100	61	35	100	61
	年度末の確保数 計	244	939	1,364	244	939	1,364
量の見込み		225	918	1,087	225	923	1,077
差引数		19	21	277	19	16	287

(2) 幼稚園等（幼稚園と認定こども園の幼稚園機能枠）の量の見込みと確保数（定員数）

令和2年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在 の確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
計		834	1,091	1,117	3,042
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
計		834	1,091	1,117	3,042
量の 見込み	1号認定	646	734	774	2,154
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	135	197	212	544
量の見込み 計		781	931	986	2,698
差引数		53	160	131	344

令和3年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在 の確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
計		834	1,091	1,117	3,042
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
計		834	1,091	1,117	3,042
量の 見込み	1号認定	631	762	809	2,202
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	131	204	221	556
量の見込み 計		762	966	1,030	2,758
差引数		72	125	87	284

令和4年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在 の確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
計		834	1,091	1,117	3,042
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
計		834	1,091	1,117	3,042
量の 見込み	1号認定	610	744	840	2,194
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	127	199	230	556
量の見込み 計		737	943	1,070	2,750
差引数		97	148	47	292

令和5年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在 の確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
	計	834	1,091	1,117	3,042
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
	計	834	1,091	1,117	3,042
量の 見込み	1号認定	616	721	821	2,158
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	128	193	225	546
量の見込み 計		744	914	1,046	2,704
差引数		90	177	71	338

令和6年度

(単位:人)

		3歳児	4歳児	5歳児	計
4月1日現在 の確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
	計	834	1,091	1,117	3,042
年度末の 確保数	特定教育・保育施設	389	622	628	1,639
	確認を受けない幼稚園	445	469	489	1,403
	計	834	1,091	1,117	3,042
量の 見込み	1号認定	621	728	795	2,144
	2号認定のうち、幼稚園の利用を希望する者	129	195	218	542
量の見込み 計		750	923	1,013	2,686
差引数		84	168	104	356

(3) 区全体の量の見込みと確保数(定員数)

令和2年度

(単位:人)

利用する教育・保育	認定区分・対象年齢等	3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上			
		保育			教育		
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	796	2,580	4,202		1,639	
	確認を受けない幼稚園					1,403	
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	438	149			
	4月1日の確保数 計	927	3,183	4,351		3,042	
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	796	2,600	4,212		1,639	
	確認を受けない幼稚園					1,403	
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	444	149			
	年度末の確保数 計	927	3,209	4,361		3,042	
量の見込み		778	3,125	3,660		544	2,154
					7,563		2,698

令和3年度

(単位:人)

利用する教育・保育	認定区分・対象年齢等	3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上			
		保育			教育		
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	796	2,686	4,364		1,639	
	確認を受けない幼稚園					1,403	
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	448	149			
	4月1日の確保数 計	927	3,299	4,513		3,042	
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	796	2,686	4,364		1,639	
	確認を受けない幼稚園					1,403	
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	448	149			
	年度末の確保数 計	927	3,299	4,513		3,042	
量の見込み		785	3,189	3,842		556	2,202
					7,816		2,758

令和4年度

(単位:人)

利用する教育・保育	認定区分・対象年齢等	3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上			
		保育			教育		
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	796	2,716	4,409		1,639	
	確認を受けない幼稚園						1,403
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	436	149			
	4月1日の確保数 計	927	3,317	4,558		3,042	
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	796	2,716	4,409		1,639	
	確認を受けない幼稚園						1,403
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	436	149			
	年度末の確保数 計	927	3,317	4,558		3,042	
量の見込み		782	3,212	3,809		556	2,194
					7,803		2,750

令和5年度

(単位:人)

利用する教育・保育	認定区分・対象年齢等	3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上			
		保育			教育		
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	802	2,737	4,442		1,639	
	確認を受けない幼稚園						1,403
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	418	149			
	4月1日の確保数 計	933	3,320	4,591		3,042	
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	802	2,753	4,472		1,639	
	確認を受けない幼稚園						1,403
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	424	149			
	年度末の確保数 計	933	3,342	4,621		3,042	
量の見込み		783	3,222	3,755		546	2,158
					7,760		2,704

令和6年度

(単位:人)

認定区分・対象年齢等 を利用する教育・保育		3号認定		2号認定		1号認定	
		0歳	1・2歳	3歳以上			
		保育			教育		
4月1日 現在の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	802	2,753	4,472		1,639	
	確認を受けない幼稚園						1,403
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	400	149			
	4月1日の確保数 計	933	3,318	4,621		3,042	
年度末の 確保数 (定員数)	特定教育・保育施設	802	2,774	4,508		1,639	
	確認を受けない幼稚園						1,403
	特定地域型保育事業	28	165				
	認可外保育施設等	103	406	149			
	年度末の確保数 計	933	3,345	4,657		3,042	
量の見込み		781	3,225	3,740		542	2,144
					7,746	2,686	

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

事業概要

認可保育所、認定こども園等において、就労や就学などの理由でお迎えが基本開所時間を超えてしまう場合に保育を行う事業です。

実施場所

認可保育所、認定こども園、保育ルーム、家庭的保育事業、事業所内保育事業

量の見込み

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用希望人数(人)	2,218	2,231	2,229	2,215	2,210

確保方策の考え方

現在も、区立・私立の認可保育所、認定こども園、保育ルーム、家庭的保育事業、事業所内保育事業で延長保育を実施しています。今後も現行の体制を継続していきます。

確保方策

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保数(定員・人)	3,712	3,934	4,009	4,115	4,172

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病のために家庭で継続的に適切な保護が受けられない小学生を対象として、遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

実施場所

学童クラブ、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」

利用実績

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
定員数(人)	1,356	1,456	1,465	1,485	1,485
利用人数(人)	1,339	1,512	1,610	1,671	1,796

※定員数、利用人数は 4 月 1 日現在値です。

※学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの実績は含まれていません。

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年生(人)	734	770	808	848	890
2 年生(人)	648	680	714	749	786
3 年生(人)	504	529	555	582	611
4 年生(人)	27	28	29	30	31
5 年生(人)	19	19	19	19	19
6 年生(人)	15	15	15	15	15
計(人)	1,947	2,041	2,140	2,243	2,352

確保方策の考え方

学童クラブの定員確保については、児童館内に専用スペースを確保するほか、小学校施設の利用について教育委員会と調整を行います。また、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で「ひろばプラス」の実施を検討していきます。

さらに、民間学童クラブの誘致や区の施設活用についても検討していきます。

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
放課後子どもひろば (年間延べ利用者数)	327,530	353,732	382,030	412,592	445,599
学童クラブ機能付き放課後子ども ひろば(4 月 1 日現在登録予定者数)	880	950	1,026	1,108	1,196

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(定員・人)	1,978	2,076	2,174	2,272	2,370

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張などで、保護者が夜間も留守になるほか、育児疲れなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預かる事業です。

実施場所

二葉乳児院、ショートステイ協力家庭、トワイライトステイ協力家庭

利用実績

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
年間延べ利用(人日)	624	506	641	623	785

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年間延べ利用希望(人日)	2,651	2,673	2,676	2,667	2,667

確保方策の考え方

協力家庭制度の周知を進め、利用しやすい環境整備を図っていきます。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(年間延べ利用・人日)	14,965	15,695	16,425	17,155	17,885

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

実施場所

- ①子ども総合センター ②子ども家庭支援センター（中落合、榎町、信濃町、北新宿）
- ③児童館 ④地域子育て支援センター（二葉、原町みゆき） ⑤ゆったりーの
- ⑥幼稚園（未就園児の会・未就園児施設開放事業） ⑦子ども園（未就園児親子の交流事業）
- ⑧認可保育所（地域開放事業）

利用実績

年間延べ利用(人日)	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
子ども総合センター	19,620	17,946	18,270	18,655	20,257
子ども家庭支援センター	74,597	79,045	81,840	78,473	76,339
児童館	152,102	157,821	167,472	138,716	142,103
ふたばひろば	13,567	12,233	13,208	13,733	13,375
原町みゆきひろば	6,169	8,123	6,670	4,706	3,735
ゆったりーの「ゆうゆうひろば」	9,255	10,353	10,352	12,400	11,455
西戸山幼稚園つどいのへや	1,147	1,275	1,495	1,283	965
四谷子ども園 未就園児親子交流事業	7,460	6,203	4,942	4,176	3,751
計	283,917	292,999	304,249	272,142	271,980

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年間延べ利用希望(人日)	131,391	130,657	131,176	131,516	131,462

確保方策の考え方

乳幼児保護者にとって身近な子育て支援施設で事業を実施しています。今後も現行の体制を維持し、乳幼児親子が集える場、子育てについて相談できる場を提供していきます。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(箇所数・か所)	65	65	65	65	65

※確保方策は箇所数で記載します。

(5) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

事業概要

幼稚園で子育て支援の一環として、教育時間終了後に子どもを預かる事業です。

実施場所

幼稚園

利用実績

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
年間延べ利用(人日)	40,789	56,460	53,661	58,328	61,096

量の見込み

年間延べ利用希望(人日)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 号による利用	25,531	25,997	25,824	25,439	25,315
2 号による利用	53,488	54,464	54,102	53,296	53,035
計	79,019	80,461	79,926	78,735	78,350

確保方策の考え方

今後、私立幼稚園と協議するとともに、確保方策について検討していきます。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(年間延べ利用・人日)	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000

②①以外の一時預かり事業

事業概要

一時的に子どもの保育が必要なときに預かる事業です。

実施場所

①認可保育所・子ども園の一時保育

クラス定員に空きがある場合に利用できる「空き利用型」と、専用室で子どもを預かる「専用室型」があります。

②ひろば型一時保育

日常的に保護者と乳幼児が集う場所で、就学前の子どもを預かる事業です。

③ファミリーサポート事業

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

④障害児一時保育

子ども総合センター発達支援コーナーで、心身の発達に心配のある子ども（3歳～就学前）を預かる事業です。

利用実績

年間延べ利用(人日)	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
認可保育所、 子ども園の一時保育	15,127	16,379	18,090	19,204	18,984
ひろば型一時保育	5,071	5,455	5,004	5,455	5,163
ファミリーサポート事業	15,828	17,327	16,316	16,867	15,745
障害児一時保育	245	282	324	359	379
計	36,271	39,443	39,734	41,885	40,271

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年間延べ利用希望(人日)	46,198	46,255	46,298	46,182	46,103

確保方策の考え方

今後も現行の体制を継続し、より利用しやすい事業としていきます。また、認可保育所等を整備するときには、地域バランスを考慮しながら、施設の状況に応じて、専用室型一時保育室を設けていきます。ファミリーサポート事業については、会員数は年々増加していますが、会員の要望にあわせたコーディネートをより安定的に行っていくためには、提供会員のさらなる確保が必要です。登録講習会等の周知内容を充実させ、今後も提供会員を増やしていきます。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(年間延べ利用・人日)	66,983	67,200	67,413	67,630	68,446

(6) 病児保育事業

事業概要

子どもが病気のとき、又は病気の回復期にあり、保育施設等に預けることができないときに、集団保育が困難な期間、一時的に保育する事業です。

実施場所

- ①病児・病後児保育室（わらべうた四谷病児室、しんじゅくいるまこども園）
- ②病後児保育室（原町みゆき保育園、オルト保育園、新宿こだま保育園）、体調不良児対応型（原町みゆき保育園、オルト保育園、新宿こだま保育園、とちょう保育園）
- ③ファミリーサポート事業

利用実績

		平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
病児・病後児保育室	箇所数(か所)	2	2	2	2	2
	年間延べ利用(人日)	1,166	1,201	1,014	1,180	1,193
病後児保育室	箇所数(か所)	3	3	3	3	3
	年間延べ利用(人日)	259	200	236	302	390
体調不良児対応型	箇所数(か所)	3	3	4	4	4
	年間延べ利用(人日)	317	314	314	587	449
ファミリーサポート事業	年間延べ利用(人日)	14	23	35	30	37
計(年間延べ利用)		1,756	1,738	1,599	2,099	2,069

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年間延べ利用希望(人日)	7,296	7,340	7,330	7,287	7,268

確保方策の考え方

今後も現行の体制を継続していきます。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(年間延べ利用・人日)	7,411	7,468	7,525	7,582	7,640

(7) ファミリーサポート事業（就学後）

事業概要

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業です。新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。

実施場所

新宿区ファミリー・サポート・センター

利用実績

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
年間延べ利用(人日)	4,862	4,955	5,304	5,413	5,454

※利用実績は、就学後児童数

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年間延べ利用希望(人日)	5,484	5,635	5,793	5,980	6,132

確保方策の考え方

会員数は年々増加していますが、会員の要望にあわせたコーディネートをより安定的に行っていくためには、提供会員のさらなる確保が必要です。登録講習会等の周知内容を充実させ、今後も提供会員を増やしていきます。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
確保数(年間延べ利用・人日)	5,816	5,887	5,958	6,029	6,100

(8) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要と認めた家庭に専門的なヘルパーを派遣し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上するための支援を行う事業です。

実施場所

子ども総合センター、子ども家庭支援センター

利用実績

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
年間延べ利用(件)	1,342	1,527	703	346	401

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
年間延べ利用(件)	483	483	483	483	483

確保方策の考え方

【利用の流れ】

- ①関係機関が養育支援の必要性を認めた場合、子ども総合センター・子ども家庭支援センターに相談します。
- ②アセスメント会議により、導入の可否や期間、回数などを決定します。
- ③養育に支障がある家庭の支援や虐待防止に理解と熱意を持っている専門的なヘルパーが、子ども総合センターや子ども家庭支援センターと連絡を取り合いながら支援を行います。
- ④導入後も、定期的なアセスメント会議により、支援の効果や支援内容の確認・終結の時期の協議等を行います。

確保方策

区内に派遣可能なヘルパーとして 268 名（平成 31 年 4 月 1 日現在）が事業者に登録されています。

(9) 利用者支援事業

事業概要

子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

また、平成27年度より、母子保健に関する相談にも対応するため、「母子保健型」を新設し、区では妊娠期から子育て期まで安心して過ごすことができるよう「出産・子育て応援事業（ゆりかこ・しんじゅく）」を開始しました。保健センター、健康づくり課の保健師などの専門職が妊婦の方全員と面接し、応援プランを作成するとともに、継続して支援が必要な方に対しては、関係機関と連携しながら支援を行う事業です。

実施場所

【基本型】

子ども総合センター、子ども家庭支援センター（信濃町、榎町、中落合、北新宿）、地域子育て支援センターニ葉、ゆったりーの

【母子保健型】

保健センター（牛込、四谷、東新宿、落合）、健康づくり課

実施箇所数

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
箇所数(か所)	7	12	12	12	12

量の見込み

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
箇所数(か所)	12	12	12	12	12

※量の見込みは箇所数で記載します。区立のセンター（子ども総合センター、子ども家庭支援センター）は、おおむね2特別出張所に1か所程度設置しています。

確保方策の考え方

保護者にとって身近な場所で、情報提供、相談、助言、関係機関との連絡調整等を行うことから、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、保健センター、健康づくり課を中心的に事業を実施します。

確保方策

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
箇所数(か所)	12	12	12	12	12

※確保方策は、箇所数で記載します。

(10) 妊婦健康診査

事業概要

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。そのうち、妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検査の費用の一部などを助成します。

実施場所

区内 25 か所の医療機関

区外妊婦健康診査実施医療機関

利用実績

	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
受診人数(人)	2,992	3,035	3,115	2,928	2,991
受診延べ人数(人)	30,039	30,668	31,427	31,177	30,579
一人当たりの健診回数(回)	9.9	10.1	10.1	10.7	10.2

量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受診人数(人)	2,846	2,832	2,823	2,810	2,795
受診延べ回数(回)	30,452	30,302	30,206	30,067	29,907

※受診延べ回数は、受診者×一人当たりの健診回数としています。

確保方策

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実施場所	区内 25 か所の医療機関 区外妊婦健康診査実施医療機関				
実施体制	実施医療機関の体制による				
検査項目	(1) 1 回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液検査、 血液型(ABO 型、Rh(D)型)、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体、 梅毒(梅毒血清反応検査)、B 型肝炎(HBs抗原検査)・C 型肝炎、 風疹(風疹抗体価検査) (2) 2 回目～14 回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【週数等に応じ、各 1 項目】 クラミジア抗原、経腔超音波、HTLV-1 抗体、貧血、血糖、B 群溶連菌、NST(ノン・ストレス・テスト)				
実施時期	通年				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月以内の赤ちゃんのいる家庭を訪問指導員（助産師・保健師等）が訪問する事業です。子どもの発育、健康状態等の確認をしながら、母親の健康や子育ての相談を受けます。

実施機関

保健センター、健康づくり課

利用実績

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年間延べ利用(人)	2,288	2,360	2,434	2,537	2,395

量の見込み

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0歳児人口推計(人)	2,466	2,487	2,482	2,484	2,479

※0歳児人口推計を量の見込みとしています。

確保方策

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施体制	1 訪問人員 50人程度(助産師、保健師等) 2 実施機関 ①牛込保健センター ②四谷保健センター ③東新宿保健センター ④落合保健センター ⑤健康づくり課 3 訪問事業以外のフォローワーク ①はじめまして赤ちゃん応援事業(妊婦と3~4か月くらいまでの子を持つ母親を対象としたグループワーク、個別相談) ②産婦健康相談				

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

実施機関

保育指導課

実施についての考え方

民間事業者への支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の支援、開設後の支援（巡回支援含む）等を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実施についての考え方

今後の状況を踏まえ、実施の可否も含めて検討していきます。

7 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及

区では、平成17年9月に区立幼稚園と保育園の合同保育を開始後、平成19年4月には東京都認定こども園第1号となる幼保連携型の四谷子ども園を開設し、教育と保育の一体的提供の充実に努めてきました。

前計画期間中において、新規開設や既存施設の子ども園化により施設数を増やしてきた結果、現在は、区立の幼保連携型3園、保育所型7園、私立の保育所型7園の認定こども園があります。

認定こども園は、0歳から小学校就学前までの子どもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設であり、保護者の就労の変化によらず子どもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点であることから、子ども園では「就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う」「子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する」「子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域を目指す」といった理念を柱とする「新宿区子ども園の理念」に基づいて、教育・保育を実施しています。

今後も状況に応じて、整備や子ども園化について検討していきます。

(2) 就学前児童の教育・保育の質の確保と向上

区の就学前児童を対象とした教育・保育施設として、保育園、子ども園、幼稚園等があります。区、教育委員会は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「新宿区教育ビジョン」及び「新宿区子ども園保育・教育指針」などを踏まえ、各施設の教育・保育内容の基本的な計画となる全体的な計画を作成しています。また、職員が交流し、それぞれが培ってきた教育・保育内容を共有することにより、施設の種別を問わず、教育・保育の質の確保と向上を図っていきます。

保育園、子ども園、幼稚園等の合同研修や交流保育、公開保育などを実施し、教育・保育に携わる職員の共通理解を深めているほか、小学校を中心とした保・幼・子・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携などを通じ、教育・保育の質の確保と向上を推進していきます。

保育士等と幼稚園教諭の合同研修に対する支援

○教育・保育に携わる職員を対象とした実技・保育理論等の研修実施

○各園で実施する研修経費の補助

交流・連携

○保・幼・子・小合同会議の実施

○カリキュラムや指導方法の改善、研究

○交流保育、公開保育の実施

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 施設等利用給付認定

認可外保育施設等の子ども・子育て支援施設等を利用する方が、利用料の上限額の範囲内で幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定と同様に、保育を必要とする事由によって施設等利用給付認定を受ける必要があります。

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始された際には、事前に対象施設や広報により周知を行い、申請を促してきました。

今後も、対象となる方が公平に施設等利用費の支給を受けられるよう、広く周知を行っていきます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認

子ども・子育て支援施設等のうち、認可外保育施設等を利用する場合の施設等利用費の受給にあたっては、施設又は事業を行う者からの申請に基づく区の確認を受けた施設等である必要があります。

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始された際は、対象となる施設からの申請を受け付け、確認を行いました。

今後新たに事業を開始する者に対しては、丁寧な周知を行うとともに、申請のない施設又は事業者には勧奨を行う等、要件を満たす保護者の経済的負担の軽減に繋がるよう、東京都と連携し、適切な確認を行っていきます。

(3) 施設等利用費の支給

施設等利用給付認定を受けた保護者にとって、費用の請求については新たに生じる手続きとなります。

区では、請求の際に必要な添付書類である領収証等を簡素化するとともに、複数の施設や事業を利用した場合でも請求先窓口を一元化するなど、わかりやすい仕組みを作ることで、保護者の利便性を高めています。

このことは、施設等利用費の過誤払いの防止にもつながることから、公正かつ適正な給付事務を確保していきます。

(4) 指導監督の実施

これまでも、特定教育・保育施設等に加えて、東京都認証保育所に対して、指導監査及び立ち入り調査を行っています。特定子ども・子育て支援施設等については、東京都が実施する立ち入り調査及び巡回指導に立ち合い、保育の実施状況の把握と必要な助言を行っています。

今後は、特定子ども・子育て支援施設等を安心して利用できるよう、区としても東京都と連携しつつ、巡回指導を実施できる体制を整備していきます。

資料編

- 1 事業一覧
- 2 検討・協議活動記録
- 3 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成
- 4 新宿区子ども・子育て会議の構成
- 5 新宿区次世代育成協議会条例
- 6 新宿区子ども・子育て会議条例
- 7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

1 事業一覧

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

1-1-① 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

※表中の網掛けは、市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業です。

番号	事業名	事業の概要	担当課
1	子どものための人権擁護委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議するとともに、必要に応じて調査・勧告・意見発表等、必要な措置を行います。また、小・中学校に入権相談カードを配付し、相談事業を実施します。	総務課
2	人権教育の推進	人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組みについて研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	教育指導課
3	子どもの施策への参画促進	[小学生・中学生フォーラムの実施]：未来を担う小・中学生が、区政や身の回りのことなど自由なテーマで調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う体験を通して区政に対する参画意欲を高めています。 [施策への参画]：児童館等における子ども会議への参加・公園の改修計画への参加等において、子どもの参画を促していきます。	子ども家庭課 子ども家庭支援課 みどり公園課

1-1-② 虐待から子どもを守るためにの取組み

番号	事業名	事業の概要	担当課
4	子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るために、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関する関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。	子ども家庭支援課
5	子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口）	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	子ども家庭支援課
6	要保護児童対策地域協議会	保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を要保護児童対策地域協議会に位置付けています。	子ども家庭支援課
7	育児支援家庭訪問事業（養育支援）	特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	子ども家庭支援課
8	要支援家庭を対象とした子どもショートステイ	保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育状態により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において養育が一時的に困難になった場合、施設において児童の養育を行い、養育状況の改善を目指した保護者への支援を行います。	子ども家庭支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
9	児童相談所の整備	児童福祉の専門機関として、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、子どもと家庭を援助することで子どもの福祉の向上を図るとともに、その権利を擁護するため、児童相談所を整備します。 また、虐待等から子どもを守る必要がある場合等に、一時的に子どもを保護する施設を整備します。	子ども家庭支援課
10	小学校低学年ための学習支援教室	子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう児童に対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、児童の自己肯定感を高めることを目指します。	子ども家庭支援課
11	女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	生活福祉課

1－1－③ 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み

番号	事業名	事業の概要	担当課
12	新宿子どもほっとライン	いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」では、専門のカウンセラーが、児童・生徒や保護者からの相談に対応します。	教育支援課
13	情報モラル教育の推進	学校情報ネットワークを児童・生徒が自由に活用する中で、情報化社会の利点や注意すべき点を体験的に学習できる環境が整備されています。児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面をしっかりと理解できるように情報機器を適切に利活用する能力の育成を一層図ります。また、保護者に知ってほしい携帯電話・スマートフォンによるインターネット利用の注意点をまとめリーフレットを作成・配布するなど、家庭への働きかけの側面からも情報モラル教育の理解促進を図ります。	教育支援課
14	学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成する専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	教育指導課
15	学校問題等調査委員会の運営	いじめによる重大事態が発生した際に、第三者の専門家(法律・医療・学識経験)で構成する「学校問題等調査委員会」が事実関係の調査等を行います。平常時には定例会の中で、区におけるいじめの現状や課題について情報共有を行い、重大事態発生時に迅速かつ適切に調査できる体制を作ります。	教育調整課

番号	事業名	事業の概要	担当課
16	児童・生徒の不登校対策	<p>不登校対策については、平成30年度と令和元年度に指定した教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組みについて全区立学校に周知していきます。</p> <p>また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。</p> <p>適応指導教室（つくし教室）では、将来の社会的自立につながるよう、児童・生徒の気持ちを温かく受け止め、寄り添い、学校とも連携を図りながら今後も支援を進めていきます。</p> <p>さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っていきます。</p> <p>不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働き掛けを行うだけでなく、不登校の状況であっても、訪問型支援を含め、多様な教育機会を確保していくことが肝要です。</p> <p>今後も専門人材やつくし教室を活用するとともに、子どもの「居場所」づくりとして、図書館等を活用した支援の取組みやフリースクール等の民間施設との連携についても検討するなど、多様な教育機会を確保できるよう取り組んでいきます。</p>	教育指導課
17	いじめ不登校の予防やよりよい学級集団づくりのためのアンケートの実施	いじめや不登校、その他問題行動を防止するため、区立学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施します。学校満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を診断し、個々の状況に応じた支援を行います。	教育指導課
18	小学校へのスクールカウンセラーの配置	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回配置します。	教育支援課
19	中学校へのスクールカウンセラーの配置	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週2回配置します。	教育支援課
20	教育センターの教育相談	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。	教育支援課
21	つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。	教育支援課

1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために

1-2-① 質の高い学校教育の推進

番号	事業名	事業の概要	担当課
22	学校サポート体制の充実	<p>学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。</p> <p>また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。</p> <p>さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。</p>	教育指導課
23	学校評価の充実	<p>区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。</p> <p>また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。</p> <p>さらに、平成30年度から小中連携型地域協働学校がモデル実施（1地区）されたことに伴い、関係する小・中学校の学校評価の在り方についても検討しています。</p>	教育指導課
24	ICTを活用した教育の充実	<p>区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用ICT機器（プロジェクタ・实物投影機・タブレットパソコン）について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すため、より使いやすく、より教育効果の高い授業となるよう取り組みます。</p> <p>また、新学習指導要領に対応したデジタル教材の導入やプログラミング教育等を推進します。</p>	教育支援課
25	創意工夫ある教育活動の推進	各学校（園）が中・長期的な視点に立ち、各校ごとの特長を捉え、創意工夫ある教育活動を具体的に展開するため、「創意工夫ある学校づくり教育活動推進計画」や各学校（園）の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。	教育支援課
26	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。	教育支援課
27	スクールスタッフの活用	学校が相互に活用できる地域人材を、授業や部活動等に活かします。	教育支援課
28	キャリア教育の推進	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、発達段階に即したキャリア教育を行います。	教育支援課
29	スクール・コーディネーターの活動	地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
30	外国人英語教育指導員の配置	<p>小学校における英語教育では、低学年から英語を身近な言語に感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。</p> <p>このことから、全学年に亘り担任と外国人英語教育指導員による質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。</p> <p>中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。</p>	教育支援課
31	サイエンス・プログラムの推進	理科教育の充実を図るため、小学校に理科の専門性の高い講師を派遣し、教員への実験指導等を行います。また、中学校では、大学との連携により最先端技術を活用した授業を提供します。	教育支援課
32	院内学級の運営（特別支援学級の運営）	余丁町小学校に特別支援学級（病弱）として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	教育支援課
33	ICTを活用した英語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、コミュニケーション能力の向上に向けて、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用します。	教育支援課
34	英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようするために、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英語受験にかかる費用について補助します。合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育支援課
35	学校の法律相談体制の整備	学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応できる環境を整備します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。	教育調整課

1-2-② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
36	発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	子ども家庭支援課
37	発達支援、児童発達支援・放課後等ティーサービス <子ども総合センター>	就学前及び小学校1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援します。	子ども家庭支援課
38	在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	子ども家庭支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
39	在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実<新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	教育支援課
40	児童福祉法に基づく児童発達支援	発達の心配や心身に障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	障害者福祉課
41	障害児等巡回保育相談<保育園・子ども園等>	障害児及び個別配慮児を対象に年2~3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。障害等の種類、程度等に合わせた保育や対応への知識を深めることを目的として、発達心理士等の専門家が保育のアドバイスをするため、保育園・子ども園等を巡回します。	保育指導課
42	学校における巡回指導・相談体制の充実	学識経験者や心理職等の専門家が各小学校・中学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	教育支援課
43	ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある幼児・児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行います。	教育支援課
44	心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成（紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等）	[補装具等の支給]：障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。 [障害者歯科診療]：一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。 [その他]：紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課
45	在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	保健センター
46	特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制を充実します。 あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓發に努めます。また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「個別の教育支援計画」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。	教育支援課
47	まなびの教室（特別支援教室）	通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
48	障害者理解教育の推進	<p>東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、各学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。</p> <p>また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。</p>	教育指導課

1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために

1-3-① 心とからだの栄養素 「遊び」

番号	事業名	事業の概要	担当課
49	児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援	子どもたちへの健全な遊び場の提供や乳幼児親子の居場所づくりを推進します。	子ども家庭支援課
50	未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。	子ども家庭支援課
51	プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	子ども家庭支援課
52	プレイリーダーの養成	地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	子ども家庭支援課
53	みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の整備に当たって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。	みどり公園課
54	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	みどり公園課
55	スポーツコミュニティの推進	スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験）等を実施します。	生涯学習スポーツ課

1-3-② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

番号	事業名	事業の概要	担当課
56	文化体験プログラムの展開	気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけづくりを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等の連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	文化観光課
57	乳幼児文化体験事業	地域団体等と連携して、乳幼児の親子等を対象に、わらべうたあそび等の地域に根差した文化体験事業を実施し、子どもの生きる力と豊かな心を育みます。	文化観光課
58	学校における伝統文化理解教育の推進	<p>学校における伝統文化理解教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である区に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。</p> <p>また、中学校においては、区に伝わる伝統や文化を学ぶきっかけとするため、新宿ものづくりマイスター体験講座を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験を実施します。</p>	教育支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
59	学校図書館の充実	子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、司書等を全校に配置し、学校図書の計画的な購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。 また、放課後等に自学自習や調べ学習が可能となる環境を充実させるため、令和元年度から学校図書館の放課後等開放を小学校全29校で実施しています。	教育支援課
60	子ども読書活動の推進	子どもが、自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。	中央図書館
61	絵本でふれあう子育て支援	乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。	中央図書館
62	図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読み聞かせや家庭配本、資料整理、対面朗読等を行います。	中央図書館
63	新こども図書館の検討	新中央図書館等の建設に併せて、新こども図書館の整備について検討します。	中央図書館
64	病院サービスの充実	区内4病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施します。	中央図書館

1－3－③ 心とからだの栄養素「食」

番号	事業名	事業の概要	担当課
65	もぐもぐごっくん支援事業	口腔機能に不安のある乳幼児の保護者に対し、適切な助言を行うことにより育児不安を取り除くとともに、健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、講習会と個別相談を行っています。	保健センター
66	1歳児食事講習会	1歳児の保護者を対象に、口腔機能の発達を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。	保健センター
67	離乳食講習会	5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	保健センター
68	栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	保健センター
69	メニューコンクール	小学生以下の子どもとその家族や中学生を対象に、オリジナルメニューを公募し、優秀作品を表彰します。	健康づくり課
70	食育講演会	健全な食生活が実践できるよう、また、食に関する活動に役立てもらうことを目的として講演会を行います。	健康づくり課
71	児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育事業の充実を図れるよう、子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修を行います。	健康づくり課

番号	事業名	事業の概要	担当課
72	食育講座	児童館等からの要望に応じて、親子クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。	健康づくり課
73	保育園・子ども園での食育の推進	子どもたちに栄養バランスや食事のマナー、調理器具など11のテーマを用意し、各園のオーダーで栄養士が保育士、看護師、調理員とともに実施します。	保育課
74	学校（園）における食育の推進	各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	教育指導課
75	「食」を通じた健康づくりネットワーク	区の食育に関わる個人・団体から広くネットワーク参加団体を募集し、団体間での講座の開催、相互協力の実施等、各自の特定を活かした食育の推進を図ります。	健康づくり課

1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて

番号	事業名	事業の概要	担当課
76	若者のつどい	20代から30代までの若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催し、若い人たちの元気と活力を発信するとともに、区の施策や事業への関心と理解を深めていきます。	男女共同参画課
77	若者対象講座	若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワーメントのための講座を開催します。	男女共同参画課
78	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢性別を問わず働きたいのに働きにくい全ての人に対して総合的な就労支援を行っています。	消費生活就労支援課
79	子ども・若者総合相談	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども家庭課
80	消費者教育の推進	「消費者市民社会」を実現するための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図ります。	消費生活就労支援課
81	U29中小企業de働く魅力発見事業	若者が区内中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、若者のしごと支援サイトによる情報発信や合同企業説明会、企業見学会等の開催により、若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化します。また、若者が中小企業を就職先の選択肢としてもらえるよう、大学低学年層に向けた中小企業の魅力をPRするイベントを開催します。	消費生活就労支援課
82	自殺総合対策	平成31年3月に策定した新宿区自殺対策計画（平成31年度～令和4年度）の重点施策である「若年層への支援の強化」の新規事業等の実施や、ゲートキーパー養成講座、「困りごと・悩み事相談窓口一覧」などの冊子や「こころの悩み相談」啓発用ポケットティッシュの配布などを通じた普及啓発に取り組んでいます。	健康政策課

1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

番号	事業名	事業の概要	担当課
83	国際理解につながる情報発信	しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	多文化共生推進課

番号	事業名	事業の概要	担当課
84	友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区と青少年の派遣と受入れとを交互に実施し交流を続けます。	多文化共生推進課
85	友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	毎年、友好都市（中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の児童生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催するとともに、海外の友好都市（中国・ギリシャ）へ作品を贈ります。	多文化共生推進課
86	創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進	オリンピアン・パラリンピアンなどのアスリートを招へいして、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツを通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	教育指導課
87	英語キャンプの実施	英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施し、英語を用いた簡単なゲームやクイズを通して、楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養います。プログラムに新宿のまちの紹介や外国人観光客に対する道案内の仕方等を盛り込んだり、キャンプ終了後にボランティア体験等の機会を提供することで、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成を図るとともに、語学習得に対する意欲を高めます。	教育支援課

目標2 健やかな子育てを応援します

2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み

番号	事業名	事業の概要	担当課
88	母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	保健センター
89	妊婦健康診査	委託医療機関において、妊娠中の健康診査を行うことで、妊娠婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。	健康づくり課
90	妊婦歯科健康診査	妊娠期に歯科健康診査を実施し、むし歯や歯周病等の早期発見及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	健康づくり課
91	出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)	全ての妊婦が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、支援が必要な妊婦は継続的に支援していきます。	健康づくり課 保健センター
92	はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦とおおむね3~4か月児までの子を持つ母親を対象に、母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。	保健センター
93	妊娠婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊娠婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付します。	保健センター
94	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊娠婦に対して、公費による医療の給付を行います。	健康づくり課
95	助産施設への入所	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊娠婦に対して、出産費を公費で負担します。	子ども家庭課

2-2 子どもの健やかな成長のために

2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
96	親と子の相談室	3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	東新宿保健センター
97	はじめまして赤ちゃん応援事業 (子育て世代のストレスマネジメントの講話)	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業(妊娠とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親を対象とした事業)において、ストレス対処法のミニ講話をを行い、同内容のリーフレットを配布します。	保健センター
98	オリーブの会(MCG) Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	東新宿保健センター
99	すぐすぐ赤ちゃん訪問	0か月~生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	健康づくり課 保健センター
100	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3~4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行います。	保健センター
101	新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、出産後早期に新生児聴覚検査を実施します。また受診状況を把握し、支援が必要な児と保護者を、継続的に支援しています。	健康づくり課 保健センター
102	乳幼児から始める歯と口の健康づくり	保育園等での出張歯科健康教育、デンタルソポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。	健康づくり課
103	育児相談・育児グループ・育児講演会	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	保健センター
104	すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	牛込保健センター
105	家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、事故防止に関する講演会の開催及び母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	保健センター
106	子どもに関する医療情報の提供	家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設けます。	保健センター

番号	事業名	事業の概要	担当課
107	小児平日・土曜日夜間診療	平日・土曜日の夜間に急病になった子どもに対して、小児科の急诊診療を実施します。	健康政策課
108	休日診療	日曜・祝日・年末年始に急病になった子どもに対して、小児科の急诊診療を実施します。	健康政策課
109	産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3~4か月児健診時に併せて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を行っています。	保健センター
110	未熟児、発育・発達の支援を要する子への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発育・発達の支援を要する子の早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実していきます。	保健センター
111	歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談（1歳児）」「にこにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日を設け実施しています。	保健センター
112	ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもを対象に、ぜん息やアトピー症状等について、小児科医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図ります。	健康政策課
113	予防接種	伝染のおそれのある疾病的発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	保健予防課

2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
114	小・中学生への喫煙防止に関する普及啓発事業	小・中学生に対する講演会の開催などを通じ、喫煙の害についての普及啓発を図ります。	健康づくり課
115	出張健康教育	学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなどについて、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	保健予防課 保健センター
116	10代のこころの健康に関する普及啓発	思春期にこころの不調が長引くと、不登校やひきこもり、こころの病気につながることがあります。周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐために、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、普及啓発の強化を図っています。	保健予防課 保健センター
117	健康相談	保健センターでは、思春期からのこころと体の相談を「精神保健相談」などで受けています。女性の健康支援センター（四谷保健センター内）では、思春期からの女性のこころと体の健康に関して電話、面接で随時相談を受けています。	保健予防課 保健センター
118	スポーツへの関心と体力の向上	児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています）。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。 また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	教育指導課

番号	事業名	事業の概要	担当課
119	セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施	警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。	教育指導課
120	小児生活習慣病予防健診	生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に予防健診を実施し、専門医療機関での治療や保健センターでの健康・栄養相談の利用等を奨励します。	学校運営課

目標3 きめこまかなるサービスで全ての子育て家庭をサポートします

3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

3-1-① 子育て支援サービスの充実

番号	事業名	事業の概要	担当課
121	一時保育の充実	緊急の事情（出産・病気・裁判員として従事等）や育児疲れの解消・会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。保育園・子ども園の開設の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	保育課
122	区立認可保育園・こども園の管理運営	保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育園と、保育園と幼稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育や障害児保育、利用者支援事業などにより、地域すべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。	保育課
123	保育所への保育委託（私立認可保育園）	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもの費用を支弁します。	保育指導課
124	認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・地域型保育事業）	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。	保育指導課
125	ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かりることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。	子ども家庭支援課
126	ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。	子ども家庭支援課
127	母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	子ども家庭課
128	子どもショートステイ	病気、出産、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります（利用対象は0歳から18歳未満の子ども）。	子ども家庭支援課
129	トワイライトステイ事業	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生後6か月～18歳未満の子どもを、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。	子ども家庭支援課

番号	事業名	事業の概要	担当課
130	障害児一時保育	一時的に保育が必要なとき、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります（平日及び土曜、月3回まで）。3歳児以上就学前の子どもが対象で、事前に登録が必要です。	子ども家庭支援課
131	子ども総合センターの運営	区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。	子ども家庭支援課
132	子ども家庭支援センターの運営	子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	子ども家庭支援課
133	子育て支援コーディネート体制の充実	利用者支援事業及び子どもと家庭の総合相談に従事する区職員のコーディネート能力や専門性を向上させる研修等を通じて、子育て支援コーディネート体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
134	子育て訪問相談事業	豊富な経験に基づく相談員による訪問相談を行います。	子ども家庭支援課
135	育児支援家庭訪問事業（産前産後支援）	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産前産後支援を行います。 令和元年度からは、妊娠期から利用できるようにしました。	子ども家庭支援課
136	家庭訪問型子育てボランティア推進事業	未就学児(6歳以下)がいる家庭に、一定の研修を受けたホームビジター(ボランティア)が、週1回2時間程度、4～6回無償で訪問します。訪問先では「傾聴」(話を聞き)・「協働」(一緒に何かをする)等の活動を行うことにより、訪問した家庭(親)が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出して他の支援や人々と繋がるきっかけづくりを応援します。	子ども家庭支援課
137	子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応します。相談内容によって適切な相談機関につなげていきます。	保育指導課 子ども家庭支援課 保健センター 教育支援課
138	地域子育て支援拠点事業	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立保育園、子ども園など、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。	子ども家庭支援課
139	利用者支援事業	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉・ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行います。	子ども家庭支援課
140	幼稚園子育て支援事業の実施	区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業（地域子育て支援拠点事業）を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。	学校運営課
141	キッズページの運営	区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。 子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。	区政情報課

番号	事業名	事業の概要	担当課
142	子育て支援情報の配信	スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、妊娠期から未就学児を対象に、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報（健康診断、予防接種、各種イベント等）を配信します。また、乳幼児を連れての外出時に便利な店舗や施設を紹介する「子育て応援ショップ＆マップ」機能も、アプリから利用することができます。	子ども家庭課
143	子育て情報ガイドの発行	子育て支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に、対象家庭に配付します。	子ども家庭課
144	こどもホームページの充実	新宿区立図書館ホームページの「こどもページ」で本の紹介や行事のお知らせ、おすすめの本の紹介をしています。これからも内容の見直しや工夫をして、「こどもページ」の充実を図ります。	中央図書館

3－1－② 経済的な支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
145	児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	子ども家庭課
146	児童育成手当（育成手当・障害手当）	[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	子ども家庭課
147	児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人（平成22年8月から父子家庭の父も対象）に支給します。	子ども家庭課
148	特別児童扶養手当	「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、日常生活に著しく制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	子ども家庭課
149	子ども医療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	子ども家庭課
150	誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表するために、誕生祝品（木工製品、絵本ガイドブック）を支給します。	子ども家庭課
151	母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、事業開始、住宅改修、修学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行います。	子ども家庭課
152	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	子ども家庭課

番号	事業名	事業の概要	担当課
153	保育園・子ども園等の保護者の負担軽減	子育て世帯の負担軽減の観点から、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの非課税世帯の子どもに係る保育園・子ども園等の保育料を無償化します。また、認証保育所等の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。	保育課
154	保育園・子ども園等の保護者の多子世帯負担軽減	多子世帯の負担を軽減するため、保育園・子ども園等の保育料について、一定の要件のもとで、第2子半額、第3子以降無償とします。また、認証保育所については、第3子以降のほか、第2子についても多子世帯に係る助成を実施します。	保育課
155	区立幼稚園保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず、区立幼稚園の入園料と保育料を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。	学校運営課
156	私立幼稚園保護者の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、私立幼稚園保護者の負担軽減を図ります。	学校運営課
157	島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英基金として支給します。	総務課
158	学童クラブの利用料の减免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等の世帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額します。	子ども家庭支援課
159	心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児（子ども医療費助成対象終了後）が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分（全額又は一部）を助成します（事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施）。	障害者福祉課
160	心身障害者福祉手当	児童育成手当（障害手当）に該当しない障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
161	重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
162	障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
163	養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康づくり課
164	育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康づくり課
165	大気汚染医療費の助成	大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。4疾病：気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ（一定の要件有） ※新規認定は18歳未満の子どもが対象	健康政策課
166	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	保健予防課 保健センター

番号	事業名	事業の概要	担当課
167	難病医療費等助成	国・都が指定する難病の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	保健予防課 保健センター
168	認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成（一律4万円）②第3子以降全額助成③ひとり親世帯等第2子以降全額助成を行っています。	保育指導課
169	認可外保育施設利用者負担軽減事業	希望する認可保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。	保育指導課

3-1-③ 子どもの貧困問題に向けた取組み

番号	事業名	事業の概要	担当課
170	生活保護受給世帯の小学生等への地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	生活福祉課 保護担当課
171	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基盤学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	生活福祉課 保護担当課
172	生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。	生活福祉課 保護担当課
173	生活保護受給世帯の大学等進学支援費	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象に、大学等受験料を支給します。 ※平成29年度から支給開始	生活福祉課 保護担当課
174	外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給します。（所得制限あり）	多文化共生推進課
175	奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行います。	教育調整課
176	就学援助	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	学校運営課
177	支援施策ガイドの作成・配付	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。	子ども家庭課

3-2 就学前の教育・保育環境の充実

3-2-① 保育所待機児童の解消

番号	事業名	事業の概要	担当課
178	認可保育所等の整備	本計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、受入枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていきます。	保育課

番号	事業名	事業の概要	担当課
179	認証保育所への認可化移行支援	認証保育所は様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることが可能な施設形態であり、こうしたことも踏まえながら、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。	保育課
180	地域型保育事業等	家庭的雰囲気で保育を行う家庭的保育事業、学校施設等を活用した保育ルーム、会社等の事業主が設置する事業所内保育所、居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業で保育ニーズの高い0歳から2歳児の受入枠を確保しています。認可保育所等と連携し、質の向上に努めています。	保育課

3-2-② 保育サービスの充実と質の確保

番号	事業名	事業の概要	担当課
181	特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】	保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。	保育課 保育指導課
182	定期利用保育の実施	パートタイム勤務等の短時間（月48時間以上）就労を常態としている方の健康で集団保育が可能な子どもを複数月継続して保育します。また、2日以上利用の曜日固定型で、保育料は応能負担としています。	保育課
183	各種研修の充実	保育に携わる職員に対し、テーマや職種に応じた知識や技術の習得、維持・向上を目的とした研修を実施し、保育士等の専門性を高め、保育の質の向上を図ります。	保育指導課
184	保育士等育成支援事業	集合研修として、経験年数に応じた研修や、障害児保育・相談業務等のテーマ別の理論・実技研修を開催し、専門性の向上を図ります。 また、各施設の人材育成ニーズにきめ細かに対応した研修を、その施設において実施します。	保育指導課
185	保育士確保の支援	私立認可保育所等や認証保育所の保育士確保を支援するため、ハローワーク新宿と連携し、就職相談・面接会を実施します。 また、区内の私立認可保育所等や認証保育所に勤務する保育従事職員等について、事業者が宿舎借り上げを行う経費の一部や、保育士資格を取得するための経費の一部を補助します。	保育指導課
186	指導検査	保育施設の適正な運営及び保育の質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、検査を実施します。設備及び運営に関する基準等の適合状況を検査し、必要な助言及び是正に向けた指導を行います。	保育指導課
187	保育園・子ども園におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	保育指導課

3-2-③ 幼児教育環境の充実

番号	事業名	事業の概要	担当課
188	就学前教育合同研修等の充実	区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や公開保育を通して実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。	保育指導課 教育指導課

番号	事業名	事業の概要	担当課
189	私立幼稚園における預かり保育の実施	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、特色のある教育・保育を展開することにより、子育て支援事業の充実を図ります。	学校運営課
190	子ども園における預かり保育の充実	子ども園において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。	保育課 保育指導課
191	区立幼稚園における3年保育の充実	区立幼稚園全園（休園中7園を除く）で3歳児保育を実施し、幼児教育と保育環境の充実を図ります。	学校運営課
192	区立幼稚園における預かり保育の実施	教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を区立幼稚園4園（市谷・鶴巻・花園・西戸山）で実施します。	学校運営課
193	私立幼稚園に対する補助金の交付	研修、預かり保育、園児の健康管理及び安全安心等の事業に対して補助金を交付し、私立幼稚園における幼児教育の充実を図ります。	学校運営課

3-3 放課後の子どもの居場所の充実

3-3-① 学童クラブの充実と質の確保

番号	事業名	事業の概要	担当課
194	学童クラブの充実	児童館におけるスペースの有効活用を検討します。	子ども家庭支援課
195	各種研修の充実	日常活動のスキルアップにつながる研修（児童館実技研修）、配慮が必要な児童への対応（障害児研修）、保護者対応の研修等を実施します。 その他、他館の学童クラブの運営を体験する（体験研修）も行います。	子ども家庭支援課
196	巡回指導（障害児） <学童クラブ>	年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。	子ども家庭支援課

3-3-② 放課後子どもひろば等の充実

番号	事業名	事業の概要	担当課
197	児童館における指定管理者制度の活用	児童館に併設されていることふき館の機能転換の機会や地域バランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入をしています。なお、児童館3館と子ども家庭支援センターは区の直営とします。	子ども家庭支援課
198	中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センターを有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	子ども家庭支援課
199	放課後子どもひろばの拡充	学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	子ども家庭支援課
200	学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営	新・放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。	子ども家庭支援課
201	放課後子どもひろば事業の実施<新宿養護学校>	平成26年度より新宿養護学校で放課後子どもひろば事業を実施しています。	子ども家庭支援課
202	児童福祉法に基づく放課後等ティサービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。区内では13か所で実施しています。	障害者福祉課

番号	事業名	事業の概要	担当課
203	障害児等タイムケア事業	小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	障害者福祉課

3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために

番号	事業名	事業の概要	担当課
204	保育園等における障害児保育	保育園や子ども園で集団保育が可能な障害児を保育します。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	保育指導課
205	幼稚園における特別支援教育	幼稚園で集団保育が可能な特別な配慮を必要とする幼児を保育します。安全確保のため、必要に応じて介護員を配置します。 さらに特別支援教育の質の向上を図るため、専門家による巡回相談や臨床心理士による保護者との相談も行います。	学校運営課
206	保育所等訪問支援事業	保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適応できるよう支援を行います。	子ども家庭支援課
207	学童クラブにおける障害児保育	学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	子ども家庭支援課
208	補装具費の支給	障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用を支給します。	障害者福祉課
209	日常生活用具の支給	介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	障害者福祉課
210	住宅設備改善	在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	障害者福祉課
211	中等度難聴児発達支援事業	障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害者福祉課
212	障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）	障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害者福祉課
213	ペアレントメンターの活用・養成	障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある児童を育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行います。	子ども家庭支援課
214	障害児者のための短期入所（ショートステイ）	家族が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。小学生以上の子どもは新宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	障害者福祉課
215	重症心身障害児等在宅レスパイトサービス	在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図っていきます。	障害者福祉課
216	在宅医療相談窓口	区民又は、医療機関から医療を中心とした相談を受け、在宅療養に必要な医療・看護などの支援や調整を行います。	健康づくり課

番号	事業名	事業の概要	担当課
217	新宿養護学校 医療的ケア児専用通学車両の運行	医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない新宿養護学校在籍児童生徒の学習機会を保障するために、専用通学車両を運行します。	教育支援課

3-5 ひとり親家庭への支援

番号	事業名	事業の概要	担当課
218	生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉）	ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。また、ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。	子ども家庭課
219	母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。	子ども家庭課
220	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	子ども家庭課
221	母子家庭等自立支援給付等事業	ひとり親家庭の親の就労を促進するために指定訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。また就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業している人に訓練促進費を支給します。	子ども家庭課
222	ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	義務教育修了前（子が中学生のみの場合はひとり親になつて6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親が、残業や休日出勤などで育児・家の手伝いが必要なとき等に、家事援助者を雇う費用を助成します。	子ども家庭課
223	ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。	子ども家庭課
224	生活向上支援事業（ひとり親家庭）	個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります（ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業（健康部）との連携等）。	子ども家庭課
225	寡婦（寡夫）控除等のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、保育園、子ども園、幼稚園の保育料、学童クラブの利用料等について、寡婦（寡夫）控除等をみなし適用し、負担軽減を図ります。	保育課 子ども家庭支援課

3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	事業の概要	担当課
226	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。	男女共同参画課
227	育児ママの再就職準備講座	子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。	男女共同参画課
228	男性の育児・介護サポート企業応援事業	区内の中小企業で、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。	男女共同参画課

番号	事業名	事業の概要	担当課
229	父親の育児参加の促進	男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。	男女共同参画課
230	小学校高学年向け啓発誌の配付	小学校5年生を対象に、男女共同参画啓発誌を配付し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用します。	男女共同参画課
231	女性問題に関する相談機関連携会議	配偶者暴力等（DV）防止のために、関係する相談機関との連携を強化するとともに、事例研究を通して相談員相互の資質の向上と情報の共有化を図ります。	男女共同参画課
232	悩みごと相談室	ライフスタイルの変化や核家族化により多様化する悩みに対して、気軽に相談できるよう専門の職員が直接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行います。	男女共同参画課
233	女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり触知体験や健康測定機器による健康チェック、雑誌や図書による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性のこころと体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	女性の健康支援センター（四谷保健センター内）
234	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	男女共同参画課
235	配偶者等からの暴力の防止	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催し、広くDV防止の意識啓発を行っていきます。	男女共同参画課
236	男女共同参画啓発講座	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともにリーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生き方も支援します。	男女共同参画課

3-7 外国につながりのある家庭、子どものために

番号	事業名	事業の概要	担当課
237	日本語学習への支援	区で生活している外国人が、日本語を用いてコミュニケーションをとりながら地域で安定的な生活を送れるよう、日本語学習の機会の充実を図ります。	多文化共生推進課
238	外国語版生活情報誌の発行	外国人向け8種類の目的別の生活ガイドを作成配布し、毎年掲載情報の更新を行います。	多文化共生推進課
239	保育園児等へのサポート	日本語によるコミュニケーションが困難な児童を対象として、母国語でのサポートを行いながら、日本語の理解を促します。保護者に対しては、保護者会等に通訳者を派遣します。	保育指導課

番号	事業名	事業の概要	担当課
240	新宿生活スタートブックの発行	来日間もない外国人に対し、日本の基本的な生活ルール、生活習慣を中心に紹介するとともに、区役所での手続きなどの案内を掲載した冊子を作成し、住民登録事務手続きの際に配布します。	多文化共生推進課
241	外国語版生活情報ホームページの作成	外国人向けの生活情報ホームページを作成します。	多文化共生推進課
242	外国語版SNSの運営	区内で生活する外国人に対し、行政情報、生活情報、災害時の情報をSNSを通じて発信します。	多文化共生推進課
243	多文化共生のまちづくりの推進	外国人や日本人の地域住民・ボランティア・活動団体等でネットワークを構築する「新宿区多文化共生連絡会」の運営、外国人と日本人が共に区政に参画する「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営を通じ、多文化共生のまちづくりを推進します。	多文化共生推進課
244	外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版を作成し配布します。	子ども家庭課
245	日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。 また、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。 さらに、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。	教育支援課
246	日本語学級の運営	日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置付け、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取組みを支援しています。	教育支援課
247	多言語による就学案内と進路予定アンケートの実施	区内居住の外国籍の子どものうち、翌年度小学校へ就学する年齢の子どもの保護者及び中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍する子どもの保護者に対し、多言語の就学に対する案内書を、8月中旬（新小1）・9月中旬（新中1）に郵送等で周知します。同様に進路予定に関するアンケートも行い、小学校へ就学する年齢の子どもの保護者へは8月中旬、中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍しない子どもの保護者へは9月中旬に郵送します。	学校運営課

目標4 安心できる子育て環境をつくります

4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
248	スポーツ推進委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行います。	生涯学習スポーツ課
249	「四谷ひろば」の維持管理	地域住民主体の運営協議会が管理運営する「四谷ひろば」を施設の維持管理面で支援します。	四谷特別出張所

番号	事業名	事業の概要	担当課
250	家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ）	新宿子育てメッセ実行委員が区民に対して、日常の活動の成果を展示・発表することにより、子育て支援に寄与する場として「新宿子育てメッセ」を開催します。 家庭と地域の教育力向上のため、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境づくりを目指します。	子ども家庭支援課
251	思春期の子育て支援事業	思春期の子育てを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として連続講座やシンポジウムを開催します。	子ども家庭支援課
252	北山伏子育て支援協働事業（ゆつたりーの）	地域住民が主体となるNPO法人が、利用者とアイデアを出し合い、自主的な子育て支援事業を実施します。	子ども家庭支援課
253	青少年活動推進委員の活動	次代を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年の体験活動の充実や、青少年の生活の中心である家庭の教育環境の向上を図るために活動しています。	子ども家庭支援課
254	地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行っています。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位として作られ、地域の実情に即した活動を展開しています。	子ども家庭課 特別出張所
255	社会を明るくする運動	青少年の非行防止と、非行に陥った人たちの更生・援助のための地域活動について広く理解を得るため、法務省の主唱で全国的に実施しており、区では7月～8月を強調期間として、各団体が運動を展開しています。	子ども家庭課
256	子育て仲間づくり事業	子育て仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図ります。	子ども家庭支援課
257	保育園・子ども園地域交流事業	在宅で子育てをしている保護者が在園児や保護者とふれあう場を提供します。また、ベビーマッサージや食育講座など、子育ての不安感を解消するための講座も開催しています。	保育指導課
258	子育て支援者養成事業	「子育て支援員」として、子育て支援に関するスキルを習得するとともに、自主的に子育て支援を行う人材を育成する講座を実施します。	子ども家庭支援課
259	新宿区子ども未来基金を活用した助成事業	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことを目的として、区民等が行う活動に対し、資金の一部を助成しています。	子ども家庭課
260	児童館自主事業運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等の交流を図ります。	子ども家庭支援課
261	落合三世代交流事業	西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。	子ども家庭支援課
262	児童と高齢者の交流	児童館と地域交流館等高齢者の利用施設の合築施設において、行事等を契機に交流する機会を設けます。	子ども家庭支援課
263	市街地再開発事業等における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業等においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮した上で、保育所等の子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現します。	防災都市づくり課

番号	事業名	事業の概要	担当課
264	家庭の教育力向上支援	<p>時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。PTAとの連携により多様なテーマで「家庭教育講座」を開催する他に、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施します。講座等に参加できない保護者には家庭教育について考える機会となるよう「家庭教育ワークシート」等を作成して配布します。</p> <p>また、「入学前プログラム」では、入学前等に保護者が集まる保護者会の機会を活用して、入学を機に保護者としての意識を再認識し、保護者同士の仲間づくりにつなげてもらうためのワークショップや、子どもの仲間づくりのためのプログラムを、学校の実情に適した形態で実施します。</p>	教育支援課
265	メンタルサポートボランティア	明治大学心理カウンセリング学科の学生及び大学院生のボランティアを小・中学校に配置し、児童生徒の相談相手や学習補助等を行い教育活動の補助をします。	教育支援課

4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
266	子育て応援ショップの登録促進	<p>子どもを連れた人へ配慮する取組みを行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ」として登録し、ステッカーの交付やホームページでの店舗等のPRを行います。</p> <p>また、区有施設における授乳可能なスペース等の情報とともに、ホームページやスマートフォンアプリで検索できるようにします。</p> <p>親子で外出しやすいまちづくりを通じて、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。</p>	子ども家庭課
267	交通バリアフリーの整備促進	バリアフリー法に基づき、区内全域を対象とした移動等円滑化促進方針の策定を行います。また、ホームドア設置補助等により、鉄道駅のバリアフリー化を推進していきます。	都市計画課
268	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン及び（仮称）新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの普及啓発や施設整備を図り、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。	都市計画課
269	清潔できれいなトイレづくり	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。	みどり公園課

4-3 もっと安全で安心なまちづくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
270	みんなで進める交通安全	<p>[交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けにスタンスマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。</p> <p>[交通安全総点検]：毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施していきます。</p>	交通対策課

番号	事業名	事業の概要	担当課
271	安全教育の推進	安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。 小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、関係部署と連携し、小・中学校において自転車教室や交通安全教室を開催します。	関係各課 教育調整課 教育指導課
272	緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及、啓発等について、警察や地域と協力して推進します。	子ども家庭課
273	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	子どもの安全を守るため、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に提供していきます。	危機管理課
274	新入学児童に対する交通安全対策	区立小学校1年生を対象に、交通安全意識啓発用として、ランドセルカバー、黄色い帽子を配付します。	学校運営課
275	子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図り、防犯用品の配付等を行います。	教育支援課
276	小・中学生への防犯ブザーの配付	区立小・中学生に防犯ブザーを配付し安全教育に努めます。私立等の小・中学生には希望者に貸与します。	学校運営課

4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

番号	事業名	事業の概要	担当課
277	通学路における防犯カメラの運用	区立小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。	教育調整課
278	環境学習情報センターの管理運営	環境保全意識の普及・啓発、環境情報の発信を行い、環境活動の交流の拠点となる施設を目指します。また、区民、団体や事業者との協働で、地域とのつながりを重視した事業を展開します。	環境対策課
279	地球温暖化対策の推進	区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図り、身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、新宿エコ隊の登録者数を増やし、みどりのカーテンの普及、新宿打ち水大作戦などの事業を実施します。	環境対策課
280	環境学習・環境教育の推進	「環境学習ガイド」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進します。	環境対策課 (環境学習発表会は教育支援課)
281	アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備）	アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図ります。	みどり公園課
282	リサイクル活動センターの管理運営	ごみ減量及びリサイクル活動を推進し、資源循環型社会の形成に資する総合活動拠点として運営を行います。環境学習や施設見学のプログラムを通じ、次代を担う子どもたちに対して、環境・リサイクル意識の醸成と啓発を図ります。	ごみ減量リサイクル課
283	区民住宅・特定住宅の管理運営	区民住宅：義務教育修了前の児童を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民に対し住宅を提供します。 特定住宅：20歳未満の児童を扶養する世帯で、所得が一定基準の国内在住者に対し住宅を提供します。	住宅課

番号	事業名	事業の概要	担当課
284	区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがあります。	住宅課
285	高齢者や障害者等の住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、一定の条件に該当する世帯が、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する場合に、保証会社をあっ旋し、保証料の一部を最長10年間助成します。なお、あっ旋を受けずに保証会社と契約した場合にも保証料を助成します。そして、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会において、構成する団体間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居の促進に取り組んでいきます。	住宅課
286	住み替え居住継続支援	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯の円滑な区内転居を支援するため、転居に係る費用の一部を一時金として助成します。	住宅課
287	民間賃貸住宅家賃助成（子育てファミリー世帯向）	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成します。	住宅課
288	ワンルームマンション条例の運用	一定規模以上のワンルームマンション等に家族向け住戸の設置を義務づけることなどを内容とする「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」について、同条例に基づく申請・届出の審査を行います。	住宅課
289	多世代・次世代育成居住支援	<p>【多世代近居同居助成】 区内で新たに近居又は同居を開始する子世帯及びその親世帯を対象に、近居・同居に係る初期費用の一部を助成します。</p> <p>【次世代育成転居助成】 区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する子育てファミリー世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引っ越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。</p>	住宅課

2 検討・協議活動記録

開催日	次世代育成協議会	次世代育成協議会部会	子ども・子育て会議	次世代育成支援推進本部会議
令和元年	6月27日			【第1回】 ①次世代育成支援に関する調査について ②(仮称)「新宿区次世代育成支援計画」の策定について(骨子案等)
	7月2日		【第1回】 (仮称)「新宿区次世代育成支援計画」の策定について(骨子案等)	
	7月8日	【第1回】 (仮称)「新宿区次世代育成支援計画」の策定について(骨子案等)		
	8月28日	【第1回】 (仮称)「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の素案について		
	9月2日	【第2回】 (仮称)「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の素案について		
	9月4日		【第2回】 (仮称)「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の素案について	
	9月9日			【第3回】 (仮称)「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の素案について
	9月11日	【第2回】 (仮称)「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の素案について		

開催日		次世代育成協議会	次世代育成協議会部会	子ども・子育て会議	次世代育成支援推進本部会議
令和元年	12月25日				【第4回】 「新宿区子ども・子育て支援事業計画」の素案に対するパブリック・コメント等での意見に対する計画案への反映等について
令和2年	1月16日		【第3回】 ①「新宿区子ども・子育て支援事業計画」案について ②パブリック・コメント及び地域説明会の意見及び区の考え方について		
	1月29日				【第5回】 ①「新宿区子ども・子育て支援事業計画」案について ②パブリック・コメント及び地域説明会の意見及び区の考え方について
	1月31日			【第3回】 ①「新宿区子ども・子育て支援事業計画」案について ②パブリック・コメント及び地域説明会の意見及び区の考え方について	
	2月12日	【第3回】 ①「新宿区子ども・子育て支援事業計画」案について ②パブリック・コメント及び地域説明会の意見及び区の考え方について			

3 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成

(第八期：令和元年6月23日～令和3年6月22日) 敬称略

役職名	組織・団体等	氏名	部会	備考
会長	新宿区長	吉住 健一		
副会長	東京学芸大学名誉教授	福富 譲	○	部会長
委員	日本大学教授	太田 由加里	○	
	大妻女子大学准教授	石井 章仁	○	
	区民（公募）	小林 浩司	○	
	区民（公募）	齊藤 宏子	○	
	区民（公募）	安島 彩	○	
	商工会議所	太田 昌一郎		
	連合新宿地区協議会	池上 芽		
	民生委員・児童委員協議会	石井 澄子	○	～令和元年11月30日
	新宿区青少年団体連合会	中嶋 ふみゑ		
	区立小学校PTA連合会	木本 広行	○	
	区立中学校PTA協議会	矢崎 礼子	○	
	しんじゅく女性団体会議	堀 全		
	新宿区保護司会	宮田 和夫		
	四谷地区青少年育成委員会	田谷 節子		
	箪笥地区青少年育成委員会	飯島 泰文		
	早稲田地区青少年育成委員会	渡辺 キワ		
	若松地区青少年育成委員会	藤塚 米子		
	大久保地区青少年育成委員会	岩瀬 美代子		
	戸塚地区青少年育成委員会	伊藤 容子		
	落合第一地区青少年育成委員会	大嶋 英二		
	落合第二地区青少年育成委員会	田畠 真紀子		
	柏木地区青少年育成委員会	原 静子		
	角筈地区青少年育成委員会	渡邊 昌美	○	
	区立幼稚園PTA連合会	小林 優子	○	
	新宿区学童保育連絡協議会	岡本 真理代	○	
	新宿区障害者団体連絡協議会	根本 紗子	○	
	新宿区更生保護女性会	今井 茂子		
	教育長	酒井 敏男		
	区立中学校校長会	久保 文人		
	区立小学校校長会	表迫 信行		
	区立幼稚園園長会	泉崎 直之		

役職名	組織・団体等	氏 名	部会	備 考
委 員	新宿区私立幼稚園連合会	菊池 義和	○	
	区立保育園・子ども園園長会	安岡 廣子		
	新宿地区私立保育園連合会	佐藤 恵亮	○	
	地域子育て支援センター	宮越 裕子	○	
	新宿警察署長	上條 隆利		
	四谷警察署長	小林 天		～令和元年9月10日
	四谷警察署長	福原 和実		令和元年9月11日～
	牛込警察署長	齋藤 英俊		
	戸塚警察署長	有田 隆司		
	新宿少年センター所長	川西 博正		～令和元年9月10日
	新宿少年センター所長	織田 茂人		令和元年9月11日～
	新宿消防署長	伊東 功		～令和元年9月10日
	新宿消防署長	石井 千明		令和元年9月11日～
	東京都児童相談センター所長	笹井 敬子		

4 新宿区子ども・子育て会議の構成

(第三期：令和元年6月22日～令和3年6月21日) 敬称略

役職名	氏名	組織・団体等	備考
会長	高橋 貴志	白百合女子大学教授	
副会長	宮崎 霊	玉川大学教授	
委員	小原 敏郎	共立女子大学教授	
	大貫 奈美子	区民(公募)	
	越智 創	区民(公募)	
	加藤 健	区民(公募)	
	竹内 久美子	区民(公募)	
	米山 厚司	保育事業者	
	青野 啓子	保育事業者	
	千葉 伸也	私立幼稚園連合会	
	角 由紀実	学童保育事業者	
	古川 ワカ	区立保育園・子ども園	
委員	青山 章子	民生委員・児童委員協議会	～令和元年11月30日
	田中 敦子	民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日～
	小原 聖子	新宿子育てメッセ実行委員会	

5 新宿区次世代育成協議会条例

平成17年3月24日

条例第18号

改正 平成19年6月21日条例第47号

平成27年3月23日条例第18号

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策(以下「次世代育成施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区次世代育成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成施策に関する重要な事項について協議する。

- 2 前項に規定するもののほか、協議会は、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
- 3 前2項に規定する協議会の所掌事務には、新宿区子ども・子育て会議の所掌事務に該当するものを含まないものとする。

(平27条例18・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員43人以内をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者 3人
 - (2) 区民 3人
 - (3) 事業者(法人その他の団体にあっては、その構成員(次号に掲げる者を除く。)) 1人
 - (4) 労働組合の組合員 1人
 - (5) 地域活動団体の構成員 20人
 - (6) 教育、保健、福祉等の関係者 8人
 - (7) 関係行政機関の職員 7人

(平19条例47・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、次世代育成施策に関する特定の事項について調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聞くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年5月24日規則第107号により、平成17年6月23日から施行)

- 2 委員の委嘱及び任命のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成19年6月21日条例第47号)

- 1 この条例は、平成19年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区次世代育成協議会条例第3条第3項の規定による委員の委嘱及び任命のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成27年3月23日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成27年5月7日規則第54号により、平成27年6月22日から施行)

6 新宿区子ども・子育て会議条例

平成27年3月23日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、新宿区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、新宿区における法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者 4人以内
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を行うもの(法人その他の団体にあっては、その構成員) 5人以内
- (4) 地域活動団体の構成員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は第3条第1号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

(会議)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができ

る。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年5月7日規則第54号により、平成27年6月22日から施行)

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を改正する。

(新宿区次世代育成協議会条例の一部改正)

4 新宿区次世代育成協議会条例(平成17年新宿区条例第18号)の一部を改正する。

7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策（以下「次世代育成施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、新宿区次世代育成支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする

- (1) 次世代育成支援にかかる計画の策定に関すること
- (2) 次世代育成支援にかかる諸施策の協議及び推進に関すること
- (3) 次世代育成支援にかかる計画の推進の総合調整に関すること
- (4) その他次世代育成支援にかかる施策の推進に関し本部長が必要と認める事項

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理するものとする。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部子ども家庭課長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は幹事長が招集する。

(部会)

第6条 幹事会に部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、子ども家庭部子ども家庭課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本部員	総合政策部長
	総務部長
	危機管理担当部長
	地域振興部長
	文化観光産業部長
	福祉部長
	社会福祉協議会担当部長
	子ども家庭部長
	子ども総合センター所長
	健康部長
	新宿区保健所長
	みどり土木部長
	環境清掃部長
	都市計画部長
	教育委員会事務局次長
	中央図書館長

別表第2（第5条関係）

幹事	総合政策部 企画政策課長
	総務部 総務課長
	危機管理担当部 危機管理課長
	地域振興部 地域コミュニティ課長
	文化観光産業部 文化観光課長
	福祉部 地域福祉課長
	子ども家庭部 子ども家庭課長
	健康部 健康政策課長
	みどり土木部 土木管理課長
	環境清掃部 環境対策課長
	都市計画部 都市計画課長
	教育委員会事務局 教育調整課長

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期) 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

発行年月 令和2(2020)年3月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03(5273)4260

ファックス03(5273)3610

印刷物作成番号

2019-7-3001

新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

